

平成 26 年 5 月 20 日

番号制度に関する研修会

第 1 部 「マイナンバー制度の概要」

【講 師】 内閣官房内閣審議官 向井 治紀 氏

第 2 部 「税務行政への影響」

【講 師】 国税庁長官官房企画課長 並木 稔 氏

第 3 部 「特定個人情報保護について」

【講 師】 特定個人情報保護委員会事務局長 其田 真理 氏

第 4 部 「実務家の視点からみる番号制度」

【講 師】 税理士 上西 左大信 氏

日本税理士会連合会

「番号制度に関する研修会」スケジュール

平成 26 年 5 月 20 日

12:30～ 受付開始
13:00～ 開会の挨拶等

13:10～14:40 (1 時間 30 分)	第 1 部 「マイナンバー制度の概要」 【講 師】 内閣官房内閣審議官 向井 治紀
----------------------------	--

— 休 憩 (10 分) —

14:50～15:50 (1 時間)	第 2 部 「税務行政への影響」 【講 師】 国税庁長官官房企画課長 並木 稔
-----------------------	--

— 休 憩 (10 分) —

16:00～16:30 (30 分)	第 3 部 「特定個人情報保護について」 【講 師】 特定個人情報保護委員会事務局長 其田 真理
-----------------------	---

16:30～17:20 (50 分)	第 4 部 「実務家の視点からみる番号制度」 【講 師】 税理士 上西 左大信
-----------------------	--

17:20～ 閉会の挨拶等
17:30 閉会

配布資料

- 1 表紙・次第
- 2 第 1 部レジュメ「マイナンバー制度の概要」
- 3 第 2 部レジュメ「税務行政への影響」
- 4 第 3 部レジュメ「特定個人情報保護について」
- 5 第 4 部レジュメ「実務家の視点からみる番号制度」
- 6 参考資料
- 7 講師略歴
- 8 アンケート

平成26年5月20日
番号制度に関する研修会

マイナンバー制度の概要

内閣官房 内閣審議官

向井 治紀

番号制度に関する過去の検討等①

●グリーンカード（少額貯蓄等利用者カード）

【概要】

- ・少額貯蓄・公債非課税制度の利用希望者に対し、申請によりカードを交付する。
- ・非課税貯蓄について金融機関、郵便局等はカードで本人確認を行う。
- ・課税貯蓄の利子及び配当については、金融機関等はカードにより本人確認を行い、支払調書にカードの番号を記載する。カードのない者への本人確認は運転免許証等一定の書類の提出を求めて行う。

【背景等】

- ・当時貯金残高の半分以上を占めていた少額利子所得非課税制度（マル優制度）は、本人確認が十分に行われていないなどの問題が指摘され、廃止が検討されていた。
- ・1979年、大平内閣で検討されていた一般消費税構想が撤回され、利子・配当・株式等譲渡益課税の総合課税化を目指すこととなった。（※現在、利子所得については税務当局が個人別の利子所得を把握する必要のない源泉分離課税となっている。）
- ・1980年3月、法案成立。1983年、民間金融機関から税務調査の権限が及ばないと言われていた郵貯への資金シフト、日本国内から海外への資金シフト、金融資産から現物資産への資金シフトなどを背景に経済混乱を回避するとして実施を3年延期。1985年3月、法案廃止。

●社会保障番号

【概要】

- ・「経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（2001年6月26日閣議決定）で「分かりやすく信頼される社会保障制度」を目的とした「社会保障番号制」の導入、「社会保障個人会計（仮称）」の構築が盛り込まれ、「改革行程表」（2001年9月26日閣議決定）において2002年3月までに制度導入に向け調査・具体化のスケジュールが定められたが、その後具体的な検討は進まなかった。

●社会保障カード構想

【概要】

- ・ICカードに本人を識別するIDを格納し、国民1人に1枚のカードを交付する。
- ・ICカードによる確実な本人確認のもとで、国民は医療機関の受診、各種社会保障給付の手続きを行う。
- ・オンライン上に設けられた個人アカウントの活用により、本人が社会保障サービスの提供に関する情報の集約・他の機関への提供をできる仕組み。

番号制度に関する過去の検討等②

●「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」 (平成19年7月5日政府・与党合意) (抄)

Ⅲ 新たな年金記録管理システムの構築

2. 「社会保障カード」(仮称)の導入【平成23年度中を目途】

銀行通帳のような方式ではなく、個人情報保護を保護する観点から記載内容が他人に見られないよう十分なセキュリティ確保を行った上で、1人1枚の「社会保障カード」(仮称)を導入する。

また、このカードは年金手帳だけでなく、健康保険証、更には介護保険証の役割を果たす。さらに、お年寄りなどご本人の希望があった場合には、写真を添付し身分証明書としてお使いいただけられるものである。年金の記録については、窓口における年金記録の確認はもとより、自宅においても常時、安全かつ迅速に確認できるようになる。

また、このカードは、基礎年金番号の重複付番の防止にも役立つものである。

●平成21年度自民党税制改正大綱(平成20年12月12日)

第四 検討事項

5 納税者番号制度は、的確な所得把握を通じて適正・公平な課税の実現に資するものであるが、今後、税制を国民の利便性に配慮して柔軟に設計していく上でも必要不可欠であり、行政効率化に資する意義も大きい。

したがって、納税者番号制度については、今後の税制や社会保障のあり方の議論と併せて、現行の住民票コードの活用や、いわゆる社会保障番号との関係の整理等を含め、具体的かつ深度ある議論を関係団体・関係省庁が連携して実施し、国民の理解を得て、早期かつ円滑な導入を目指すべきである。

このため、今後、与党内に納税者番号制度に関する検討会を立上げ、制度の導入に向けて精力的に議論を行うこととする。

マイナンバー法案成立までの経緯

2010年2月 「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会」を設置（2010年6月までに全6回開催）。

2010年6月 社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会で、「中間とりまとめ」を公表。

2010年11月 政府・与党社会保障改革検討本部の下に「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」を設置（以降14回開催）。

2010年12月 社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会で、「中間整理」を公表。

2011年1月 政府・与党社会保障改革検討本部で、「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針」、「番号制度創設推進本部」設置を決定。

2011年4月 社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会で、「社会保障・税番号要綱」を決定。

2011年6月 政府・与党社会保障改革検討本部で、「社会保障・税番号大綱」を決定。

2012年2月14日 番号関連3法案を閣議決定、第180回通常国会に提出。

- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案
- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
- ・ 地方公共団体情報システム機構法案

2012年11月16日 衆議院が解散し、番号関連3法案が廃案。

2013年3月1日 自公民による修正協議を踏まえ、番号関連4法案を閣議決定、第183回通常国会に再提出。

- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案
- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
- ・ 地方公共団体情報システム機構法案
- ・ 内閣法等の一部を改正する法律案（政府CIO法案）

2013年5月9日 衆議院本会議において番号関連4法案につき一部修正のうえ可決。

2013年5月24日 参議院本会議において番号関連4法案が可決、成立。

2013年5月31日 番号関連4法が公布。

社会保障・税番号制度の導入趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度を導入

効果

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

実現すべき社会

- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

マイナンバー法の目的・基本理念

(目的)

第一条 この法律は、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができ、整理された情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これにより、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、かつ、これらの者に対し申請、届出その他の手続きを行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めるほか、個人番号その他の特定個人情報取扱いが安全かつ適正に行われるよう行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)及び個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)の特例を定めることを目的とする。

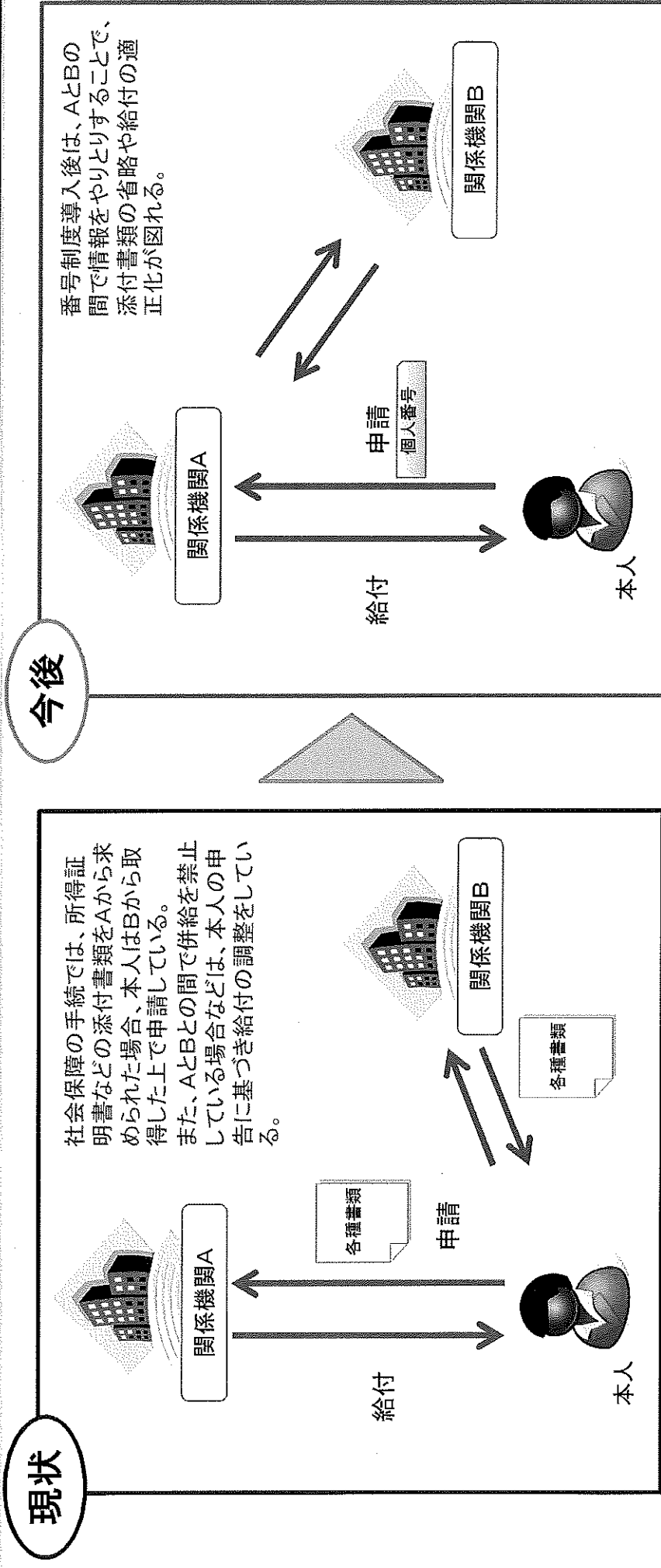
(基本理念)

第三条 個人番号及び法人番号の利用は、この法律の定めるところにより、次に掲げる事項を旨として、行われなければならない。

- 一 行政事務の処理において、個人又は法人その他の団体に関する情報の管理を一層効率化するとともに、当該事務の対象となる者を特定する簡易な手続を設けることによつて、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資すること。
- 二 情報提供ネットワークシステムその他これに準ずる情報システムを利用して迅速かつ安全に情報の授受を行い、情報を共有することによつて、社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資すること。
- 三 個人又は法人その他の団体から提出された情報については、これと同一の内容の情報の提出を求めることを避け、国民の負担の軽減を図ること。
- 四 個人番号を用いて収集され、又は整理された個人情報法が法令に定められた範囲を超えて利用され、又は漏えいすることがないよう、その管理の適正を確保すること。
- 2 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、行政運営の効率化を通じた国民の利便性の向上に資することを旨として、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない。

(中略)

マイナンバー制度導入のメリット①



① 所得証明書等の添付省略

→ 国民年金保険料の免除、児童扶養手当の支給、高額療養費の決定 等

② 住民票の添付省略

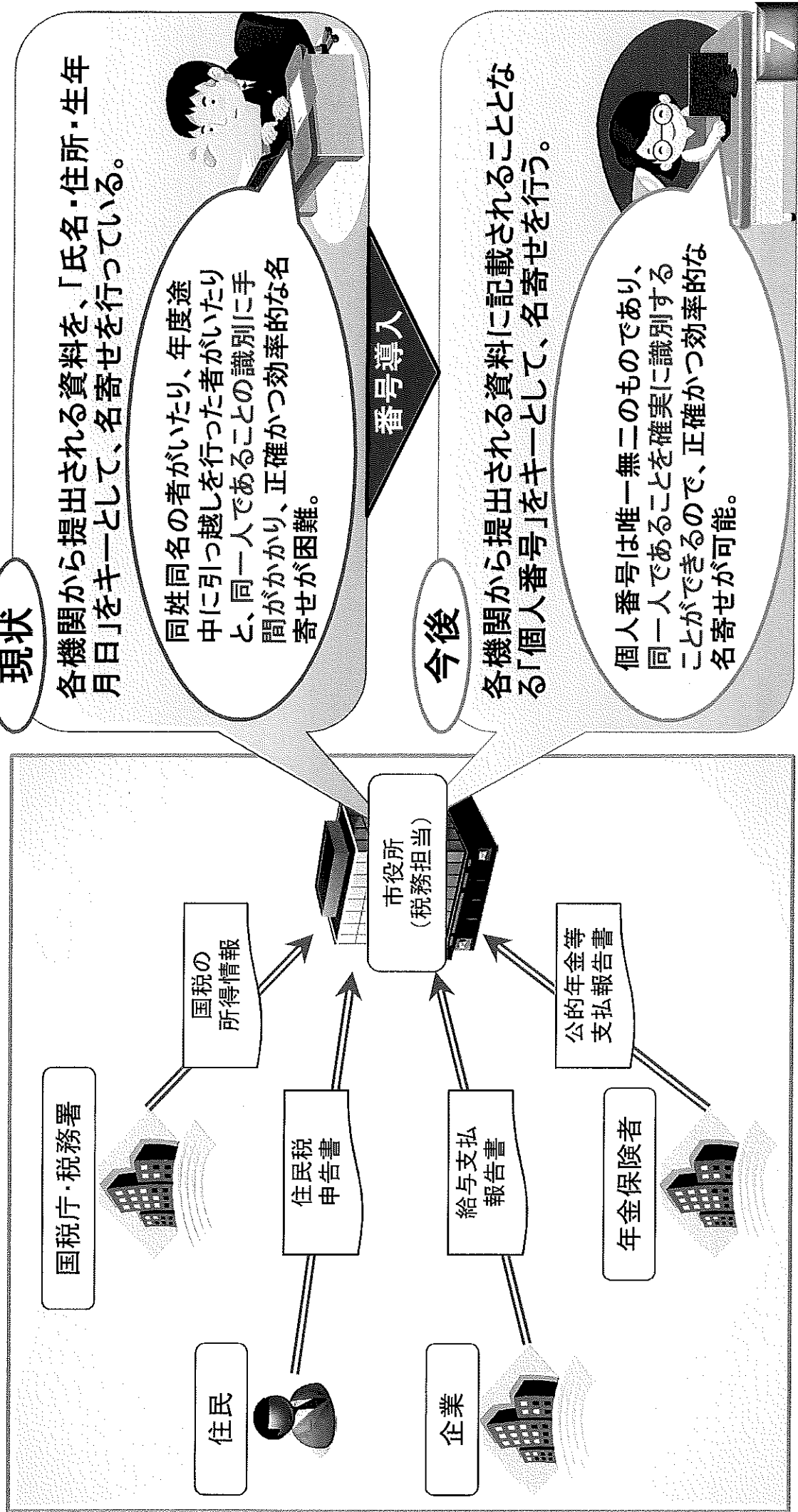
→ 未支給年金の請求、児童扶養手当の支給申請、雇用保険における未支給の失業等給付の申請 等

③ 異なる制度間における給付調整の確実性の向上

→ 傷病手当金の支給申請者に関する障害厚生年金等の給付状況の確認 等

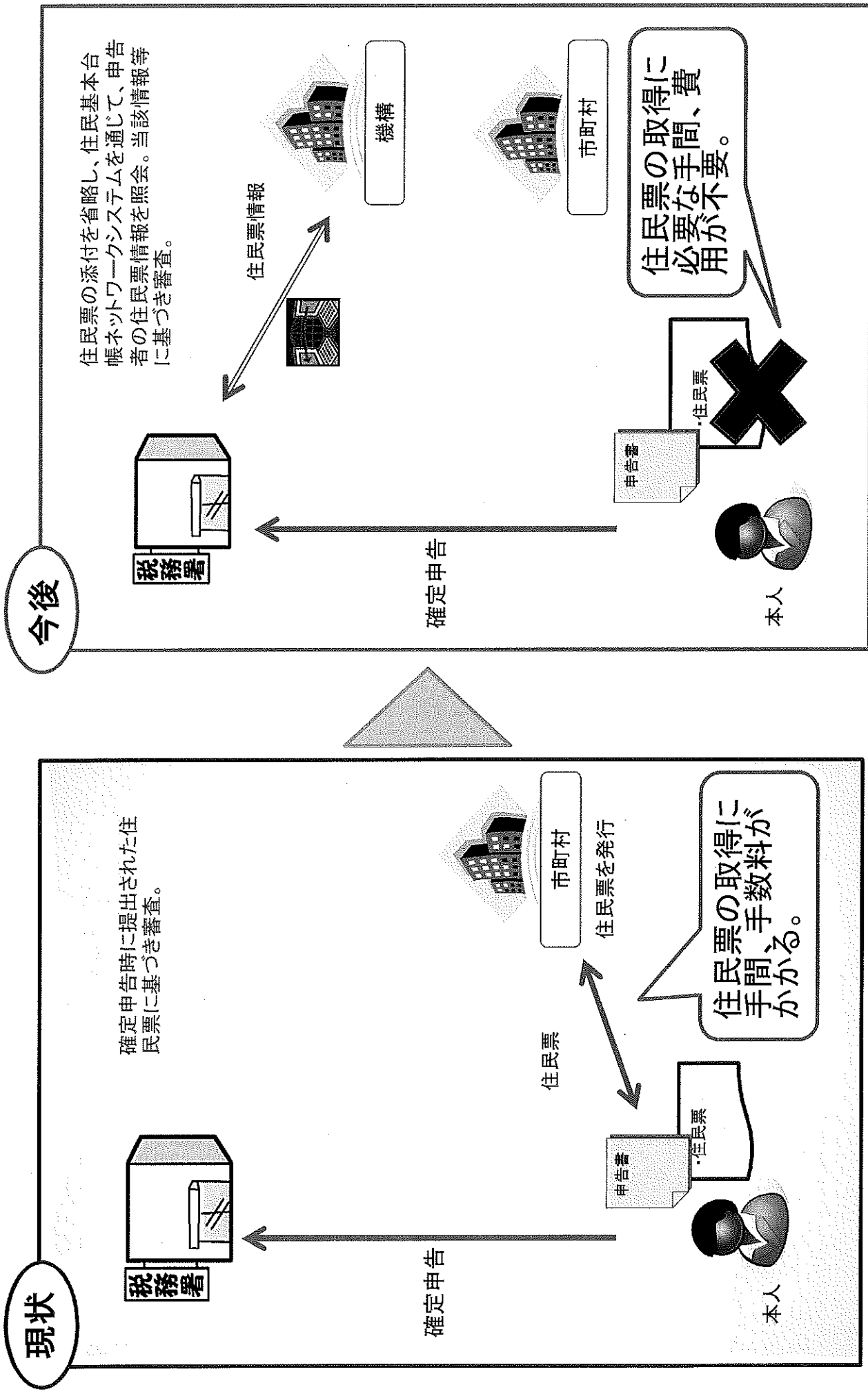
マイナンバー制度導入のメリット②

所得情報を正確かつ効率的に把握できるようになります。



マイナンバー制度導入のメリット③

確定申告時の添付書類(住民票)の削減



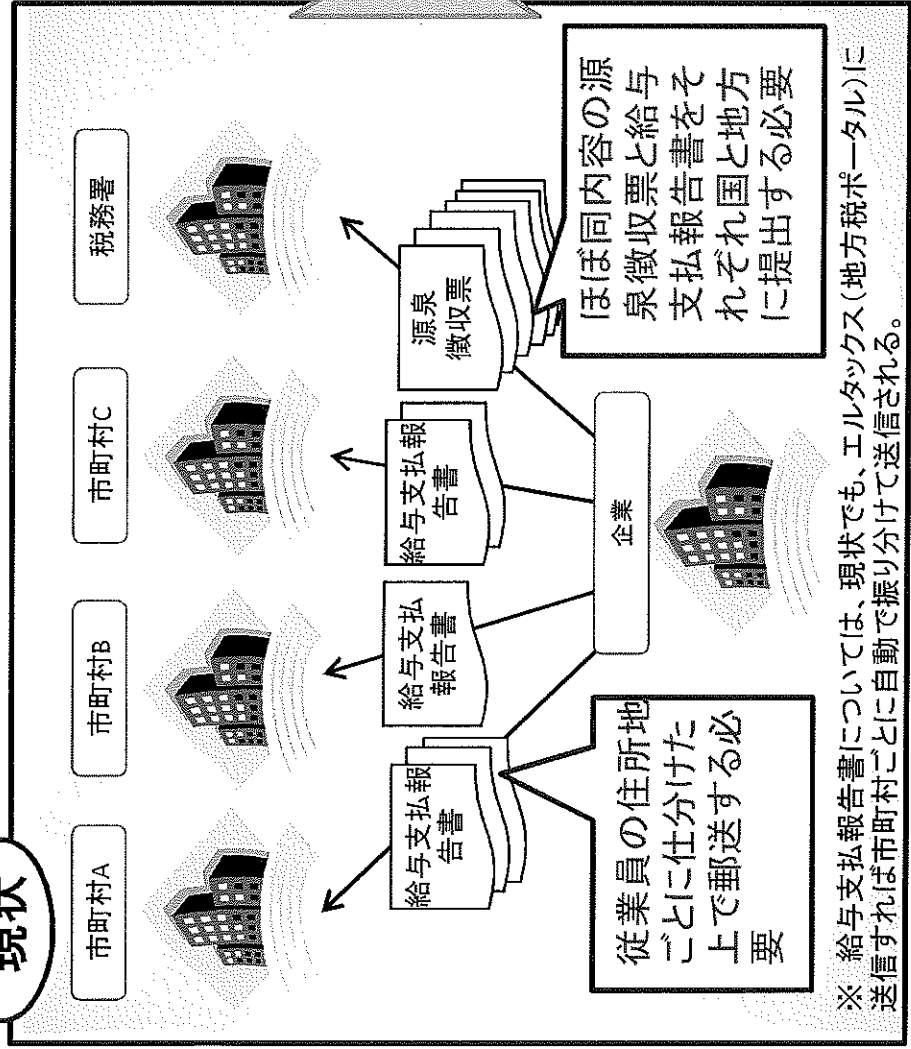
マイナンバー制度導入のメリット④

源泉徴収票・給与支払報告書の電子的提出先の一元所化

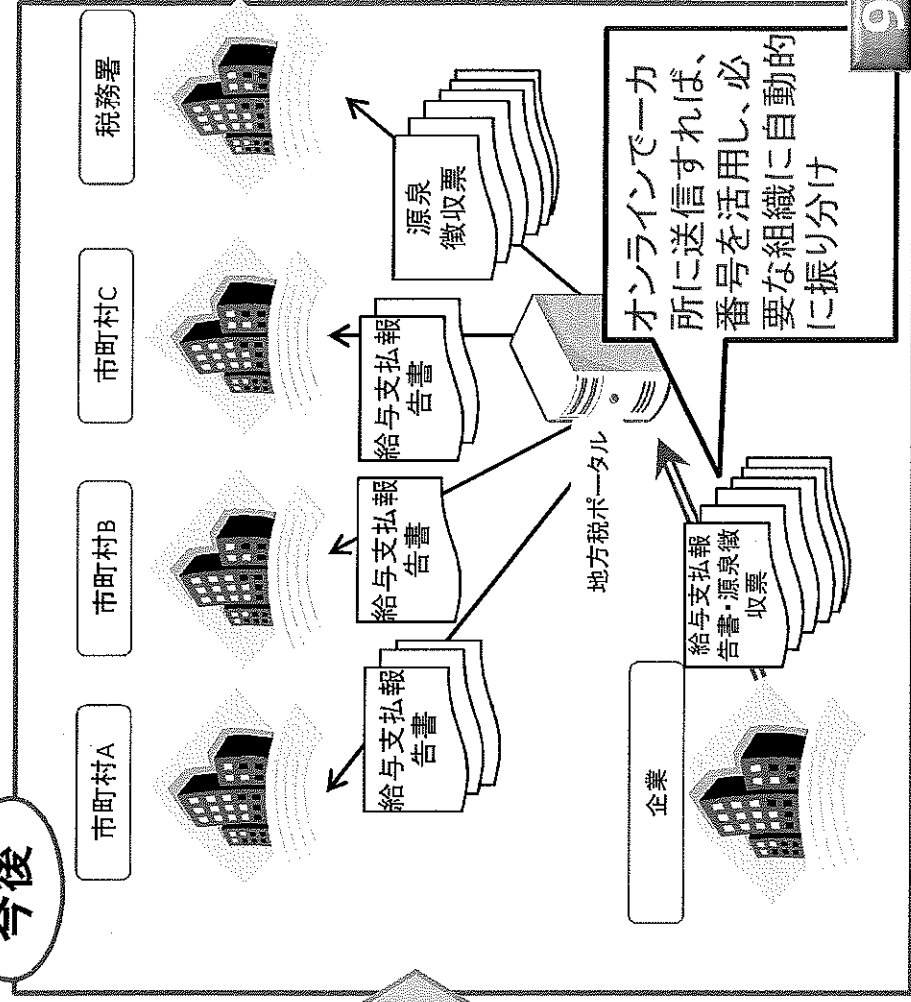
- 企業は従業員の給与に係る源泉徴収票と給与支払報告書を税務署と従業員住所地の市町村にそれぞれ仕分けた上で郵送している。
- 源泉徴収票と給与支払報告書はほぼ同内容であることから、一種類の様式をエルトックス(地方税ポータル)に送信すれば、番号を活用して必要な提出先に自動的に振り分けて提出されるようにすることで、企業の事務負担を軽減する。

【上記のイメージ】

現状



今後



社会保障・税番号制度の仕組み

◎個人に

- ① 悉皆性(住民票を有する全員に付番)
- ② 唯一無二性(1人1番号で重複の無いように付番)
- ③ 「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な視認性(見える番号)
- ④ 最新の基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)と関連付けられている新たな「個人番号」を付番する仕組み。

◎法人等に上記①～③の特徴を有する「法人番号」を付番する仕組み。

①付番

②情報連携

◎複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

- 連携される個人情報種別やその利用事務を番号法で明確化
- 情報連携に当たっては、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付け(※ただし、官公庁が源泉徴収義務者として所轄の税務署に源泉徴収票を提出する場合などは除く)

③本人確認

◎個人が自分であることを証明するための仕組み

◎個人が自分の個人番号の真正性を証明するための仕組み。

- ICカードの券面とICチップに個人番号と基本4情報及び顔写真を記載した個人番号カードを交付
- 正確な付番や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み

社会保障・税番号制度における安心・安全の確保

番号制度に対する国民の懸念

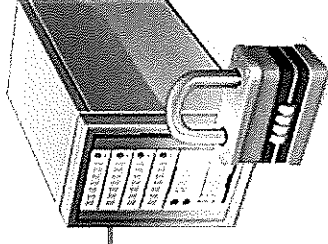
- ・ 個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された個人情報が外部に漏れいすのではないかといった懸念。
- ・ 個人番号の不正利用等（例：他人の個人番号を用いた成りすまし）等により財産その他の被害を負うのではないかといった懸念。
- ・ 国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて一元管理されるのではないかといった懸念

制度面における保護措置

- ① 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（番号法第20条、第28条）
- ② 特定個人情報保護委員会による監視・監督（番号法第50条～第52条）
- ③ 特定個人情報保護評価（番号法第26条、第27条）
- ④ 罰則の強化（番号法第67条～第77条）
- ⑤ マイ・ポータルによる情報提供等記録の確認（番号法附則第6条第5項）

システム面における保護措置

- ① 個人情報を一元的に管理せずに、分散管理を実施
- ② 個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施



個人番号・法人番号の付番

個人に付する「個人番号」

付番

- 市町村長は、住民票に住民票コードを記載したときは、速やかに、個人番号を指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。（第7条第1項）

※対象者は、住民票コードが住民票に記載されている日本の国籍を有する者、中长期在留者、特別永住者等の外国人。

※所管は総務省、市町村の事務は法定受託事務。

変更

- 市町村長は、個人番号が漏えいして不正に用いられる恐れがあるときは、請求又は職権により、従前の個人番号に代えて、新たな個人番号を指定し、通知カードにより通知しなければならない。（第7条第2項）

番号生成機関

- 市町村長は、個人番号を指定するときは、あらかじめ地方公共団体情報システム機構に対し、指定しようとする者に係る住民票コードを通知し、個人番号とすべき番号の生成を求めめる。（第8条第1項）
- 地方公共団体情報システム機構は、①他のいずれの個人番号とも異なり、②住民票コードを変換して得られるものであり、③住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでない番号を生成し、市町村長に通知する。（第8条第2項）

法人等に付する「法人番号」

付番

- 国税庁長官は、法人等に対して、法人番号を指定し、通知する。
（第58条第1項） ※所管は国税庁
- 国税庁長官は、法人番号指定のため、法務大臣に対し、会社法人等番号の提供を求めることができる。（第60条）

- 法人番号の付番対象（第58条第1項、第2項）

- ・ 国の機関及び地方公共団体
- ・ 登記所の登記簿に記録された法人等
- ・ 法令等の規定に基づき設置されている登記のない法人
- ・ 国税・地方税の申告・納税義務、源泉徴収義務、特別徴収義務、法定調書の提出義務を有する、又は法定調書の提出対象となる取引を行う法人

変更・通知、検索及び閲覧

- 法人番号は変更不可
- 国税庁長官は、付番した法人番号を当該法人等に書面により通知
- 法人番号は官民を問わず様々な用途で活用

※法人等の基本3情報（商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、会社法人等番号）の検索・閲覧可能なサービスをホームページ等で提供。ただし、人格のない社団の場合は、予め同意のある場合のみ。

個人番号の利用範囲

別表第一(第9条関係)

社会保障分野	年金分野	⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。 ○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 ○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等
	労働分野	⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等を利用。 ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等
	福祉・医療・その他分野	⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等を利用。 ○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 ○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等
災害対策分野	税分野	⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等を利用。
	災害対策分野	⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等を利用。 ⇒被災者台帳の作成に関する事務に利用。

上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。

番号法の情報提供の制限規定

(特定個人情報提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報提供をするとき。

二 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報提供をするとき（第十号に規定する場合を除く。）。

三 本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報提供をするとき。

(中略)

五 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報提供をするとき。
(中略)

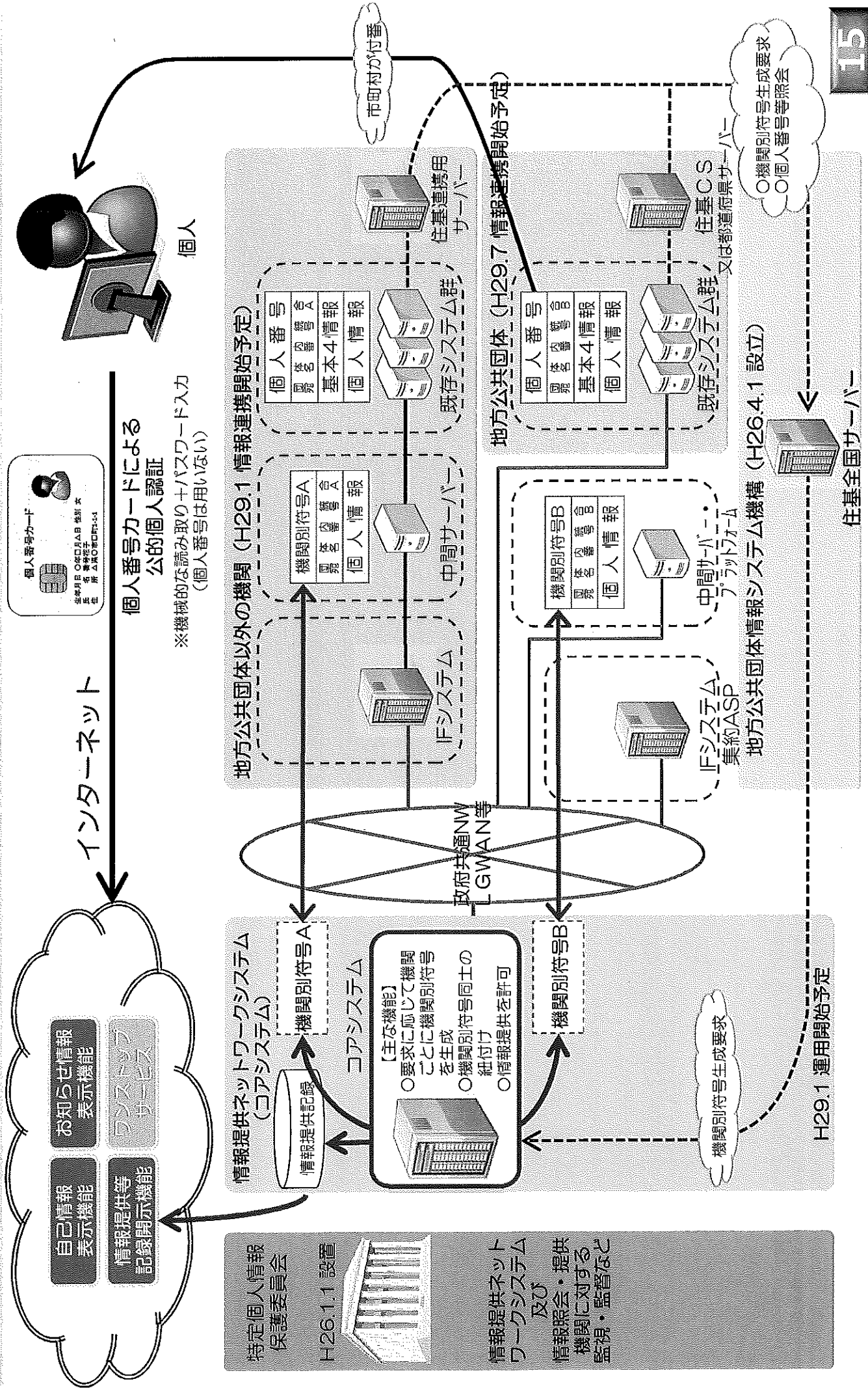
七 別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報提供の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報システムに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報提供をするとき。

八 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第四十六条第四項 若しくは第五項、第四十八条第七項、第七十二条の五十八、第三百七十七条又は第三百二十五条の規定その他政令で定める同法 又は国税（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第一号 に規定する国税をいう。以下同じ。）に関する法律の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報提供を求めるとき、当該特定個人情報提供の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

(中略)

十二 各議院若しくは各議院の委員会若しくは各議院の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第四百条第一項（同法第五十四条の四第一項）において準用する場合を含む。）若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯罪事件の調査又は会計検査院の検査（第五十三条において「各議院審査等」という。）が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

番号制度における情報連携の概要

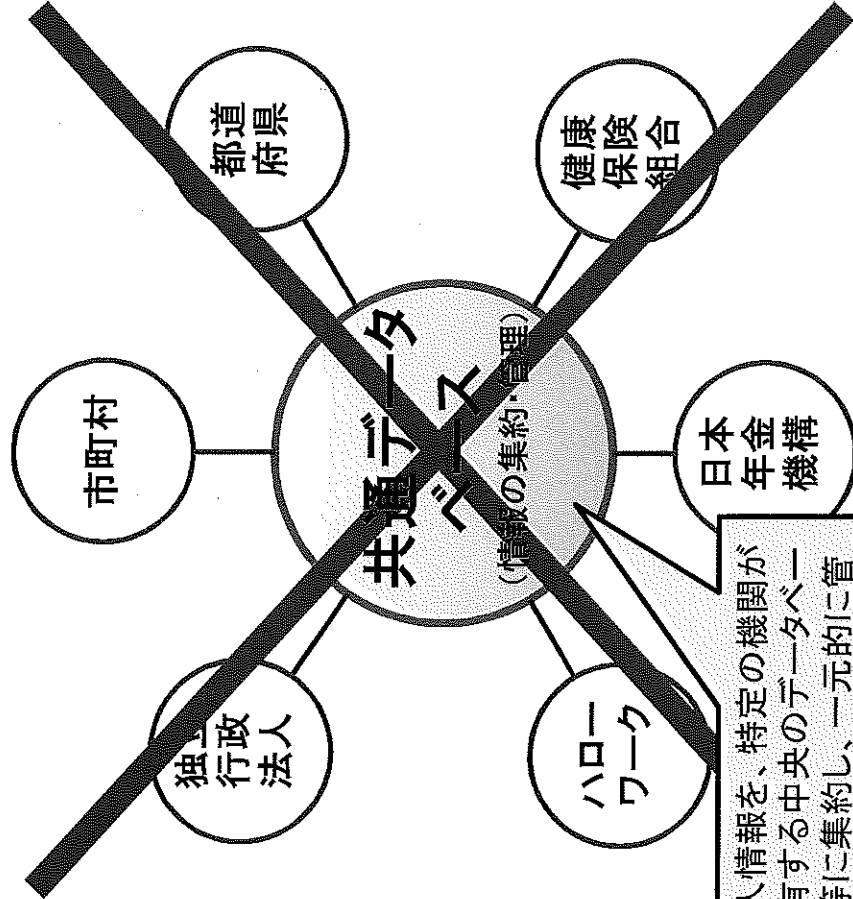


個人情報管理の方法について

× 番号制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を持定の機関に集約し、その集約した個人情報をもとに各行政機関が閲覧することができる『一元管理』の方法をとるものではない。

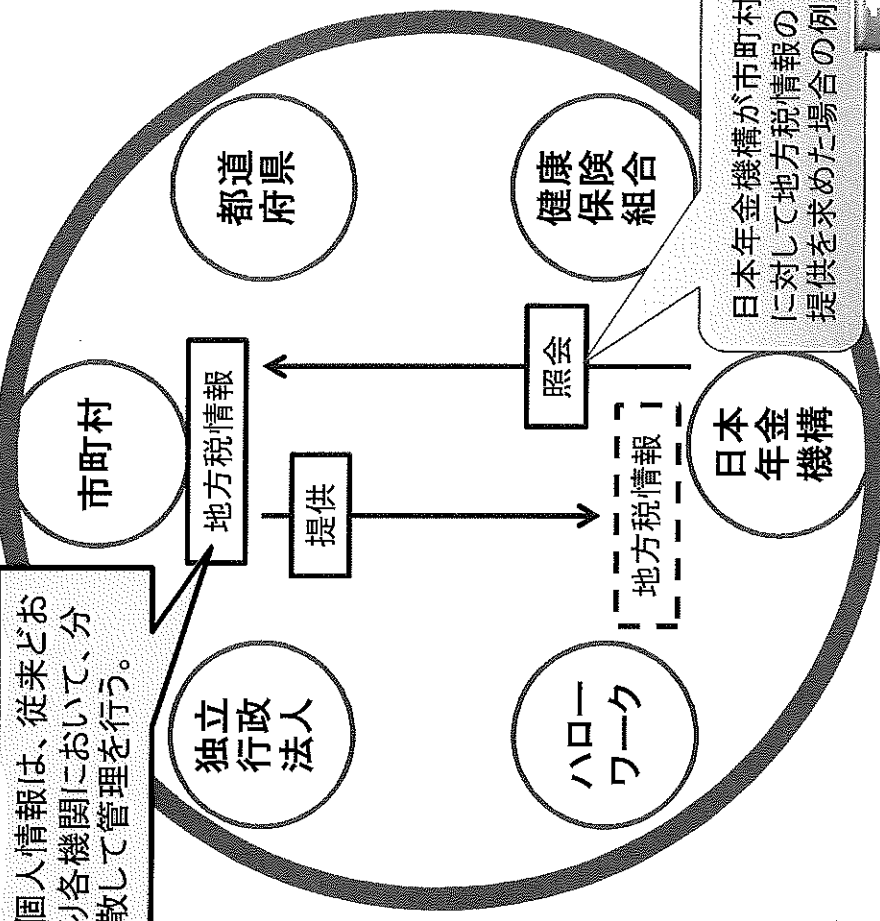
○ 番号制度が導入されても、従来どおり個人情報は各行政機関等が保有し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、番号法別表第二で定められるものにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる『分散管理』の方法をとるものである。

一元管理



個人情報を、特定の機関が保有する中央のデータベース等に集約し、一元的に管理を行う。

分散管理

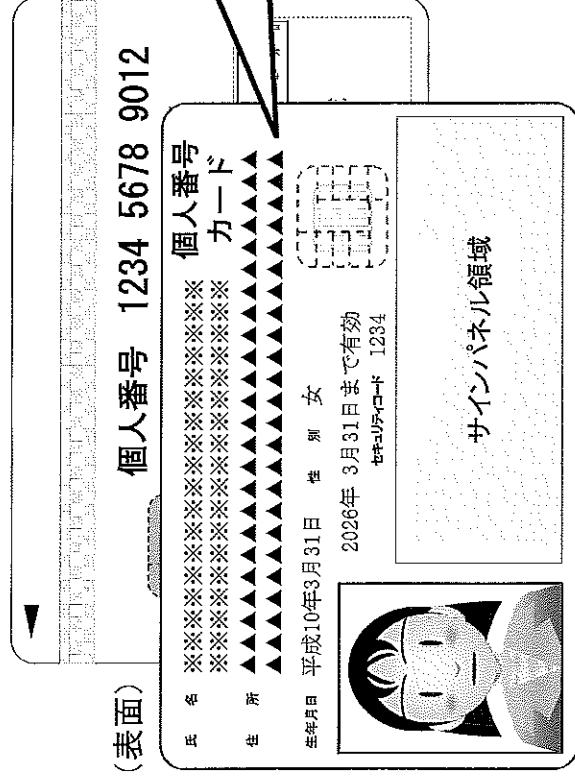


個人情報は、従来どおり各機関において、分散して管理を行う。

個人番号カード

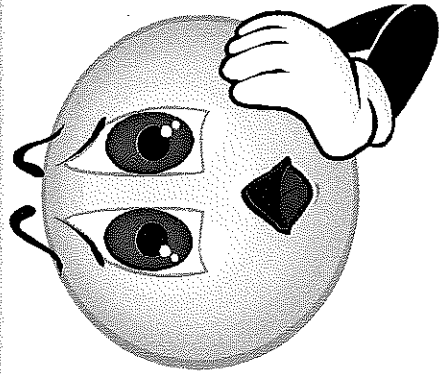
市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。(第17条第1項)

(裏面) 個人番号カードの様式(案)

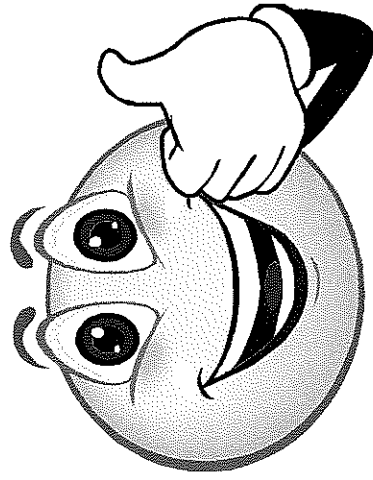


- ① 個人番号カードは、本人確認の措置において利用する。(第16条)
- ② 市町村の機関は、個人番号カードを、地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務に利用することができる。(第18条第1号)
- ③ マイ・ポータルへのログイン手段として、「電子利用者証明」の仕組みによる公的個人認証に利用する。
- ④ 個人番号カードの所管は、総務省とする。

個人番号カード(ICチップ)の記録事項



個人番号カード(ICチップ)には、プライバシー性の高い
個人情報が記録されているので、カードを盗まれたり
落としたりしたときに情報が漏れるのではないかと心配。



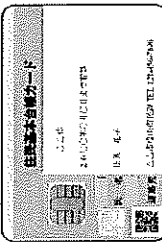
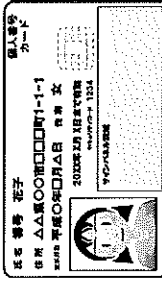
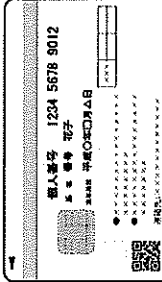
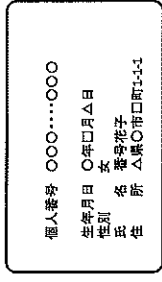
個人番号カード(ICチップ)に、
プライバシー性の高い個人情報
は記録されない。

- 個人番号カード(ICチップ)に記録されるのは、①券面記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、本人の写真等)、②総務省令で定める事項(公的個人認証に係る『電子証明書』等)、③市町村が条例で定めた事項等、に限られる。
- 『地方税関係情報』や『年金給付関係情報』等の特定個人情報は記録されない。

個人番号カードの様式(案)

個人番号 1234 5678 9012	氏名 花子	住所 △△県△△市△△町1-1-1	個人番号 カード
生年月日 平成○年○月○日	性別 女	写真	20XX年X月X日まで有効 ※キリッパコード 1234
QRコード		サインハッシュ値	
(裏面)		(表面)	

個人番号カード、通知カードについて

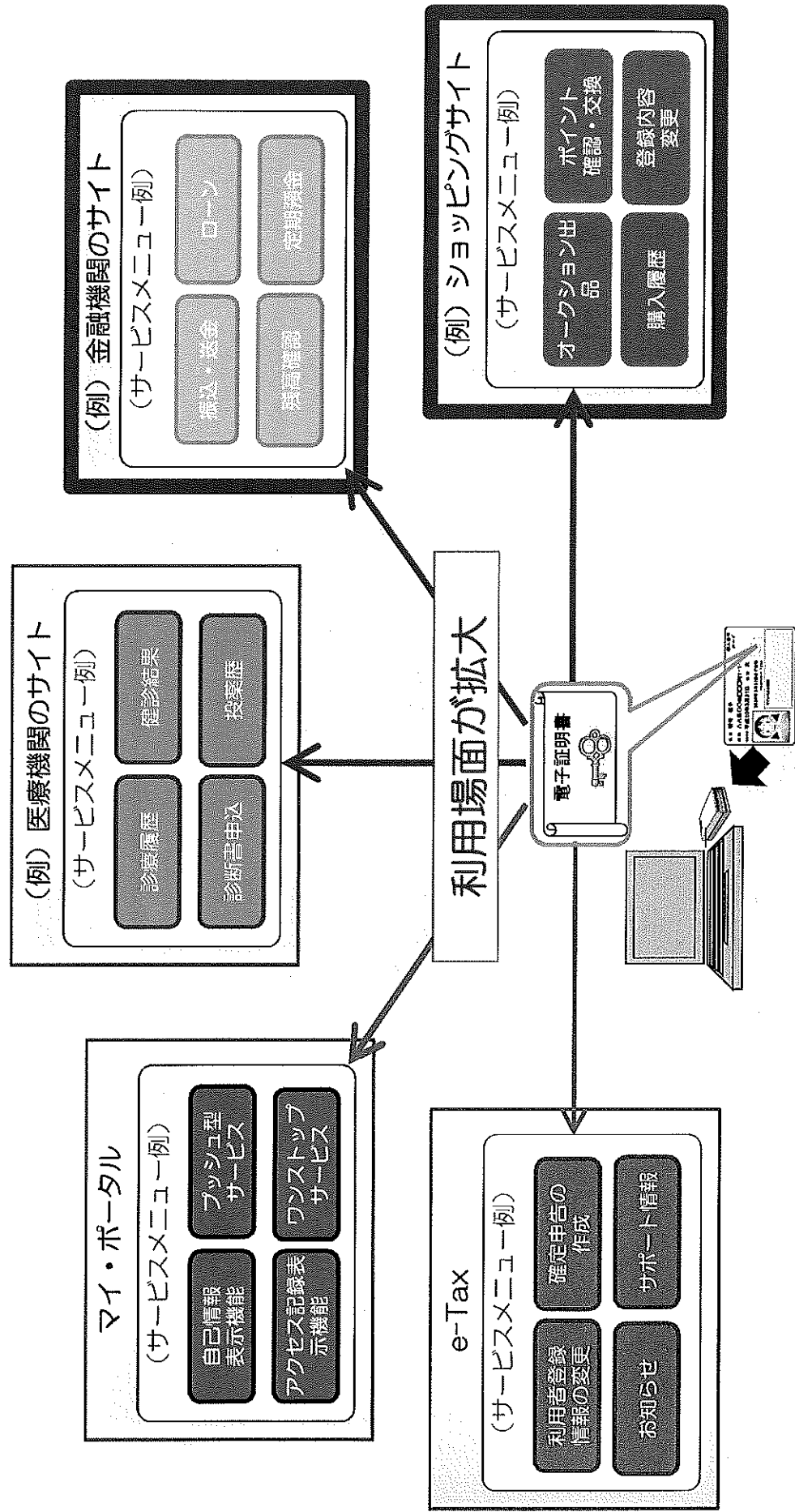
	住民基本台帳カード	個人番号カード	通知カード
1 様式	   ○住民票コードの券面記載なし ○顔写真(は選択制)	 表面(案)  裏面(案) ○個人番号を券面に記載(裏面に記載する方向で検討) ○顔写真を券面に記載	 個人番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 生年月日 〇年〇月〇日 性別 女 氏名 花子 住所 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇-〇〇 ○個人番号を券面に記載 ○顔写真なし
2 作成・交付	○即日交付又は窓口にて2回来庁 ○人口3万人未満は委託可能 ○手数料:1000円が主 (電子証明書を搭載した場合) ○交付事務は自治事務	○市町村窓口へ1回来庁のみ(顔写真確認等)を想定 ○全市町村が共同で委託することを想定。民間事業者の活用も視野 ○手数料:今後検討 ○交付事務は法定受託事務	○全国民に郵送で送付するため、来庁の必要なし。 ○全市町村が共同で委託すること(を)を想定。民間事業者の活用も視野 ○手数料:なし ○交付事務は法定受託事務
3 利便性	○身分証明書としての利用が中心	○身分証明書としての利用 ○個人番号を確認する場面での利用(就職、転職、出産育児、病氣、年金受給、災害等) ○市町村、行政機関等による付加サービスの利用 ○電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用	○個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能 (番号法に基づく本人確認のために、通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要。)

年齢による個人番号カードの交付方針(案)

カード 発行時の年齢	カードの有効期間	利用者証明用 電子証明書	署名用電子証明書
15歳未満	5年間 (*1)	○ (*2)	× (*3)
15歳以上 ～20歳未満	5年間 (*1)	○	○
20歳以上	10年間	○	○

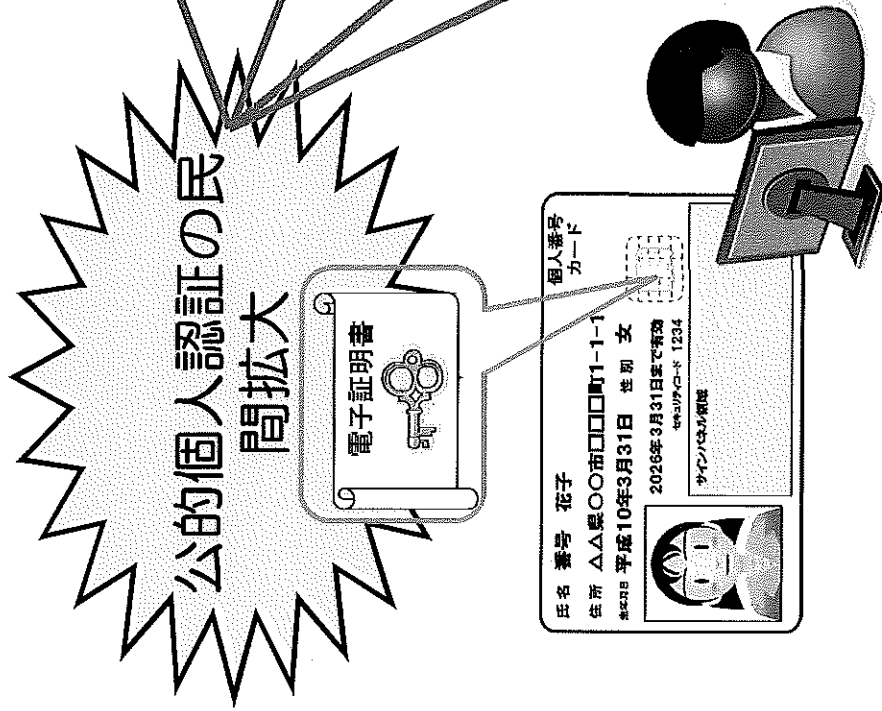
*1: 20歳未満については、容姿の変動が大きいことから、顔写真を考慮して5年間とする。
 *2: 15歳未満については、法定代理人がパスワードを設定する。
 *3: 15歳未満については、現行制度と同様に署名用電子証明書を原則として発行しない(実印に相当するため)。

- e-Taxなど行政機関等の手続に限られていた公的個人認証サービスを民間企業の様々なサービスに利用が可能に
- ID・パスワード方式よりも高いセキュリティレベルを要求されるサービスへ、今後も普及拡大



公的個人認証サービス利用によるメリット

～ 民間事業者の皆様へ～（平成26年3月27日マイナンバー等分科会資料）



①安価で迅速な顧客登録（アカウント開設）

（例）銀行オンライン口座など

従来の手続き方法に比べ、安価で迅速な開設が可能に。

②顧客情報の「異動」の契機の把握

顧客から提出を受けた電子証明書の利用により、何らかの顧客情報の変化を把握し、より迅速で効率的な情報更新が可能に。

③確実な登録ユーザーの確認

ID・パスワード方式のログインに比べ、格段に強固なセキュリティ機能を備え、確実な本人確認を実施。

④お客様カードの代替

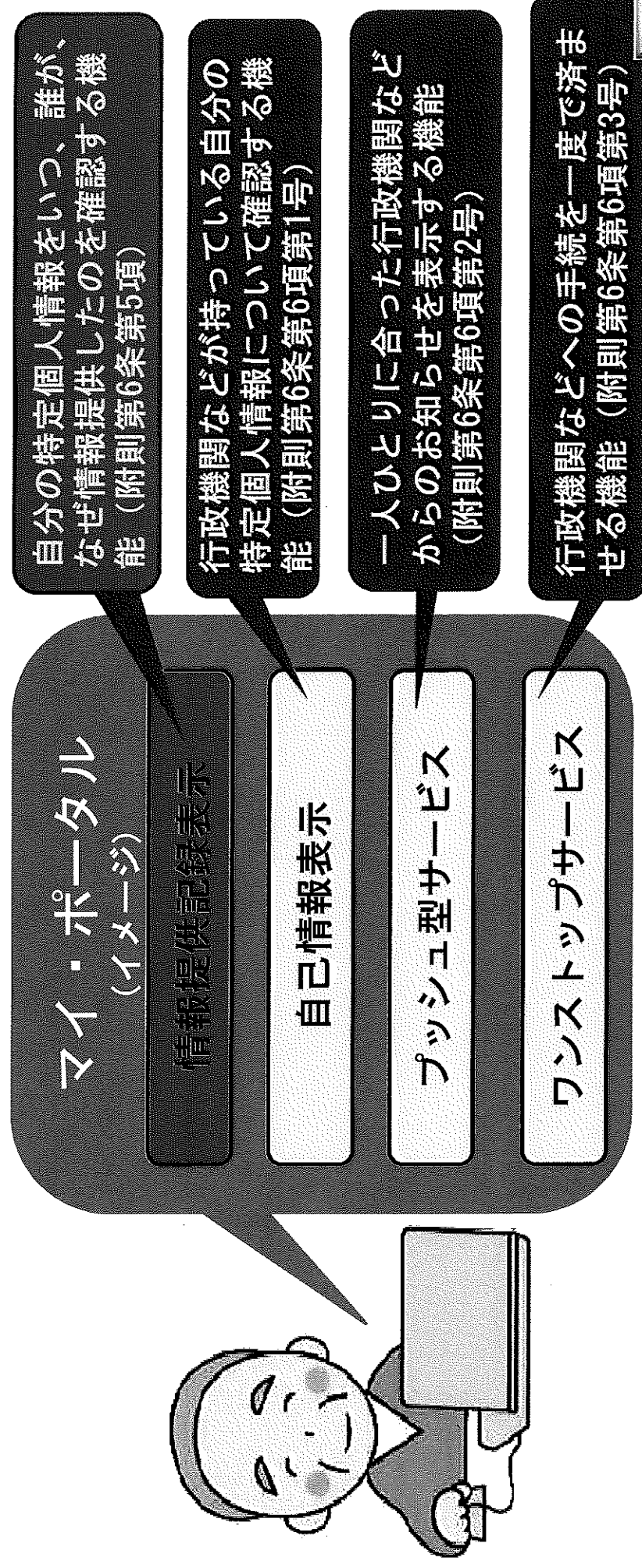
顧客情報等に関する正確な情報をデータベースで保存・管理することができ、独自のメンバーズカードの発行が省略可能。

マイ・ポータルを通じて自分の特定個人情報のログを確認

政府は、法律施行後1年を目途として、情報提供等記録開示システム（マイ・ポータル）を設置する。

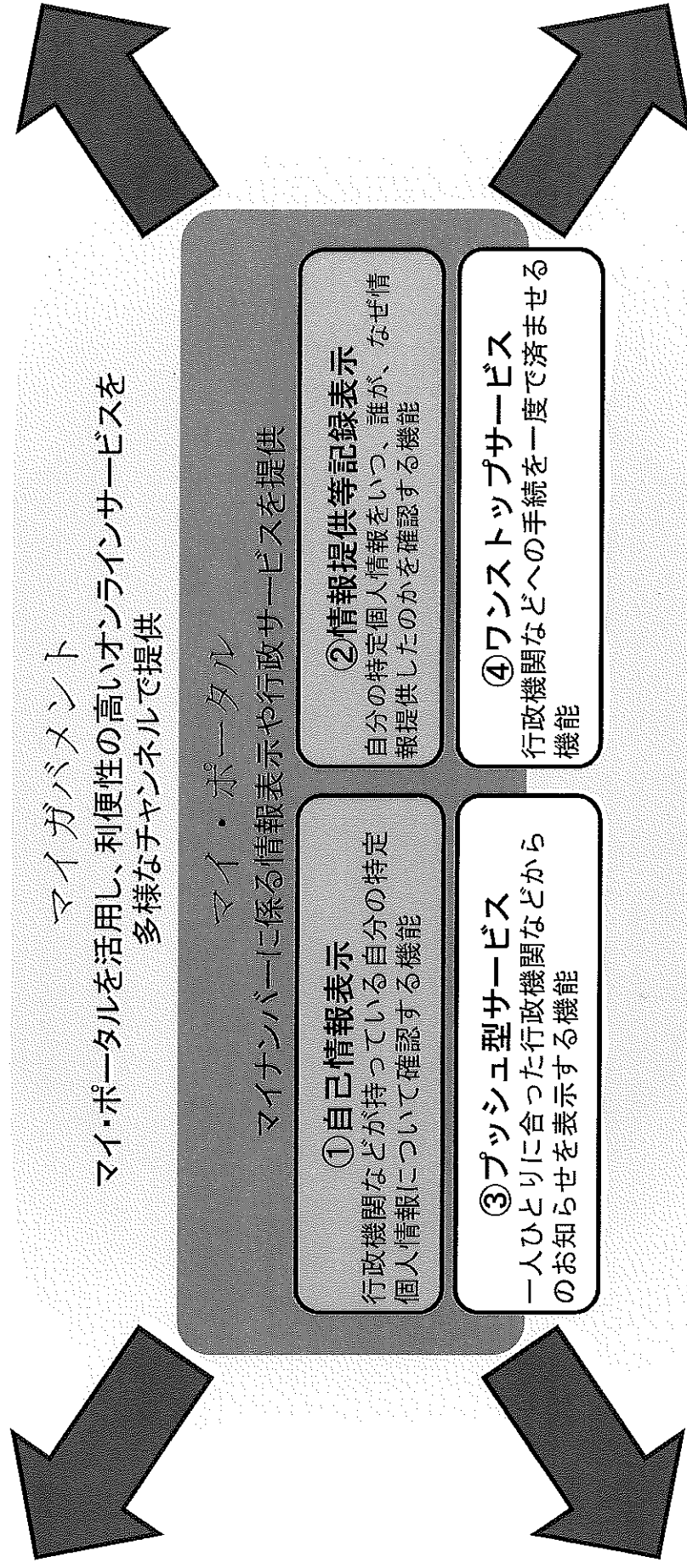
政府は、マイ・ポータルの設置後、適時に、国民の利便性の向上を図る観点から、民間における活用を視野に入れて、マイ・ポータルを利用して自己情報表示、プッシュ型サービス、またはワンストップ

サービスを行う。（附則第6条第5項・第6項）

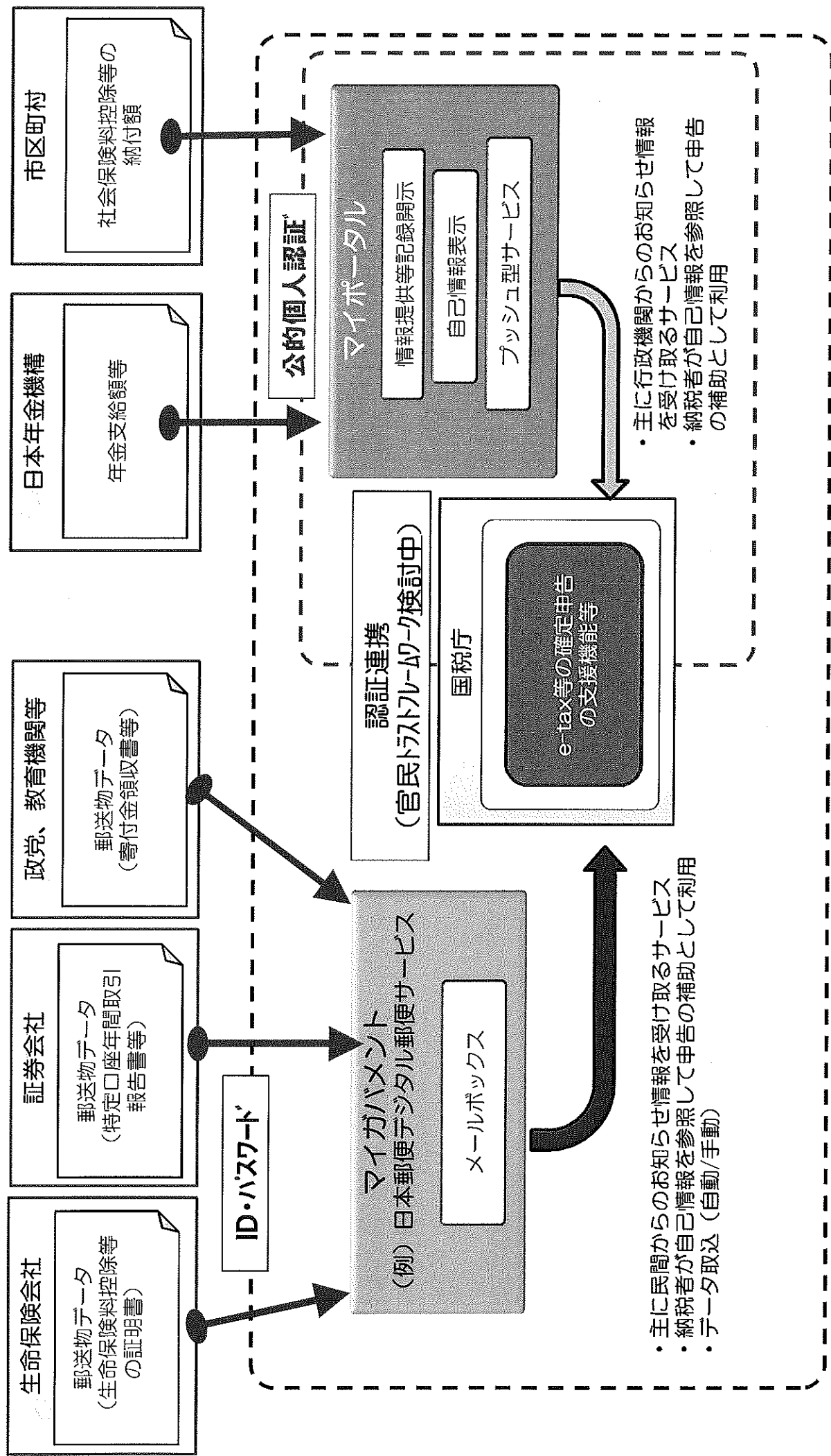


マイ・ポータル／マイガバメント

- ・ マイナンバー法附則において、政府は、2017年1月を目的に、①自己の特定個人情報及び②その提供記録の確認を行うことが出来る「マイ・ポータル」(情報提供等記録開示システム)を設置することとされている。また、国民の利便性の向上を図る観点から、民間における活用も視野に入れ、マイ・ポータルを利用した、マイナンバー利用事務に係る③プッシュ型サービス及び④ワンストップサービスの提供や、簡易な本人確認等について検討し、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとされている。
- ・ これを踏まえ、政府のIT戦略である「世界最先端IT国家創造宣言」においては、マイ・ポータルの活用し、利便性の高いオンラインサービスをパソコンや携帯端末など多様なチャネルで利用可能にする「マイガバメント」を実現するとされている。



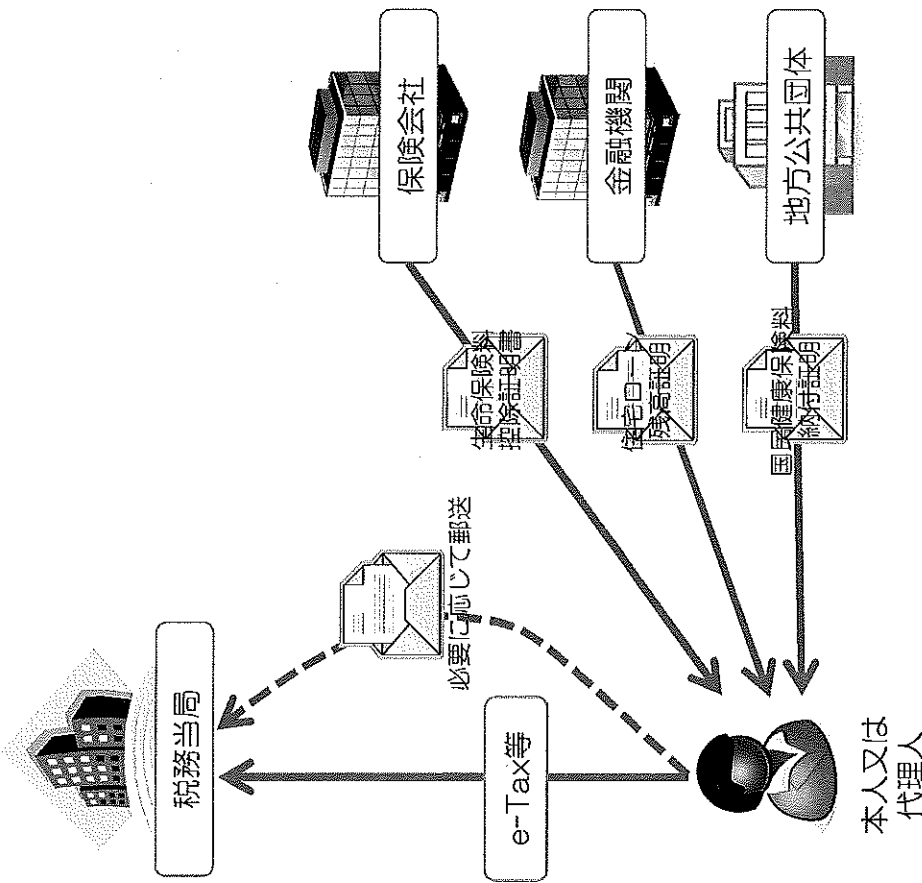
マイポータル/マイガバメント(イメージ)



確定申告の省力化等(電子私書箱+マイポータル)のイメージ

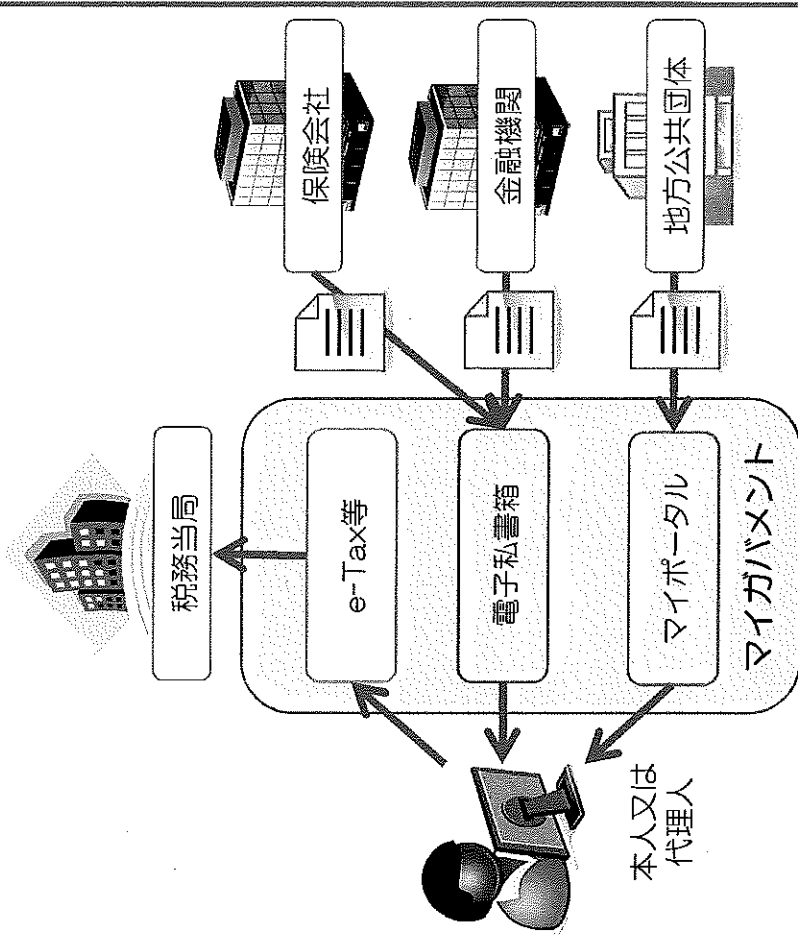
現状

控除に関する申告については、各種支払等証明書など、保険会社や地方公共団体等から郵送される書類を元に申告書を作成し、e-Tax等を利用してオンラインで行う必要(必要に応じ、別途郵送が必要な書類もある)。



今後

各種支払等証明等の電子データを、マイガバメント上で受領(民間企業からは電子私書箱で、行政機関からはマイポータルで)し、そのままe-Tax等に転記可能とすることにより、転記の省力化や書類管理の負担を軽減。また、各種支払証明書を発行する企業にとっても証明書等の発行事務及び郵送費などの削減が期待できる。



特定個人情報保護委員会

※番号法及び関係政令に基づき2014年(平成26年)1月1日設置

任務

番号法に基づき、個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じること

組織

○委員長1名・委員6名(合計7名)の合議制(平成26年中は委員長1名及び委員2名(計3名))

(個人情報保護の有識者・情報処理技術の有識者・社会保障又は税制の有識者・民間企業の実務に関する経験者・地方六団体の推薦者を含む)

・委員長(常勤) 堀部政男(元一橋大学法学部教授)

・委員(常勤) 阿部孝夫(元川崎市長)

・委員(非常勤) 手塚悟(東京工科大学コンピュータサイエンス学部教授)

○委員長・委員は独立して職権を行使(独立性の高い、いわゆる3条委員会)

○任期5年・国会同意人事

主な所掌事務

監視・監督

○指導・助言

○法令違反に対する勧告・命令
(命令違反には罰則)

○求報告・立入検査

(検査妨害には罰則)

○情報提供ネットワークシステムの構築等に関する措置要求



特定個人情報保護評価に関すること

○特定個人情報保護評価に関する指針の作成・公表

○評価書の承認

広報・啓発

特定個人情報の保護についての広報・啓発

苦情処理

苦情の申出についてのあるせん

意見具申

内閣総理大臣に対する意見具申

指針

評価書

広報・啓発

あつせん
苦情

意見

行政機関・地方公共団体・独立行政法人等

民間事業者

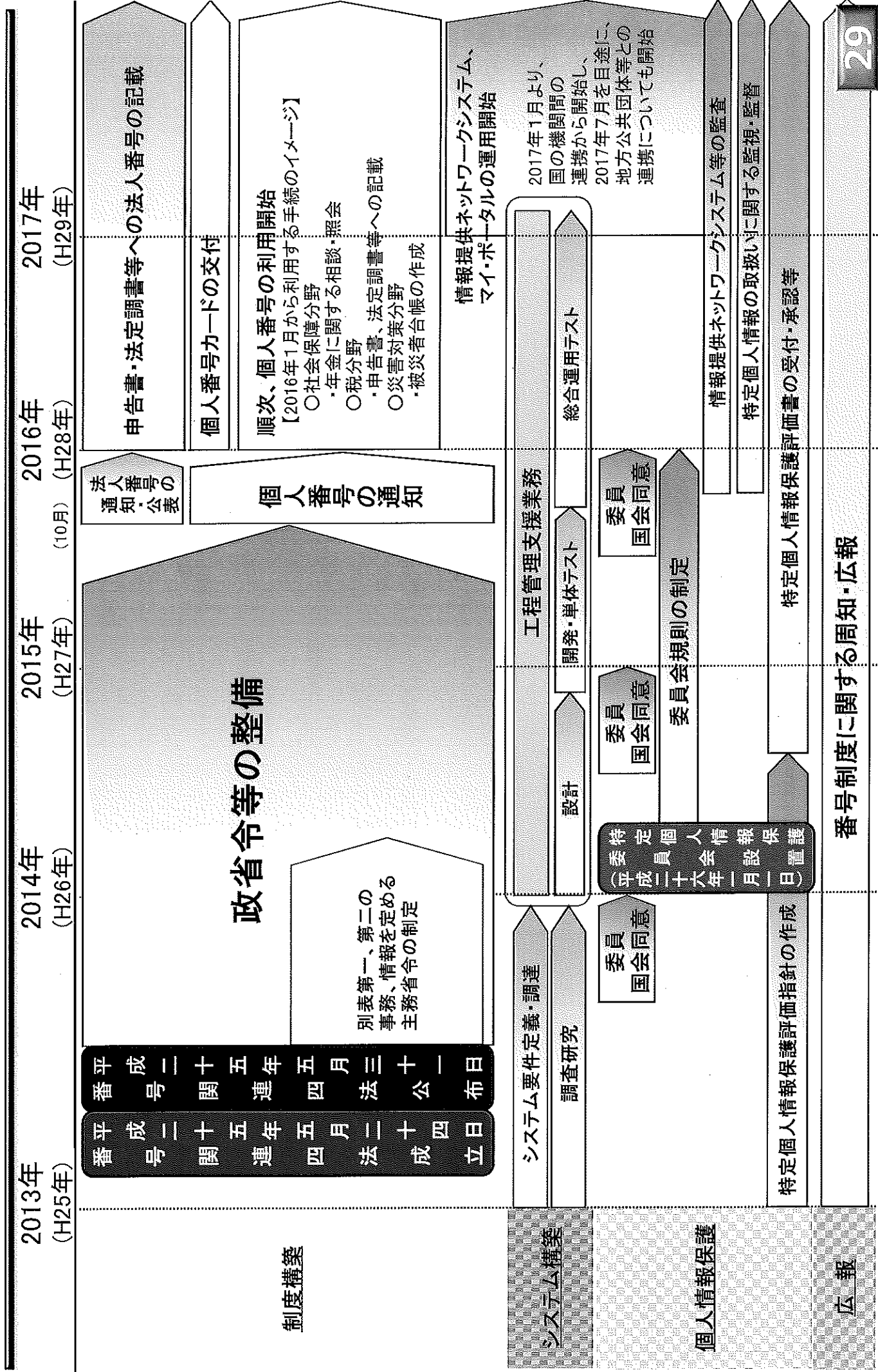
個人

内閣総理大臣

罰則の強化

	行為	法定刑	同種法律における類似既定の罰則			
			行政機関個人情報保護法・ 独立行政法人等個人情報 保護法	個人情報保護法	住民基本台帳法	その他
1	個人番号利用事務等に従事する者が、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役or 200万以下の罰金or 併科	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	—	—	—
2	上記の者が、不正な利益を図る目的で、個人番号を提供又は盗用	3年以下の懲役or 150万以下の罰金or 併科	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	—
3	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者が、情報提供ネットワークシステムに関する秘密の漏えい又は盗用	同上	—	—	同上	—
4	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入等により個人番号を取得	3年以下の懲役or 150万以下の罰金	—	—	—	(割賦販売法・ クレジット番号) 3年以下の懲役or 50万以下の罰金
5	国の機関の職員等が、職権を濫用して特定個人情報記録された文書等を収集	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	—	—
6	委員会の委員等が、職務上知り得た秘密を漏えい又は盗用	同上	—	—	1年以下の懲役or 30万以下の罰金	—
7	委員会から命令を受けた者が、委員会の命令に違反	2年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	6月以下の懲役or 30万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—
8	委員会による検査等に際し、虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、検査拒否等	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	30万以下の罰金	30万以下の罰金	—
9	偽りその他不正の手段により個人番号カードを取得	6月以下の懲役or 50万以下の罰金	—	—	30万以下の罰金	—

社会保障・税番号制度導入のロードマップ(案)

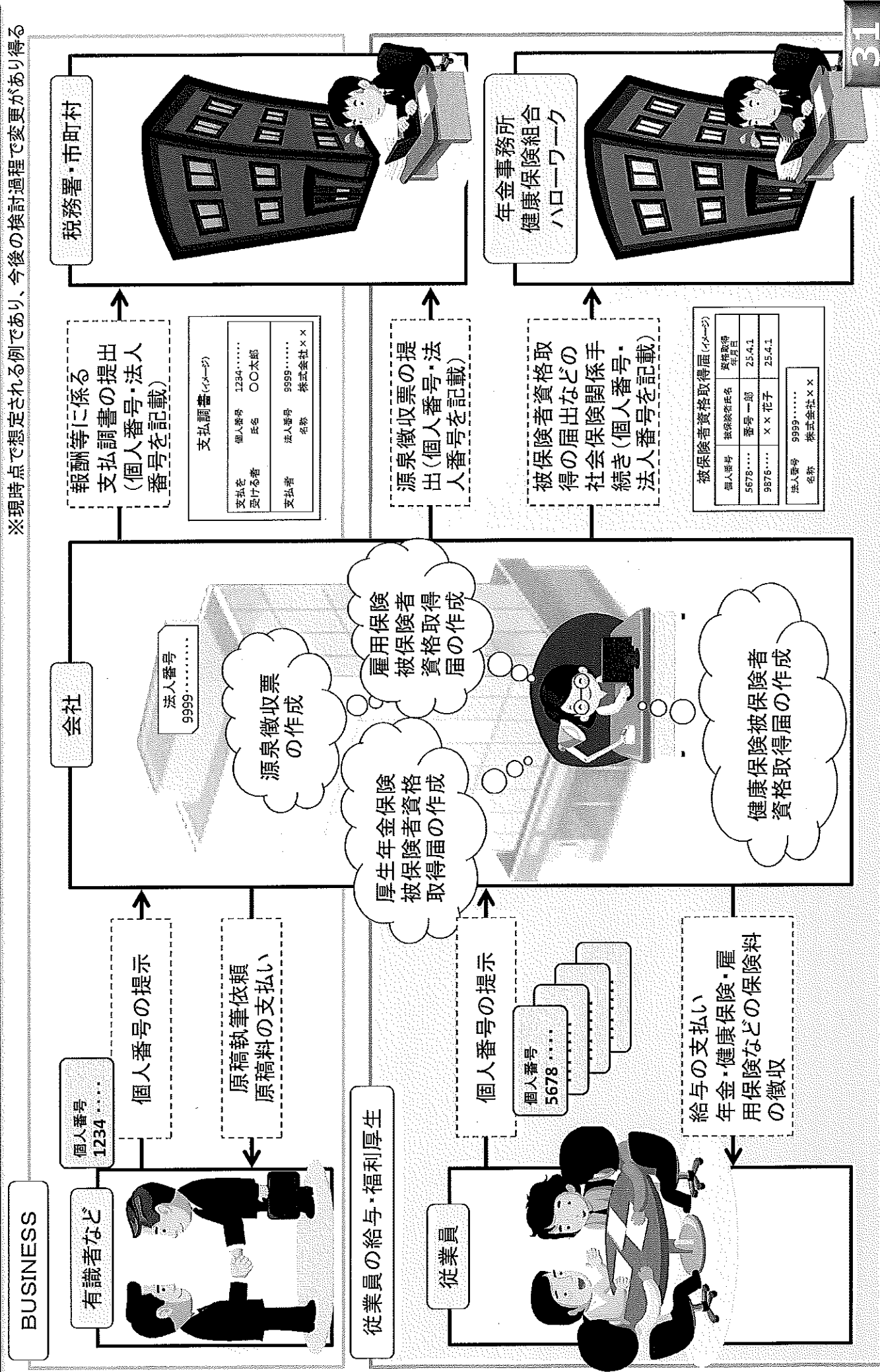


番号法政省令の準備状況について

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令
➤ 平成26年3月31日に公布
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（仮称）及び別表第一に関する主務省令（仮称）
➤ 平成26年5月中にパブリックコメント開始予定
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二に関する主務省令（仮称）
➤ 平成26年6月中にパブリックコメント開始予定
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部の施行期日を定める政令
※特定個人情報保護委員会による特定個人情報保護評価指針の策定、特定個人情報保護評価の実施開始の日を平成26年4月20日とするもの。
➤ 平成26年4月16日に公布
- 特定個人情報保護評価に関する規則及び指針
➤ 平成26年4月18日公布及び公表
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令
➤ 平成26年5月14日に公布

民間企業における番号の利用例

※現時点で想定される例であり、今後の検討過程で変更があり得る



税理士等の民間事業者が特に留意すべき番号法の規定

(事業者の努力)

第6条 個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(再委託)

第10条 個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）の全部または一部の委託を受けた者は、当該個人番号利用事務等の委託をした者の許諾を得た場合に限り、その全部又は一部の再委託をすることができる。

(委託先の監督)

第11条 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする者は、当該委託に係る個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(個人番号利用事務実施者等の責務)

第12条 個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者が保有する特定個人情報の保護)

第33条 個人情報取扱事業者（※個人情報データベース等を事業の用に供している者）は、その取り扱う特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の特定個人情報の安全のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第34条 個人情報取扱事業者は、その従業者に特定個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

番号制度の利活用の拡大の方向性(イメージ)

「マイナンバー」による事務効率化・公平で利便性の高いサービスの実現

○ 現行法上、マイナンバーの利用が認められている行政分野(税・社会保障・防災)における情報連携による事務の効率化・公平で利便性の高いサービスを実現するとともに、他の公共的分野(金融、医療等)での利活用ニーズの洗い出しを行う。

【例】

- ・重複確認等の効率化による手続の迅速化(NISA(少額投資非課税制度)口座開設等)
- ・預金口座に紐づけ、正確な資産把握の実現(生活保護、マネーロンダリング対策、休眠口座等)
- ・公平かつきめ細かい公共的サービスの実現(所得連動返済型学生ローン等)

国・地方・民間の共通インフラとしての「個人番号カード」

○ 国民一人ひとりに交付される個人番号カードは、民間利用が解放される公的個人認証に対応し、ICチップの空き容量を自治体独自のサービスに活用することが可能であり、国・地方・民間の共通インフラと捉え、その利活用方を早急に検討する。

【例】

- ・ネットバンキングや診察・健診情報照会等、高いセキュリティを要するオンラインサービスの拡大
- ・自治体発行のカード(市民カード、図書カード、診察券等)の一元化や、コンビニ交付等の拡大
- ・保険証機能の一元化(医療機関連携の基盤整備、効率的・効果的な保険事務)

国民一人ひとりのニーズに応える「マイガバメント」の実現

○ マイナンバーの利用状況や自己情報の確認、ワンストップ/プッシュ型サービスの提供を行うマ・イポータル(仮称)を中心に、民間サービスの高い利便性の高いオンラインサービスの提供する「マイガバメント」を構築し、多様な利用チャネル(モバイル端末、CATV等)を確保する。

【例】

- ・ワンストップ引越サービス(運転免許証、自動車登録、電気、ガス、水道等の住所変更)
- ・受給できる手当の通知
- ・納税関連書類(保険料控除証明等)や診察・健診情報のオンライン收受・管理
- ・簡易なログイン手段としての民間IDの利用

ご清聴ありがとうございました。

平成26年5月20日
番号制度に関する研修会

社会保障・税番号制度

国税庁 企画課長
並木 稔

目次

○ 社会保障・税番号制度への対応	1
(番号法の概要、税分野での利用、番号制度導入により可能となること(税分野))	
○ 社会保障・税番号制度の導入後のイメージ(検討事項)	4
○ 「番号制度」を税務面で利用する場合のイメージ	5
○ 源泉徴収票・給与支払報告書の電子的提出先の一カ所化	6
○ 確定申告時の添付書類(住民票)の削減(イメージ)	7
○ マイ・ポータルの利用による利便性の向上	8
○ 法人番号制度の概要①	9
○ 法人番号制度の概要②	10
○ 税務行政の課題と方向性(税務行政における番号制度の位置付け)	11
○ コンプライアンス確保に向けた取組	12
○ 参考資料	13

社会保障・税番号制度への対応

1 番号法の概要

➤ 平成25年5月、番号関連法が成立。

(1) 番号の指定・通知

◆ 個人番号

市町村長が、個人に住民票コードを変換して得られる個人番号を指定して通知。

(※) 番号法の規定によるものを除き、個人番号の利用、個人番号を含む個人情報収集・保管・提供等を禁止。

◆ 法人番号

国税庁長官が、法人等に会社法人等番号を基礎とした法人番号を指定して通知。

法人等の基本情報（商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、法人番号）の検索、閲覧可能なサービスをホームページ等で提供（ただし、人格のない社団の場合は予め同意のある場合に限る）。

(2) 利用範囲

個人番号は、社会保障、税、災害対策等の各分野の事務で利用可能。

法人番号は、広く一般に公開され、官民問わず様々な用途で利用可能。

(3) 導入スケジュール

平成27年秋頃、個人番号・法人番号を通知し、平成28年1月以降利用開始予定。

(※) 番号法の施行日は、番号法附則において、政令で定める日から施行と規定。

2 税分野での利用

税務当局に提出する納税申告書、法定調書等の税務関係書類に、その提出者、法定調書の対象となる金銭の支払等を受ける者などに係る番号を記載。

税務当局の内部事務等に利用。

《 税務関係書類への番号記載時期 》

税務関係書類への番号記載時期は、平成28年1月の番号利用開始を前提とすれば、番号法整備法によると、以下のとおり。

◆ 納税申告書

所得税については、平成28年分の申告書から。

法人税については、平成28年1月以降に開始する事業年度に係る申告書から。

◆ 法定調書

平成28年1月以降に生じる金銭の支払等が行われるものから。

◆ 申請書等

平成28年1月以降に提出するものから。

(※) 番号法整備法の施行日は、番号法整備法及び番号法の附則により、政令で定める日から施行と規定。

3 番号制度の導入により可能となること（税分野）

(1) 所得把握の適正化・効率化

税務当局に提出される書類に番号が記載されることとなり、法定調書の名寄せや申告書との突合がより正確かつ効率的に行えることから、所得把握の適正化・効率化が期待。

(2) 納税者利便の向上 ～以下のようなことを検討中～

◆ 添付書類の省略

住宅借入金等を有する場合の特別控除に係る所得税の確定申告手続時などにおける住民票の添付省略。

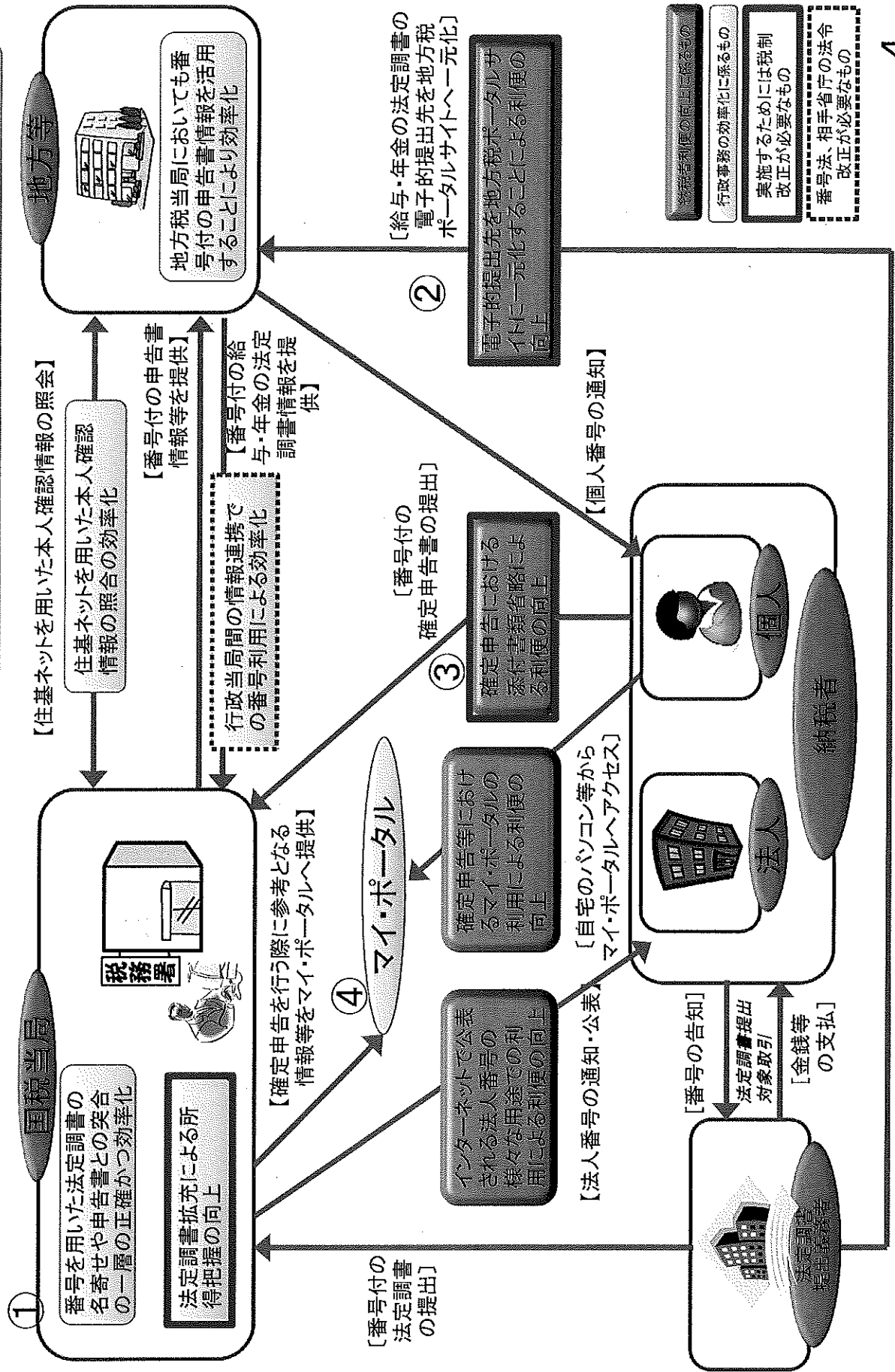
◆ 源泉徴収票・支払報告書の電子的提出先の一元化

給与・年金の源泉徴収票・支払報告書について、オンラインでの電子的提出状況を踏まえて、電子的提出先を一元化。

◆ 情報提供等記録開示システム(いわゆる「マイ・ポータル」)を活用した情報提供

自己の過去の納税申告や納付履歴に関する情報、確定申告を行う際に参考となる情報など納税者に有用な情報が自宅のパソコン等から容易に閲覧可能。

社会保障・税番号制度の導入後のイメージ(検討事項)



「番号制度」を税務面で利用する場合のイメージ

①関係

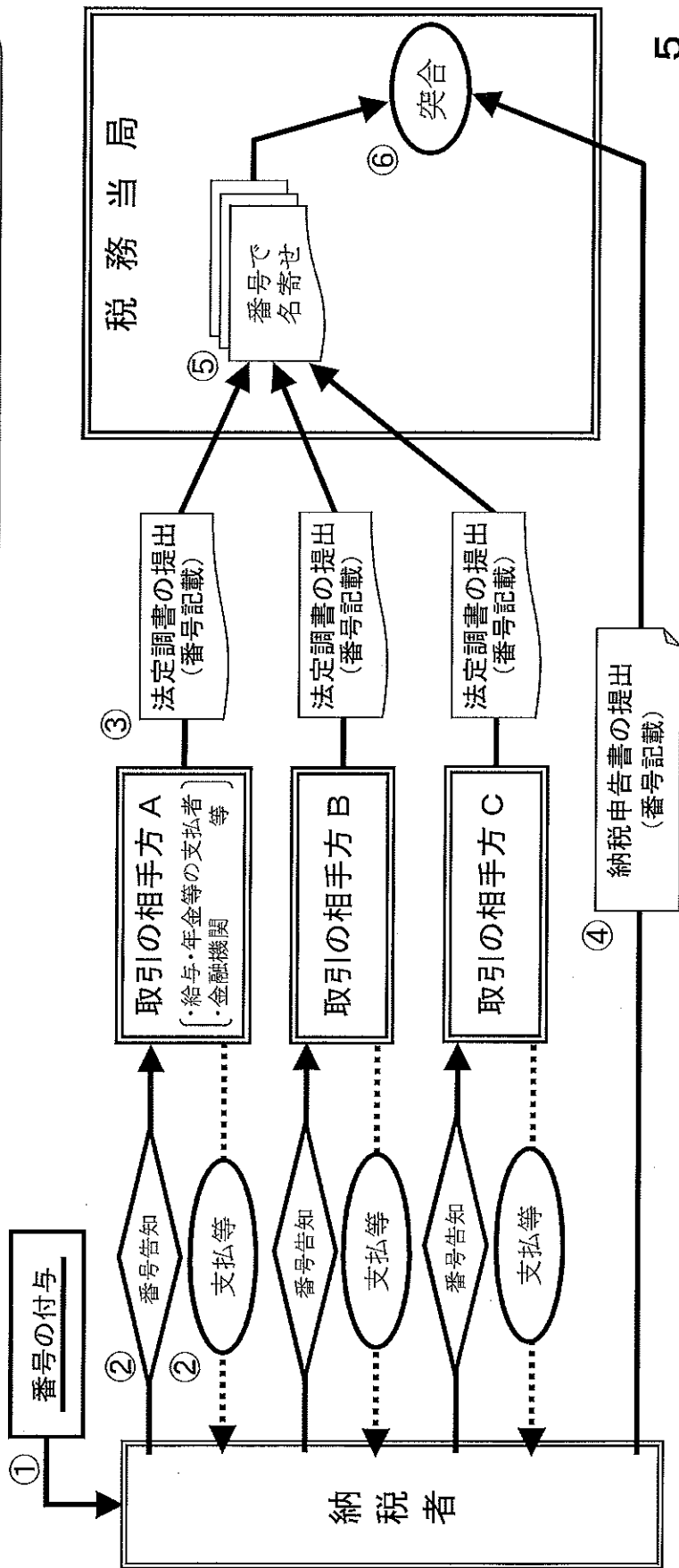
税務面における「番号制度」とは、国民一人一人に一つの番号を付与し、

(1) 各種の取引に際して、納税者が取引の相手方に番号を「告知」すること

(2) 取引の相手方が税務当局に提出する資料情報(法定調書)及び納税者が税務当局に提出する納税申告書に番号を「記載」すること

を求める仕組みである。

これにより、税務当局が、納税申告書の情報と、取引の相手方から提出される資料情報を、その番号を用いて集約的に名寄せ・突合せが可能となる。



源泉徴収票・給与支払報告書の電子的提出先の一カ所化

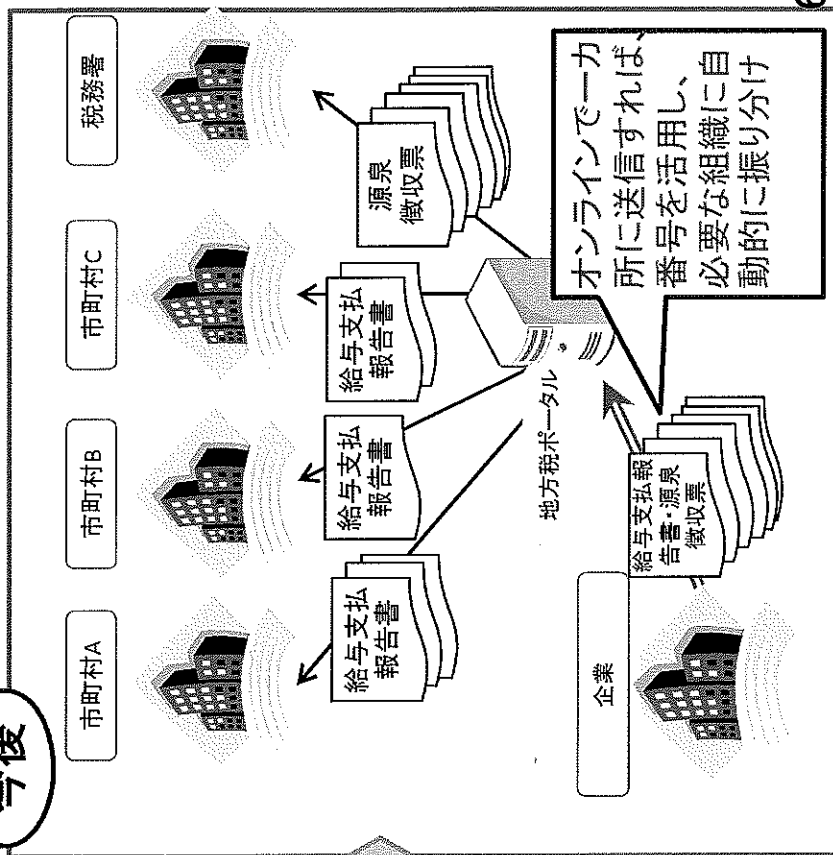
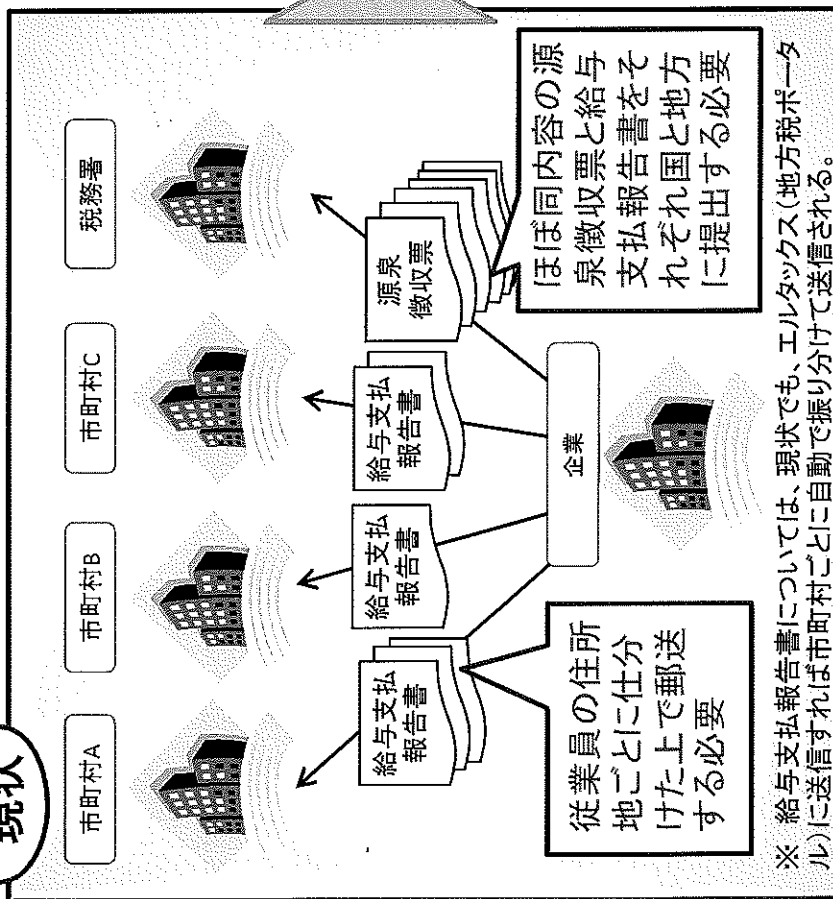
②関係

- 企業は従業員の給与に係る源泉徴収票と給与支払報告書を税務署と従業員住所地の市町村にそれぞれ仕分けた上で郵送している。
- 源泉徴収票と給与支払報告書はほぼ同内容であることから、一種類の様式をエルトックス(地方税ポータル)に送信すれば、番号を活用して必要な提出先に自動的に振り分けて提出されるようにすることで、企業の事務負担を軽減する。

【上記のイメージ】

現状

今後

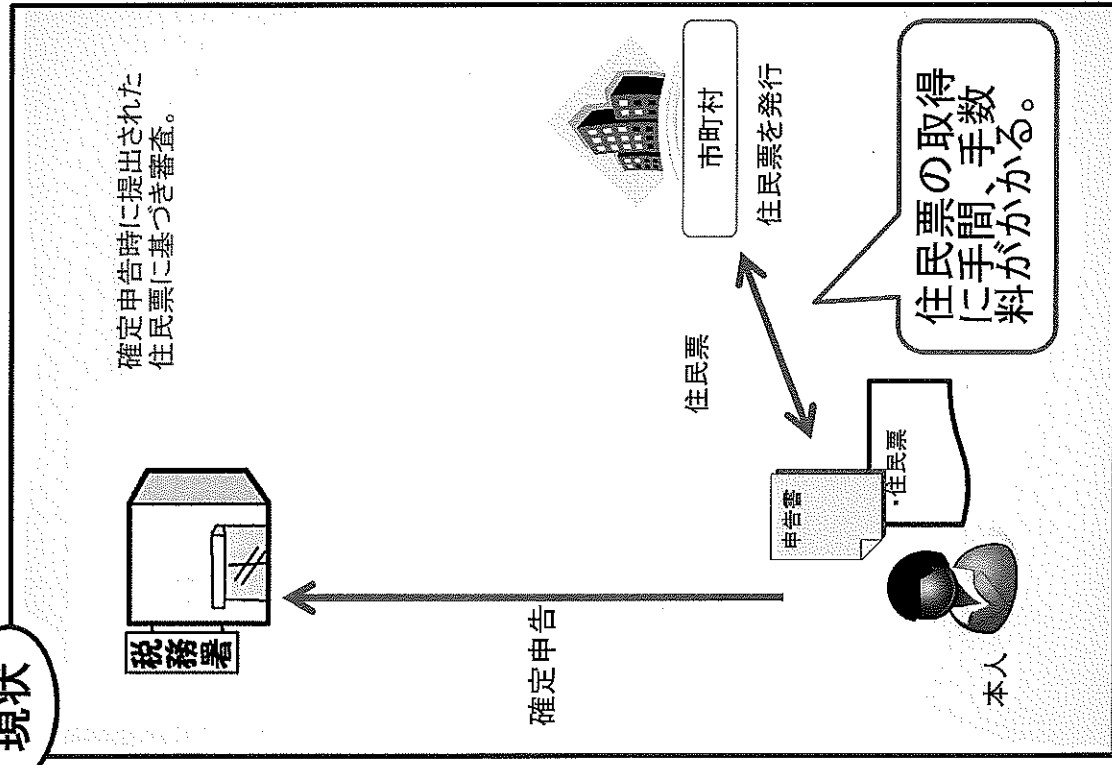


※ 給与支払報告書については、現状でも、エルトックス(地方税ポータル)に送信すれば市町村ごとに自動で振り分けて送信される。

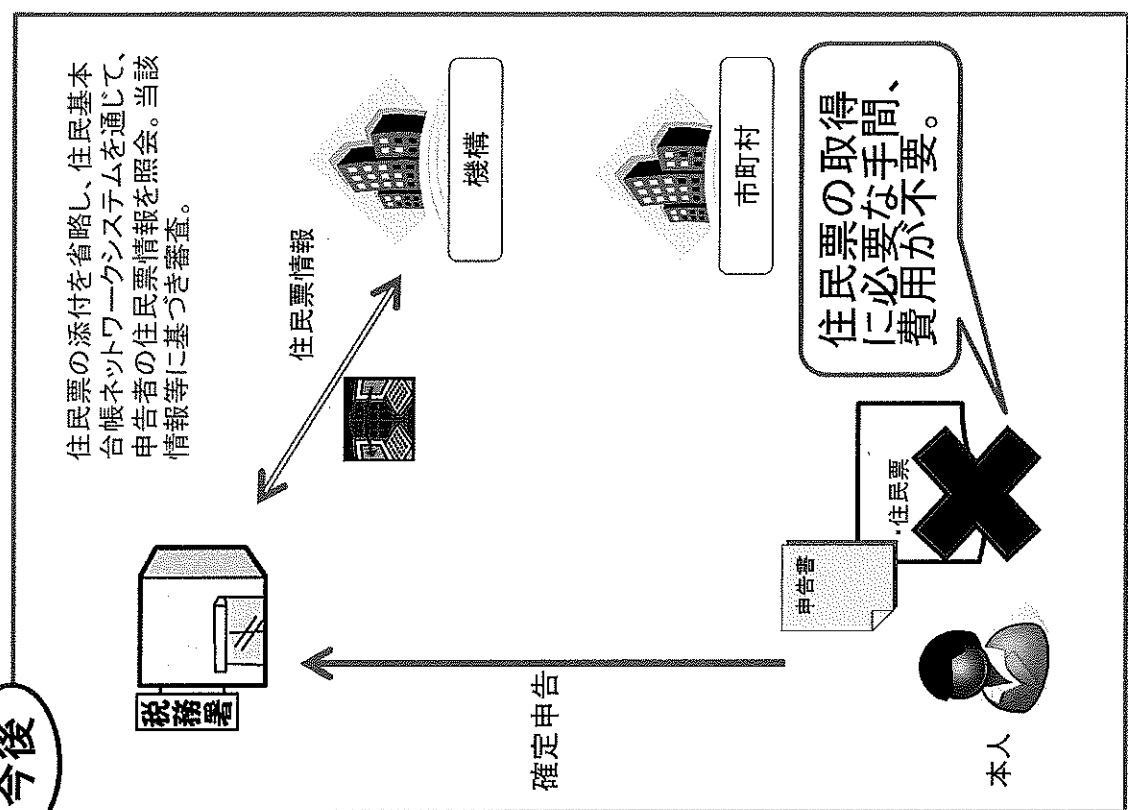
確定申告時の添付書類(住民票)の削減(イメージ)

③関係

現状



今後



マイ・ポータルの利用による利便の向上

④関係

政府は、法律施行後1年を目途として、情報提供等記録開示システムを設置する。(附則第6条第5項)

国税分野で掲載している情報

自分の特定個人情報について誰が、なぜ提供したのかを確認する機能
(附則第6条第5項)

マイ・ポータル
(イメージ)

情報提供等記録開示

自己情報表示

プッシュ型サービス

ワンストップサービス

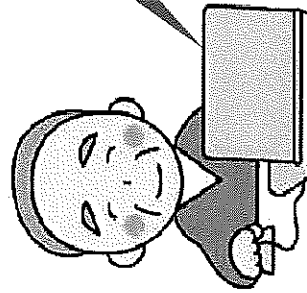
行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認する機能
(附則第6条第1号)

一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能
(附則第6条第2号)

行政機関などへの手続を一度で済ませる機能 (附則第6条第3号)

過去の税務申告や納付履歴に関する情報など、確定申告を行う際に参考となる情報

確定申告のお知らせ情報



e-Taxのメッセージボックスとマイ・ポータルの適切な役割分担の設定が必要。

法人番号制度の概要①

1. 法人番号の指定・通知

国税庁長官は、次の法人等に対して法人番号を指定し、これを当該法人等に通知する(法58①、②)。

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人
- ④ ①～③以外の法人又は人格のない社団等で、税法上、給与等の支払をする事務所の開設等の届出書、内国普通法人等の設立の届出書、外国普通法人となった旨の届出書、収益事業開始の届出書を提出することとされているものなど、一定の要件に該当するもの
- ⑤ ①～④以外の法人又は人格のない社団等であって、政令で定める一定の要件に該当するもので、国税庁長官に届け出たもの

2. 法人番号の生成

- (1) 登記をした法人については、法務省から提供される会社法人等番号を基に法人番号を生成。
- (2) それ以外の法人等については、国税庁で独自に法人番号を生成。

3. 法人番号等の公表

国税庁長官は、法人番号の指定を受けた者(法人番号保有者)の①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地、③法人番号(基本3情報)をホームページで公表。

ただし、人格のない社団等は、あらかじめその代表者又は管理人の同意が必要(法58④)。

(※)法人等の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地が変更されると法務省等から提供される情報を基に、ホームページの情報を随時更新。

4. 情報の提供

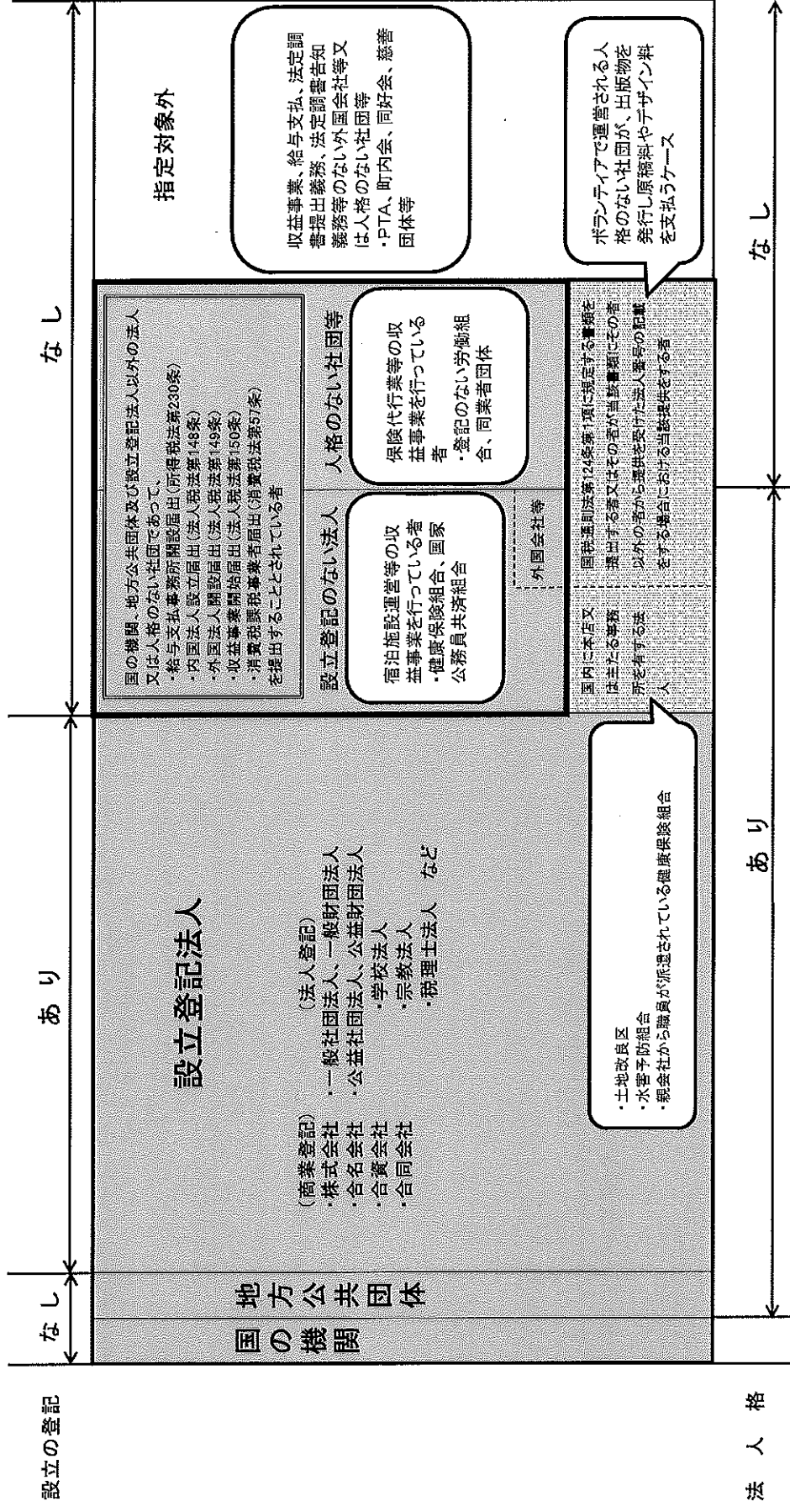
- (1) 行政機関の長、地方公共団体の機関又は独立行政法人等(行政機関の長等)は、他の行政機関の長等に対し、特定法人情報の提供を求めるときは、法人番号を通知してする(法59①)。
- (2) 行政機関の長等は、国税庁長官に対し、法人番号保有者の基本3情報の提供を求めることができる(法59②)。

5. 施行期日

公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

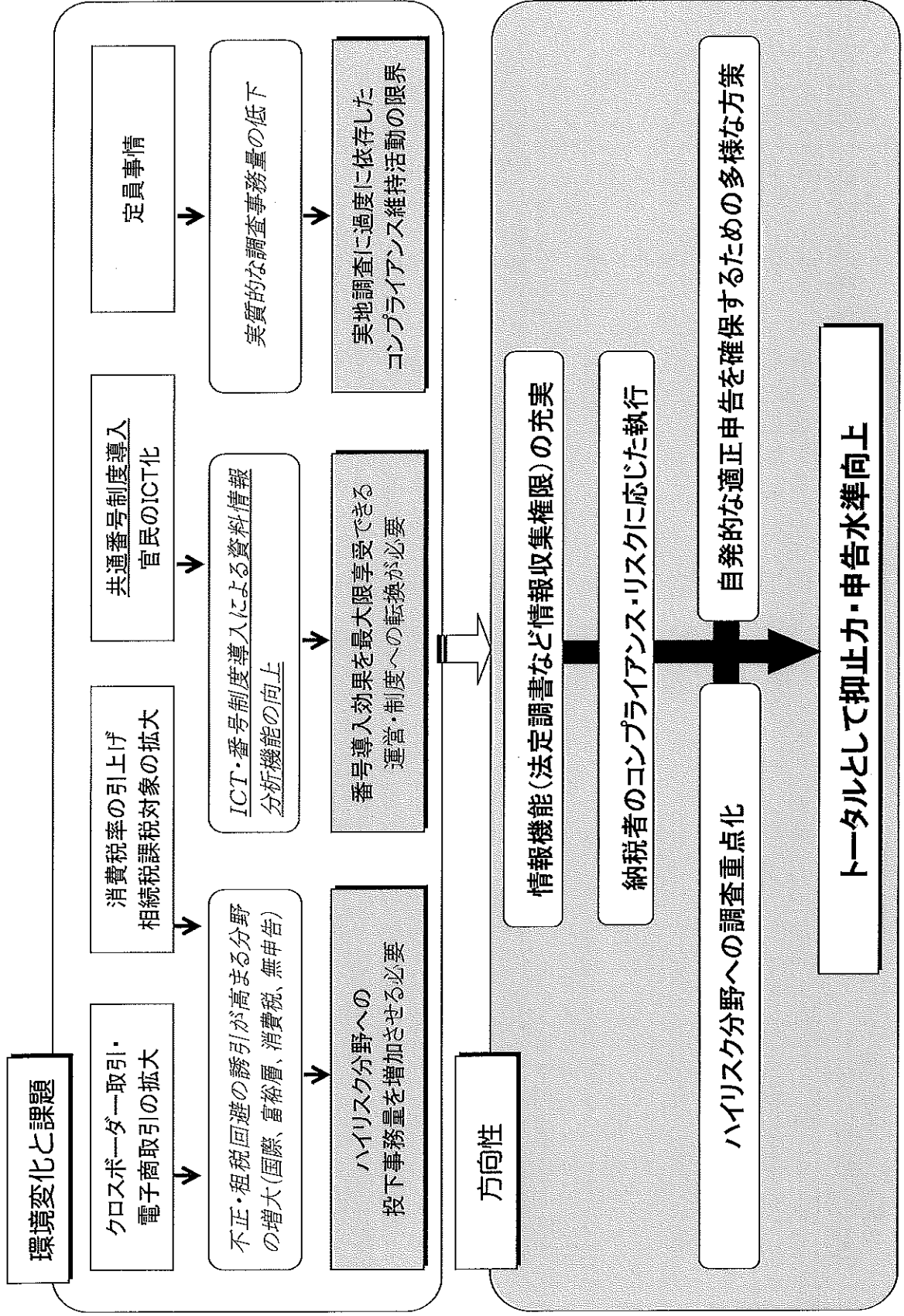
法人番号制度の概要②

○ 法人番号の指定対象法人等のイメージ



(注) ■ 部分は番号法58①に基づく指定対象、■ 部分は同条②に基づく指定対象。

税務行政の課題と方向性(税務行政における番号制度の位置付け)



コンプライアンス確保に向けた取組

国税庁では、実地による税務調査を適切に実施しつつ、実地による税務調査以外のコンプライアンス確保のための手法も積極的に取り入れた税務行政への転換を推進。

1 情報収集・分析機能の充実

番号制度も活用して、法定資料などの課税上有効な資料情報をより適正かつ効率的に活用することができるよう、システム整備等を推進。

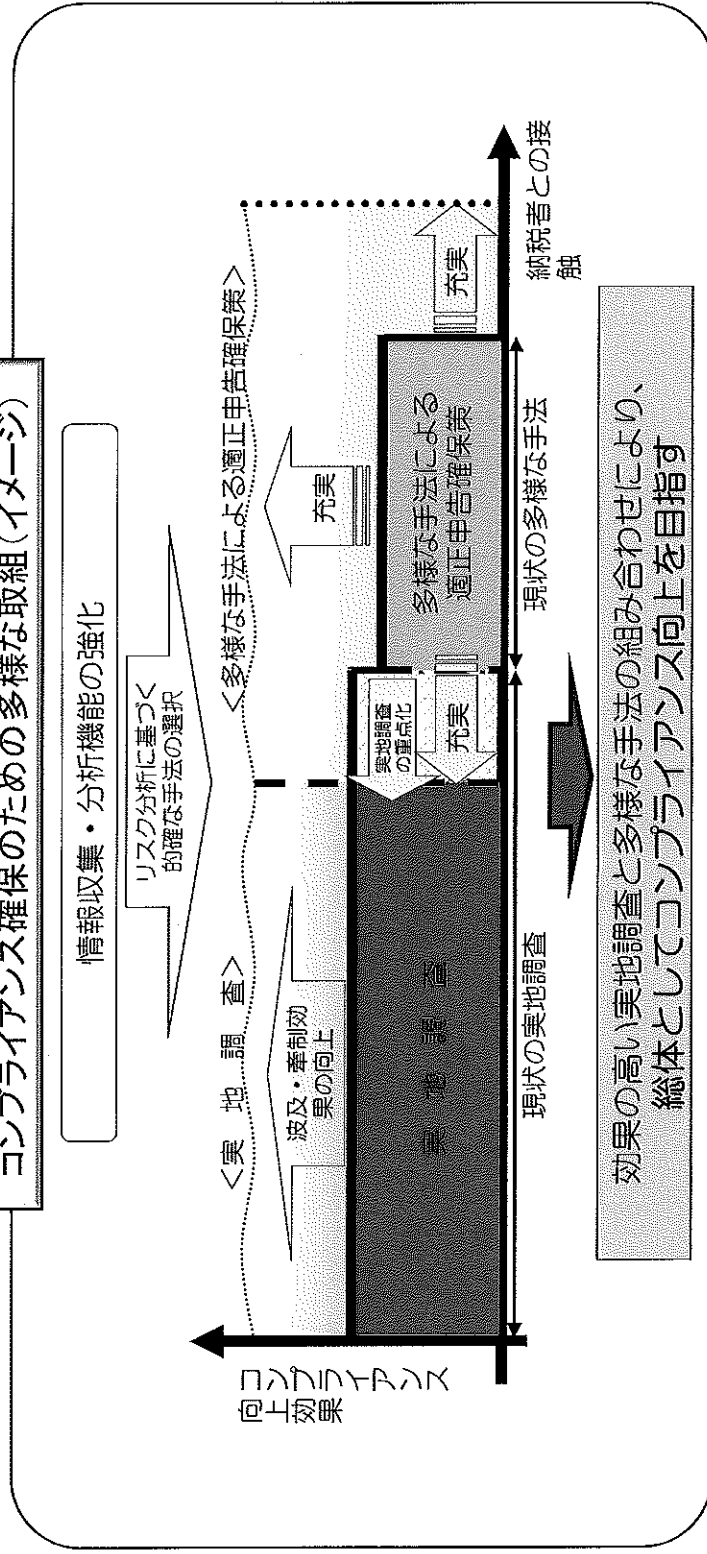
2 実地調査の重点化

不正などが発生しやすい分野やそれらを見逃した場合に全体のコンプライアンスに与える影響が大きい分野に調査事務量を重点的に配分。

3 自発的な適正申告を確保するための多様な手法の活用

実地調査以外の多様な手法を用いて、幅広い納税者に自発的な適正申告を促す取組を充実。

コンプライアンス確保のための多様な取組（イメージ）



(参 考 资 料)

社会保障・税番号制度の概要

内閣官房作成

基本理念

- 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分に配慮しつつ、社会保障制度、税制、災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない（第3条第2項）。

個人番号

- 市町村長は、法定受託事務として、住民票コードを変換して得られる個人番号を指定し、通知カードにより本人に通知（第7条第1項）。盗用、漏洩等の被害を受けた場合等（第7条第2項）。中長期在留者、特別永住者等の外国人住民も対象。
- 個人番号の利用範囲を法律に規定（第9条）。①国・地方の機関での社会保障分野、国税・地方税の賦課徴収及び防災等に関する事務での利用、②当該事務に係る申請・届出等を行う者（代理人・受託者含む）が事務処理上必要な範囲での利用、③災害時の金融機関での利用に限定。
- 番号法に規定する場合を除き、他人に個人番号の提供を求めることは禁止（第15条）。本人から個人番号の提供を受ける場合、個人番号カードの提示を受ける等の本人確認を行う必要（第16条）。

個人番号カード

- 市町村長は、顔写真付きの個人番号カードを交付（第17条第1項）。この場合、通知カードの返納を受ける。
- ①市町村は条例で定めるところにより、②政令で定めるもの（民間事業者等）は政令で定めるところにより、総務大臣が定める安全基準に従って、ICチップの空き領域を利用することができる（第18条）。※民間事業者については、当分の間、政令で定めのないものとする。

個人情報保護

- 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の収集・保管（第20条）及び特定個人情報ファイルの作成を禁止（第28条）。
- 特定個人情報の提供は原則禁止。ただし、行政機関等が情報提供ネットワークシステムを使用しての提供など、番号法に規定するものに限る可能（第19条）。※民間事業者は、情報提供ネットワークシステムを使用できない。
- 情報提供ネットワークシステムで情報提供を行う際の連携キーとして個人番号を用いない等、個人情報の一元管理ができない仕組みを構築。
- 国民が自宅のパソコンから情報提供等の記録を確認できる仕組み（マイポータル）の提供（附則第6条第5項）、特定個人情報保護評価の実施（第27条）、特定個人情報保護委員会の設置（第36条）、罰則の強化（第67条～第77条）など、十分な個人情報保護策を講じる。

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に法人番号を通知（第58条）。法人番号は原則公表。※民間での自由な利用も可。

検討等

- 法施行後3年を目的として、個人番号の利用範囲の拡大について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる。
- 法施行後1年を目的として、特定個人情報保護委員会の権限の拡大等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。 13

番号法における個人番号の利用範囲

内閣官房作成

別表第一(第9条関係)

⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。

- 国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務
- 国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務
- 確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務
- 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務

等

⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等

- 雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務
- 労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務

等

⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等

- 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
- 母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務
- 障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務
- 特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務
- 生活保護法による保護の決定、実施に関する事務
- 介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- 健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務
- 公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務

等

⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等

⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等

上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務

社会保障・税番号制度導入のロードマップ(案)

内閣府作成

2013年
(H25年)

2014年
(H26年)

2015年
(H27年)

2016年
(H28年)

2017年
(H29年)

平成二十五年五月三十一日
番号関連連四法公布

平成二十五年五月二十四日
番号関連連四法成立

政省令等の整備

別表第一、第二の
事務、情報を定める
主務省令の制定

法人番号の
通知・公表

個人番号(マイナンバー)の通知

申告書・法定調書等への法人番号
の記載

個人番号カードの交付

順次、個人番号(マイナンバー)利用開始
【2016年1月から利用する手続のイメージ】

- 社会保険分野
・年金に関する相談・照会
- 税分野
・申告書、法定調書等への記載
- 災害対策分野
・被災者台帳の作成

情報提供ネットワークシステム、マイポータルの運用開始

2017年1月より、
国の機関間の
連携から開始し、
2017年7月を目
途に、地方公共
団体等との連携
についても開始

システム要件定義・調達

調査研究

設計

工程管理支援業務

開発・単体テスト

総合運用テスト

委員
国会同意

特定個人情報保護
委員会設置
(平成二十六年一月一日)

委員
国会同意

委員会規則の制定

委員
国会同意

システム構築

個人情報保護

広報

特定個人情報保護評価指針の作成

情報提供ネットワークシステム等の監査

特定個人情報の取扱いに関する監視・監督

特定個人情報保護評価書の受付・承認等

番号制度に関する周知・広報

番号法(国税庁関係抜粋)

(利用範囲)

第九条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者(法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第三項において同じ。)は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 (略)

3 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十八条若しくは第九十七条第一項、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第五十九条第一項から第三項まで、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)第二十七条、第二十九条第三項若しくは第九十八条第一項、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第九条の四の二第二項、第二十九条の二第五項若しくは第六項、第三十九条の三第四項若しくは第五項、第三十七条の十一の三第七項若しくは第三十七条の十四第九項、第十三項若しくは第十五項、所得税法(昭和四十一年法律第三十三号)第五十七條第二項若しくは第二百二十五条から第二百二十八条の三の二まで、雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第七條又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成九年法律第百十号)第四條第一項その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

4 (略)

5 前各項に定めるもののほか、第十九条第十一号から第十四号までのいずれかに該当して特定個人情報情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

別表第一

十七	国税庁長官	地方税法による譲渡割の賦課徴収又は譲渡割に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十三	財務大臣	国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）による国税等（同法第八号第一項に規定する国税等をいう。）の徴収若しくは収納又は債権者への支払に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十八	国税庁長官	国税通則法その他の国税に関する法律による国税の納付義務の確定、納税の猶予、担保の提供、還付又は充当、附帯税（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。）の減免、調査（犯則事件の調査を含む。）、不服審査その他の国税の賦課又は徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの

（特定個人情報の提供の制限）

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。
一～七 （略）

八 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第四十六号第四項若しくは第五項、第四十八号第七項、第七十二条の五十八、第三百七十七号又は第三百二十五条の規定その他政令で定める同法の規定により国税（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第一号に規定する国税をいう。以下同じ。）又は地方税に関する特定個人情報の提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

九～十一 （略）

十二 各議員若しくは各議員の委員会若しくは各議員の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第四百条第一項（同法第五十四号の四第一項において準用する場合を含む。）若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条の規定により行ひ審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査（第五十三号において、「各議院審査等」という。）が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

（以下略）

第七章 法人番号

(通知等)

第五十八条 国税庁長官は、政令で定めるところにより、法人等（国の機関、地方公共団体及び会社法（平成十七年法律第八十六号）その他の法令の規定により設立の登記をした法人並びにこれらの法人以外の法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）であつて、所得税法第二百三十条、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第四百八条、第四百九条若しくは第五百十条又は消費税法（昭和六十二年法律第八号）第五十七条の規定により届出書を提出することとされているものをいう。以下この項及び次項において同じ。）に対して、法人番号を指定し、これを当該法人等に通知するものとする。

2 法人等以外の法人又は人格のない社団等であつて政令で定めるものは、政令で定めるところにより、その者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他財務省令で定める事項を国税庁長官に届け出て法人番号の指定を受けることができる。

3 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があつたとき（この項の規定による届出に係る事項に変更があつた場合を含む。）は、政令で定めるところにより、当該変更があつた事項を国税庁長官に届け出なければならぬ。

4 国税庁長官は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により法人番号の指定を受けた者（以下「法人番号保有者」という。）の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表するものとする。ただし、人格のない社団等については、あらかじめ、その代表者又は管理人の同意を得なければならない。

(情報の提供の求め)

第五十九条 行政機関の長、地方公共団体の機関又は独立行政法人等（以下この章において「行政機関の長等」という。）は、他の行政機関の長等に対し、特定法人情報（法人番号保有者に関する情報であつて法人番号により検索することができるものをいう。第六十一条において同じ。）の提供を求めるときは、当該法人番号を当該他の行政機関の長等に通知してするものとする。

2 行政機関の長等は、国税庁長官に対し、法人番号保有者の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号について情報の提供を求めることができる。

(資料の提供)

第六十条 国税庁長官は、第五十八条第一項の規定による法人番号の指定を行うために必要があると認めるときは、法務大臣に対し、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七條（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号（会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所において作成される登記簿に記録されたものに限る。）その他の当該登記簿に記録された事項の提供を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、国税庁長官は、第五十八条第一項若しくは第二項の規定による法人番号の指定若しくは通知又は同条第四項の規定による公表を行うために必要があると認めるときは、官公署に対し、法人番号保有者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

(正確性の確保)

第六十一条 行政機関の長等は、その保有する特定法人情報について、その利用の目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

番号法整備法(国税庁関係抜粋)

(未施行条文)

○ 国税通則法

(書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等)

第二百二十四条 国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長又はその職員に申告書、申請書、届出書、調査その他の書類を提出する者は、当該書類にその氏名(法人については、名称。以下この項において同じ。)住所又は居所及び番号(番号を有しない者にあつては、その氏名及び住所又は居所)を記載しなければならない。

2～3 (略)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための 消費税法の一部を改正する等の法律(抄)

(税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)
第七条

一～五 (略)

六 番号制度については、税務における一層の適正かつ円滑な利用を確保する観点から、番号法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)の公布後、納税者の利便の向上、番号法第二条第五項に規定する個人番号及び同条第十五項に規定する法人番号の告知、本人確認の実効性の確保並びに調書の拡充による必要な情報の収集等に関する各種の施策について、納税者及び事業者の事務負担等にも配慮しつつ、引き続き検討すること。

(以下略)

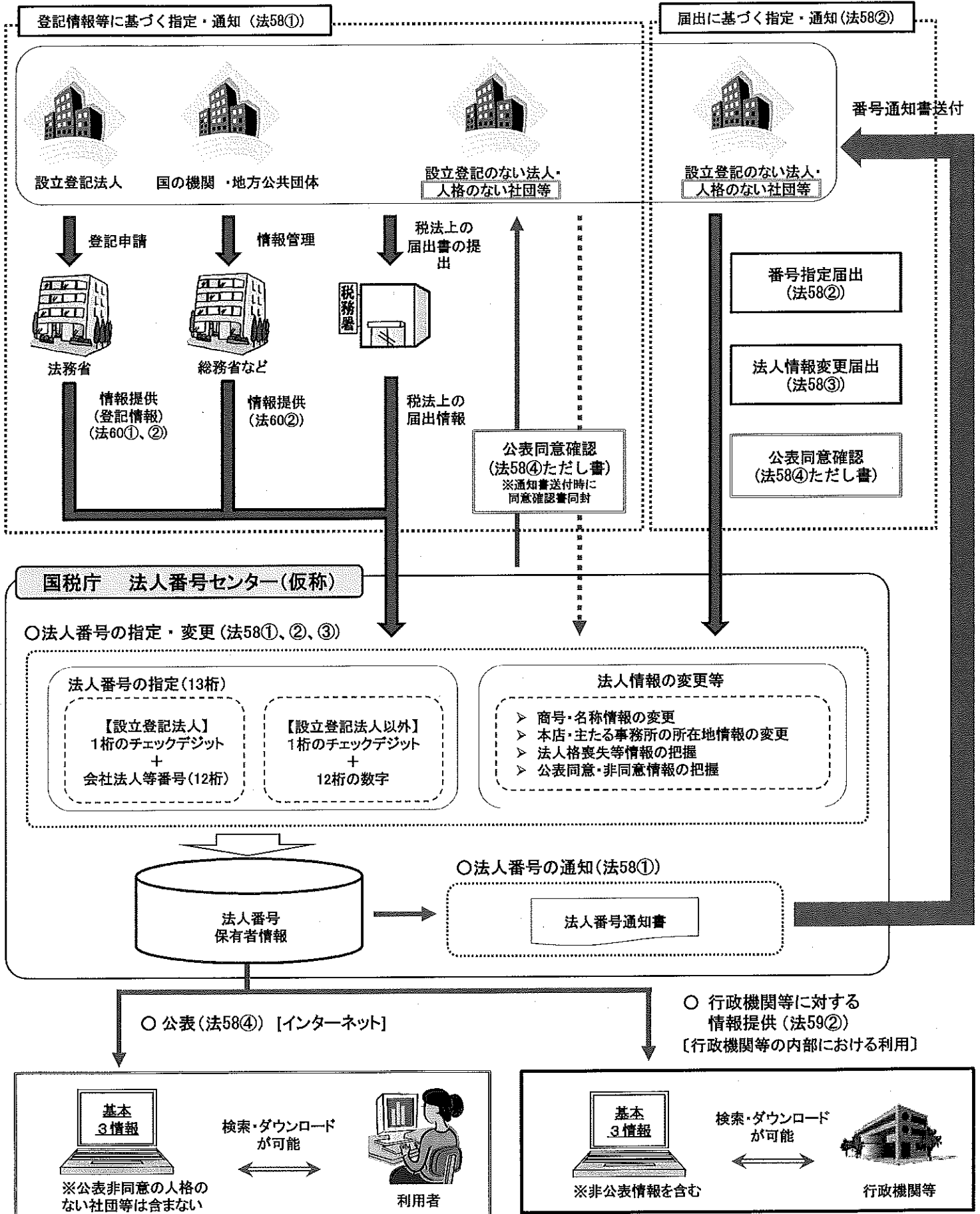
ご清聴ありがとうございました。

「番号」が記載された申告書等の提出時期（番号の利用開始日を平成28年1月1日と仮定した場合）

		記載対象	一般的な場合	28年中に提出される主な場合
個人 申告書	所得税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	確定申告書 平成28年分の場合、平成29年2月16日から3月15日まで	・年中で出国 出国の時まで ・年の中途で死亡 相続開始があったことを知った日の翌日から4月を経過した日の前日まで
	消費税	平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書から	確定申告書 平成28年分の場合、平成29年1月1日から3月31日まで	・個人事業者が年の途中で死亡 相続開始があったことを知った日の翌日から4月を経過した日の前日まで ・中間申告書 ・課税期間の特例適用
	相続税	平成28年1月1日以降の相続又は遺贈に係る申告書から	相続税の申告書 平成28年1月1日に相続の開始があったことを知った場合、平成28年11月1日まで	・住所及び居所を有しないこととなるとき 住所及び居所を有しないこととなる日まで
	贈与税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	贈与税の申告書 平成28年分の場合、平成29年2月1日から3月15日まで	・年の中途で死亡 相続の開始があったことを知った日の翌日から10月以内
	法人税	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から	確定申告書、連結確定申告書 平成28年12月末決算の場合、平成29年2月28日まで	・中間申告書 事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内 ・新設法人、決算期変更法人 決算の日の翌日から2月以内
個人・法人 その他	消費税	平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書から	確定申告書 平成28年12月末決算の場合、平成29年2月28日まで	・中間申告書 ・課税期間の特例適用
	酒税・間接諸税	平成28年1月1日以降の移出等に係る申告書から	納税申告書 平成28年1月に移出等した場合、平成28年2月29日まで	・製造場内で飲用された場合（酒税法） 飲用した日から10日を経過する日まで
	申請書・届出書 法定調書	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から 平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から（※）	申請書・届出書 各税法に規定する提出すべき期限 (例) 平成28年分給与所得の源泉徴収票、平成28年分特定口座年間取引報告書は、平成29年1月31日まで (注) 平成28年1月1日前に締結された「税法上告知をしたものとみなされる取引」に基づき同日以降に金銭等の支払等が行われるものに係る「番号」の告知・本人確認については、同日から同日以降3年を経過する日後の最初の金銭等の支払等の時までの間に行うことができる。	平成28年中から提出 (例) ・配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書は、支払の確定した日から1月以内 ・退職所得の源泉徴収票は、退職の日以後1月以内

(※) 法定調書提出義務者[個人番号関係事務実施者]は、税務署に法定調書を提出する際に、金銭等の支払先の番号の記載とともに、提出義務者本人の番号の記載も必要。

法人番号の指定・通知・公表・情報提供



【基本3情報】

①商号又は名称

②本店又は主たる事務所の所在地

③法人番号

平成26年5月20日
番号制度に関する研修会

特定個人情報保護について ～マイナンバー対応はじめての一步～

平成26年5月20日

特定個人情報保護委員会 事務局長

其田 真理

特定個人情報保護委員会

※番号法及び関係政令に基づき2014年(平成26年)1月1日設置

任務

番号法に基づき、個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じること

組織

○委員長1名・委員6名(合計7名)の合議制(平成26年中は委員長1名及び委員2名(計3名))

(個人情報保護の有識者・情報処理技術の有識者・社会保障又は税制の有識者・民間企業の実務に関する経験者・地方六団体の推薦者を含む)

・委員長(常勤) 堀部政男(元一橋大学法学部教授)

・委員(常勤) 阿部孝夫(元川崎市長)

・委員(非常勤) 手塚悟(東京工科大学コンピュータサイエンス学部教授)

○委員長・委員は独立して職権を行使(独立性の高い、いわゆる3条委員会)

○任期5年・国会同意人事

主な所掌事務

監視・監督

○指導・助言

○法令違反に対する勧告・命令
(命令違反には罰則)

○求報告・立入検査
(検査妨害には罰則)

○情報提供ネットワークシステムの構築等に関する措置要求

監視・監督

特定個人情報保護評価に関すること

○特定個人情報保護評価に関する指針の作成・公表

○評価書の承認

指針

評価書

広報・啓発

特定個人情報についての保護についての広報・啓発

広報・啓発

苦情処理

苦情の申出についてのこと

苦情
あつせん

意見具申

内閣総理大臣に対する意見具申

意見

行政機関・地方公共団体・独立行政法人等

民間事業者

個人

内閣総理大臣

番号法の目的

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度を導入

国民サイド

- 添付書類が不要となる等、負担が軽減される
- 本人確認の簡易な手段になるなど利便性が向上する
- 行政機関からプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

行政サイド

- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- 災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる

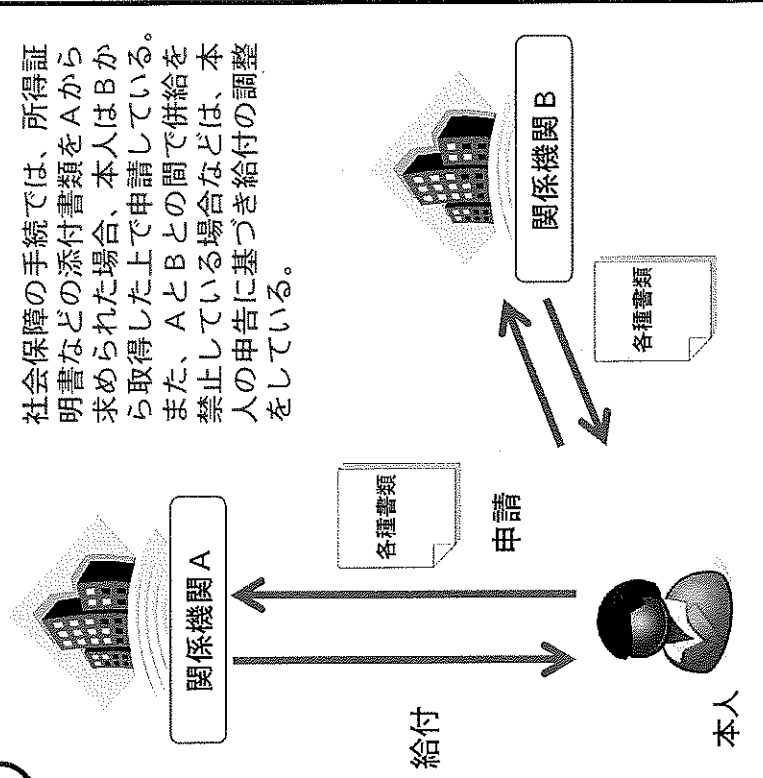
個人情報の適正な取扱い

- 番号法を用いて収集・整理された情報が
- ・ 法令に定められた範囲を超えて利用されないこと
 - ・ 漏えいされないこと

個人番号の利用例(その1)

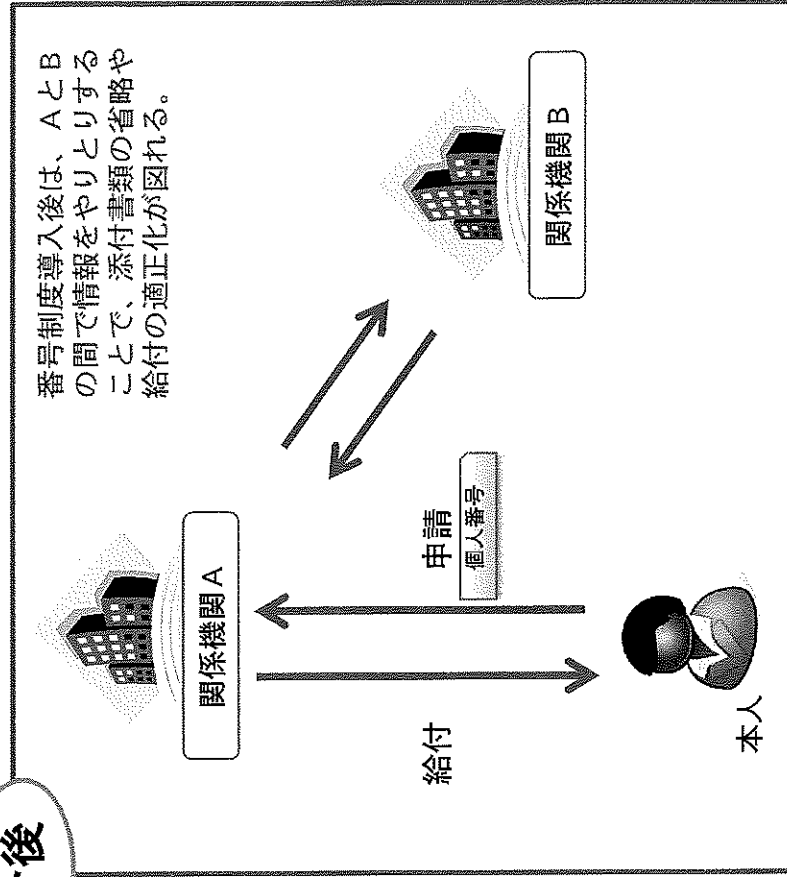
現状

社会保障の手続では、所得証明書などの添付書類をAから求められた場合、本人はBから取得した上で申請している。また、AとBとの間で併給を禁止している場合などは、本人の申告に基づき給付の調整をしている。



今後

番号制度導入後は、AとBの間で情報をやりとりすること、添付書類の省略や給付の適正化が図れる。



① 所得証明書等の添付省略

→国民年金保険料の免除、児童扶養手当の支給、高額療養費の決定 等

② 住民票の添付省略

→未支給年金の請求、児童扶養手当の支給申請、雇用保険における未支給の失業等給付の申請 等

③ 異なる制度間における給付調整の確実性の向上

→傷病手当金の支給申請者に関する障害厚生年金等の給付状況の確認 等

個人番号の利用例(その2)

所得情報をより正確かつ効率的に把握できるようになる。

現状

各機関から提出される資料を、「氏名・住所など」をキーとして、名寄せを行っている。

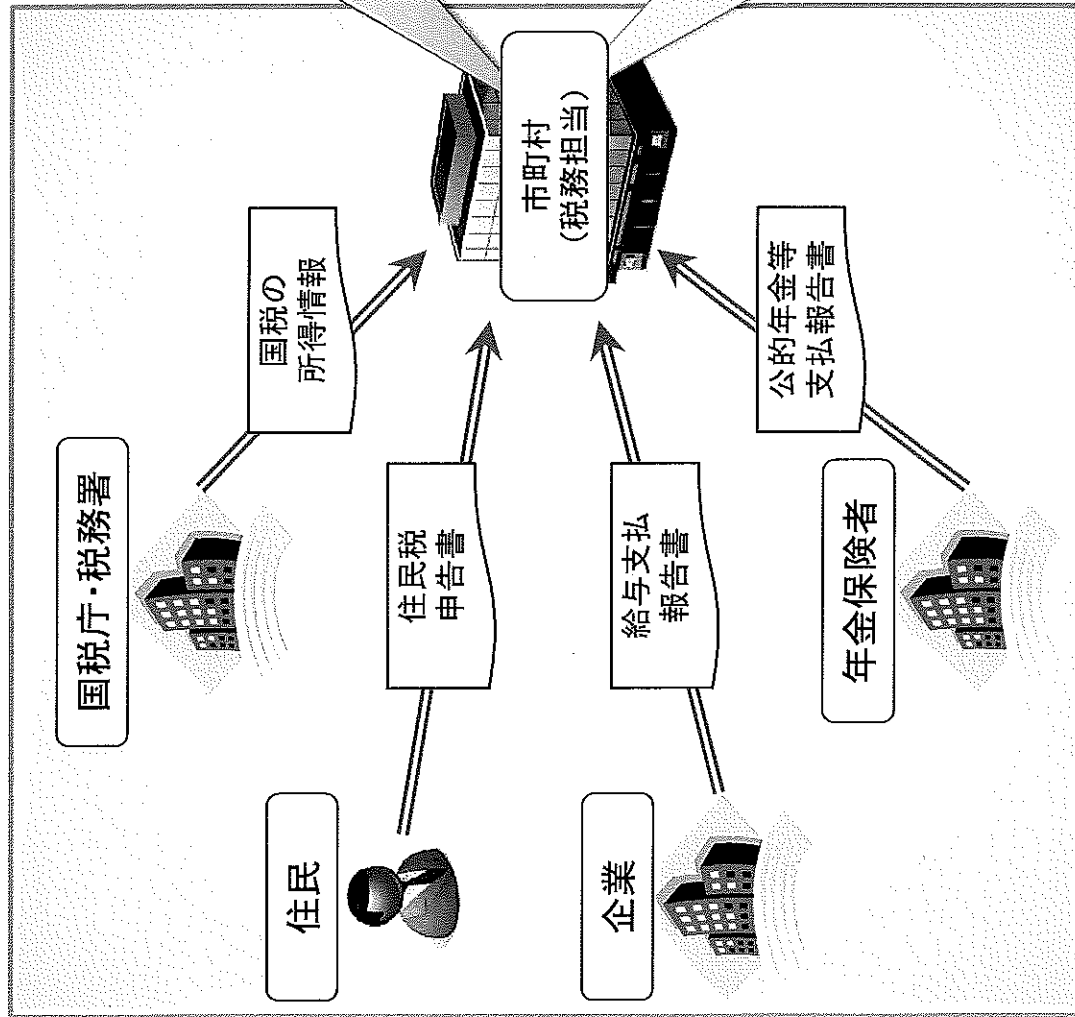
同姓同名の者がいたり、年度途中に引越しを行った者がいたり
と、同一人であることの識別に手間がかかり、正確かつ効率的な名寄せが困難。

番号導入

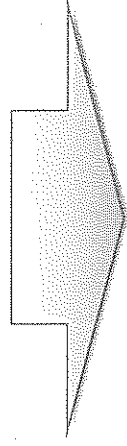
今後

各機関から提出される資料に記載されることとなる「個人番号」をキーとして、名寄せを行う。

個人番号は唯一無二のものであり、同一人であることを確実に識別することができるので、正確かつ効率的な名寄せが可能。



個人情報の適正な取扱い 国民からの信頼確保



行政機関等には特定個人情報保護評価書の義務付け

特定個人情報ファイルを保有しようとする国の機関、地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響などのリスクを分析し、これを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの

特定個人情報保護評価

行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人など）は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報保護評価を実施することが原則義務付けられる（番号法第27条）。

特定個人情報保護評価とは

- 特定個人情報ファイルの保有・変更にあたり、プライバシーや特定個人情報へ及ぼす影響を事前に評価し、その保護のための措置を講じる仕組みをいい、米・加・豪・英等の諸国で行われているプライバシー影響評価（Privacy Impact Assessment）に相当するもの。
- 具体的には、特定個人情報を保有することでのどのようなリスクがあり、そのリスクをどのようにして軽減・緩和しているかを、自ら所定の様式の評価書に記載し、公表するもの。

保護評価書の記載事項

基礎項目評価書

- I 基本情報
- II しきい値判断項目
 - 1 対象人数
評価対象事務の対象人数は何人がか
 - 2 取扱者数
特定個人情報ファイルの取扱者数は500人以上か
 - 3 重大事故
過去1年以内に特定個人情報に関する重大事故が発生したか
- III しきい値判断結果
- IV 実施担当

重点項目評価書

- I 基本情報
- II 特定個人情報ファイルの概要
 - 1. 名称 2. 基本情報 3. 特定個人情報の入手・利用
 - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 - 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うもの以外)
 - 6. 特定個人情報の保管・消去 7. 備考
- III リスク対策
 - 1. 特定個人情報の入手
(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
 - 2. 特定個人情報の使用
 - 3. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 - 4. 特定個人情報の提供・移転
(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く)
 - 5. 情報提供ネットワークシステムとの接続
 - 6. 特定個人情報の保管・消去 7. 監査
 - 8. 従業員に対する教育・啓発 9. その他
- IV 開示請求、問い合わせ
 - 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求
 - 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ
- V 評価実施手続

全項目評価書

- I 基本情報
- II 特定個人情報ファイルの概要
 - 1. 名称 2. 基本情報 3. 特定個人情報の入手・利用
 - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 - 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うもの以外)
 - 6. 特定個人情報の保管・消去 7. 備考
- III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
 - 1. 特定個人情報の入手
(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
 - 2. 特定個人情報の使用
 - 3. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 - 4. 特定個人情報の提供・移転
(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く)
 - 5. 情報提供ネットワークシステムとの接続
 - 6. 特定個人情報の保管・消去
- IV その他のリスク対策
 - 1. 監査 2. 従業員に対する教育・啓発 3. その他
- V 開示請求、問い合わせ
 - 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求
 - 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ
- VI 評価実施手続

個人情報保護法と異なる対象

個人情報保護法においては、対象が過去6か月5,000件未満の者は対象から除外

⇨ 番号法にこのような除外規定はない(すべての事業者が対象)

事務の実施者として

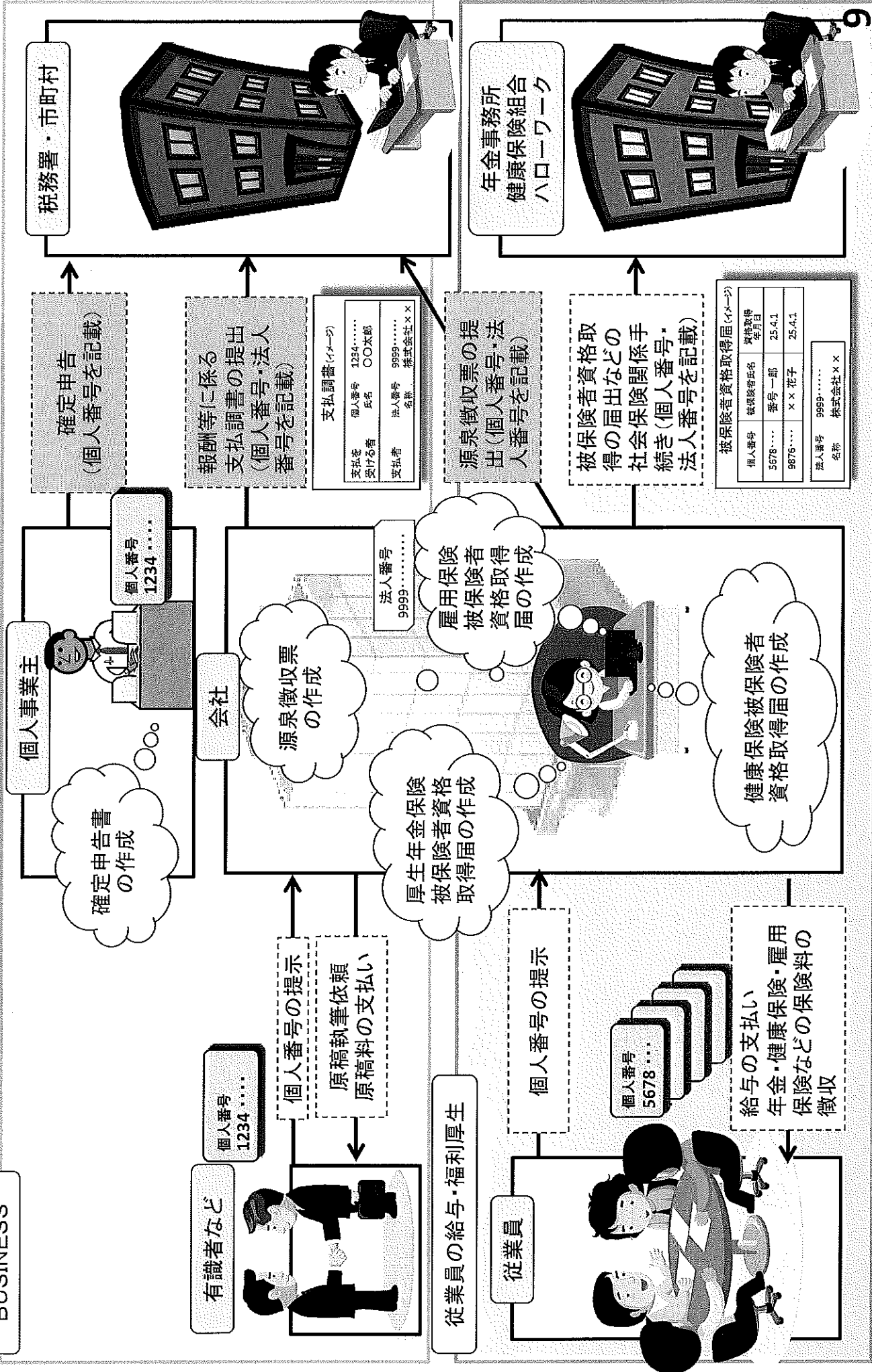
別表第1及び第2(条例で定める事務を含む)に関して個人番号利用事務実施者から事務の委託を受けた者(社会保障・税・災害対策)

個人番号関係事務実施者(法定調書の作成・提出など)(委託を受けた者を含む)

民間事業者における番号との関わり

BUSINESS

※現時点で想定される例であり、今後の検討過程で変更があり得る



- ▶ 必要な範囲を超えて特定個人情報情報を扱うことの禁止
- ▶ 個人番号の漏えい防止など安全管理義務
- ▶ 従業者に対する監督義務
- ▶ 委託先に対する監督義務

特定個人情報保護委員会の指導・助言

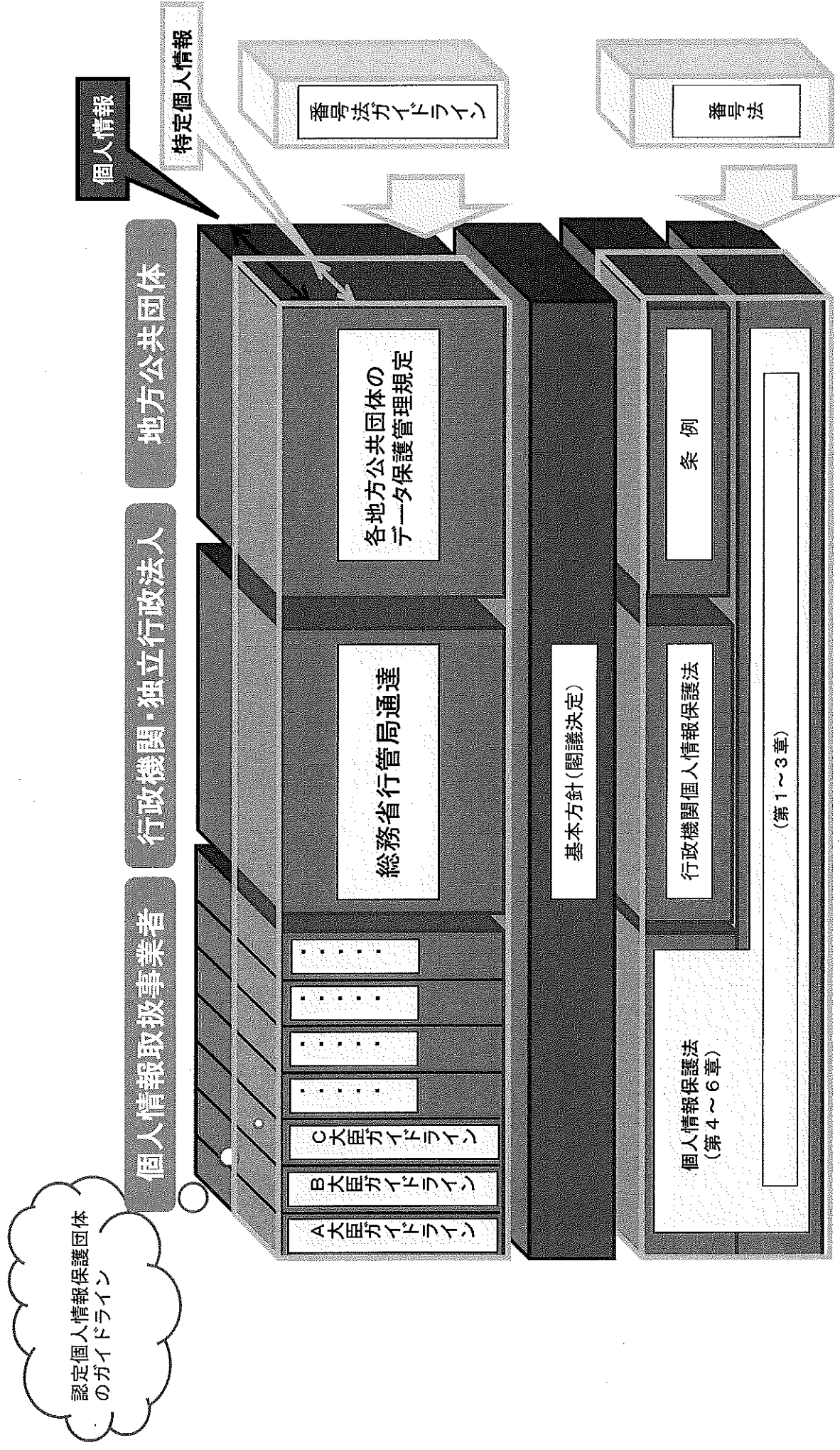
報告徴求、立ち入り検査

違反行為に対する勧告・命令

罰則の強化

	行 為	法 定 刑	同種法律における類似既定の罰則	
			個人情報保護法	その他
1	<u>個人番号利用事務等に従事する者が、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供</u>	4年以下の懲役or 200万以下の罰金or 併科	—	
2	上記の者が、不正な利益を図る目的で、個人番号を提供又は盗用	3年以下の懲役or 150万以下の罰金or 併科	—	
3	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者が、 情報提供ネットワークシステムに関する秘密の漏えい 又は盗用	同上	—	
4	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の 窃取、施設への侵入等により個人番号を取得	3年以下の懲役or 150万以下の罰金	—	(割賦販売法・ クレジット番号) 3年以下の懲役or 50万以下の罰金
5	委員会から命令を受けた者が、委員会の命令に違反	2年以下の懲役or 50万以下の罰金	6月以下の懲役or 30万以下の罰金	
6	委員会による検査等の際し、虚偽の報告、虚偽の資料 提出をする、検査拒否等	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	30万以下の罰金	
7	偽りその他不正の手段により個人番号カードを取得	6月以下の懲役or 50万以下の罰金		

現行個人情報保護体系と番号法ガイドライン(イメージ)



番号制度の正しい理解

事業者への啓発

業務における個人情報
の正しい取扱い

▶対象者は誰か？

～個人番号を取り扱うすべての事業者

▶いつ、誰が個人番号を含む書類・データを作成するか？

～利用範囲、監督義務

▶特定個人情報情報をどのように管理するか？どのようなルールやシステムを作るか？

～安全管理義務

社会保障・税番号制度導入のロードマップ(案)

2013年
(H25年)

2014年
(H26年)

2015年
(H27年)

2016年
(H28年)

2017年
(H29年)

平成二十五年五月三十一日
番号関連連四法公布日

平成二十五年五月二十四日
番号関連連四法成立日

政省令等の整備

別表第一、第二の
事務、情報を定める
主務省令の制定

法人番号の
通知・公表

個人番号(マイナンバー)の通知

申告書・法定調書等への法人番号の記載

個人番号カードの交付

順次、個人番号(マイナンバー)利用開始
【2016年1月から利用する手続のイメージ】

- 社会保険分野
・年金に関する相談・照会
- 税分野
・申告書、法定調書等への記載
- 災害対策分野
・被災者台帳の作成

情報提供ネットワークシステム、
マイ・ポータルの運用開始

システム構築

システム要件定義・調達
調査研究

工程管理支援業務

設計
開発・単体テスト
総合運用テスト

2017年1月より、
国の機関間の
連携から開始し、
2017年7月を目途に、
地方公共団体等との
連携についても開始

個人情報保護

委員
国会同意

委員
国会同意

委員
国会同意

特定個人情報保護
委員会設置
(平成二十六年一月一日)

委員会規則の制定

監視・監督の
ガイドライン作成

情報提供ネットワークシステム等の監査

特定個人情報取扱いに関する監視・監督

特定個人情報保護評価指針の作成

特定個人情報保護評価書の受付・承認等

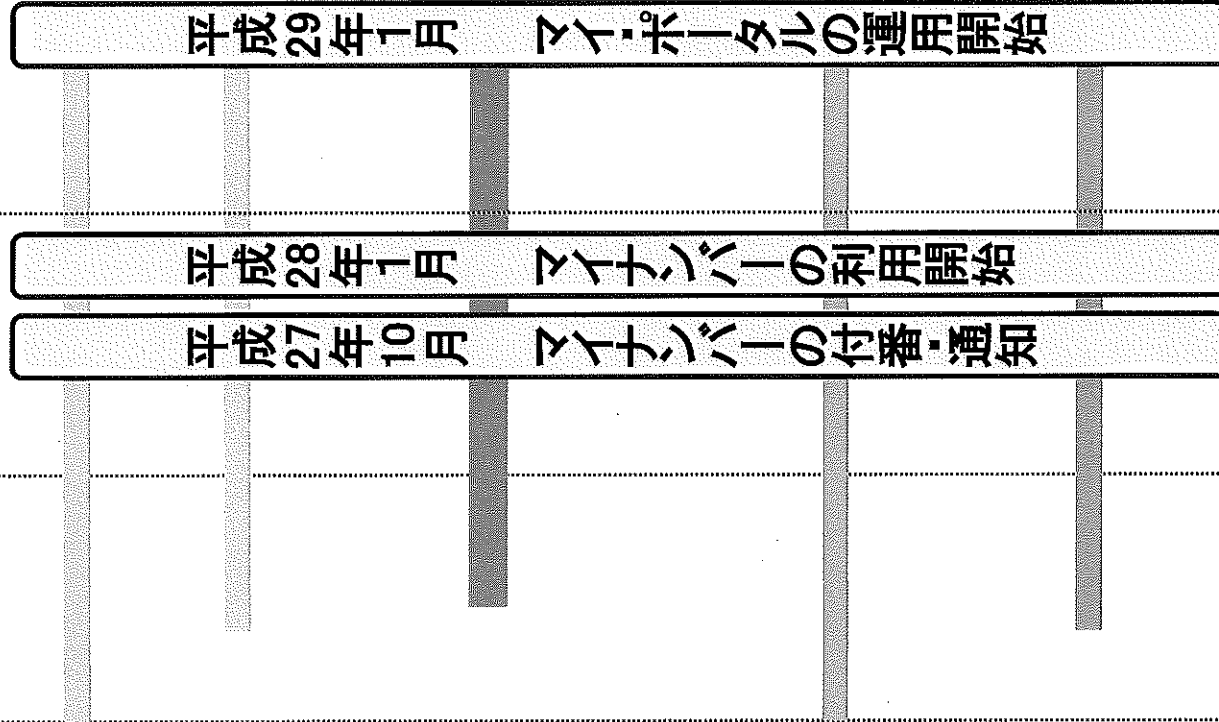
広報

番号制度に関する周知・広報

平成26年度に内閣府で実施予定のマイナンバーに関する広報(案)

H26年度 H27年度 H28年度

平成26年度から新たに取り組む各種広報		・ホームページ、Twitter等による周知・広報
①ポスター 掲示	・マイナンバーの周知ポスターを製作 ・市町村役場、税務署等の公的施設など、人目に付く場所への掲示を実施	
②コールセンター 開設	・国民及び民間事業者からのマイナンバーに関する問い合わせにワンストップで対応するコールセンターの開設 ・マイナンバー付番・通知の1年前にあたる2014年10月から開設予定 ・聴覚障害者でもコールセンターに問い合わせできるよう、電話以外の問い合わせ手段の導入を検討	
③外国人向け 広報	・5か国語のホームページを新設 ・日本語資料の翻訳、新設したHPへ掲載 ・在外公館や入管にも周知への協力を要請	
④視覚障害者 向け広報	・点字パンフレット、拡大文字パンフレット、音声CD(デイジー)、の3種類を作成 ・視覚障害者団体、特別支援学校、点字図書館、地方公共団体等を通じた配布・閲覧を実施	



ご清聴ありがとうございました。

平成 26 年 5 月 20 日
於、日本税理士会館
番号制度に関する研修会

第4部：実務家の視点からみる番号制度

税理士 上西 左大信

資料 1	税理士の視点から見た番号制度……………	1
	(平. 26. 2. 28 政府税制調査会 マイナンバー・税務執行 DG)	
資料 2	論点整理……………	9
	(平 26. 4 政府税制調査会 マイナンバー・税務執行 DG)	
資料 3	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 施行令（仮称）案」への意見（平 26. 2. 24 日本税理士会連合会）…………	17

税制調査会(マイナンバー・税務執行DG③)

〔税理士の視点から見た番号制度〕

平成 26 年 2 月 28 日(金)

税制調査会 特別委員

(日本税理士会連合会 調査研究部長)

上西 左大信

目次

I 税務面、社会保障分野における利用・効果

1. 税務面（国税・地方税）での効果
2. 保有資産の把握の現状
3. 保有資産ごとの検討

II マイ・ポータルを活用

1. e-Taxの利用状況
2. 添付省略制度
3. 電子的提出先の一元化

III 医療分野における利用の可能性

IV 法人番号の活用

V 適正な申告に向けた取り組みと今後のあり方

I 税務面、社会保障分野における利用・効果

1. 税務面(国税・地方税)での効果

国税

- (1) 番号制度の導入により、法定調書の名寄せや納税申告書との突合がより効率的かつ正確に実施できるようになるため、法定調書により把握が可能な所得について、その把握の正確性が向上することが見込まれる。
- (2) 転居や改姓した場合でも、番号により正確な名寄せが可能となる。

地方税

- (1) 地方税分野では、確定申告書や住民税申告書の情報、給与支払報告書等の資料情報や、市区町村の有する住民情報等を、番号をキーとして名寄せ・突合でき、納税者の所得情報をより的確かつ効率的に把握することが可能となる。
- (2) 国税当局から提供される法定調書に個人番号が付され、申告情報との名寄せが容易になることで、申告された所得情報の確認、未申告者の洗い出しが効率的かつ的確に行われる。

I 税務面、社会保障分野における利用・効果

2. 保有資産の把握の現状

■国税

- ①不動産、金融資産、動産は、法定調書による把握の対象外となっている。
- ②「財産及び債務の明細書」と「国外財産調書制度」がある。

■社会保障分野における例

①生活保護制度

生活保護の決定実施のため、預貯金、保険、不動産等の資産を調査する。
⇒福祉事務所職員のマンパワーによって資産を把握する運用を行っている。

②求職者支援制度

給付金の支給に際し、金融資産、土地・建物の所有に関する要件がある。
⇒受給申請者の自己申告に基づく運用を行っている。

■相続税申告の手続等

①不動産（土地・建物）

固定資産課税台帳（名寄帳）の閲覧・写しの入手、法務局での登記の確認

②預貯金

金融機関の残高証明・顧客元帳の写しの入手

I 税務面、社会保障分野での利用・効果

3. 保有資産ごとの検討

付番対象	付番によるメリット	検討課題
(1) 土地・建物(登記)	全国に分散する土地・建物の把握により、相続税申告の際の利便性は向上する。 ※実務は、固定資産課税台帳(名寄帳)の閲覧・写しの入手で把握しているが、完全でない。	①死亡者に占める申告割合(現在4.1%、平成27年以降で6%台後半の見込み)をどう評価するか。 ②相続が未登記のもの(遡及して付番するコスト)、共有名義(持分ごとに付番する必要性)をどう取り扱うか。
(2) 土地・家屋・償却資産 (固定資産税)	①複数の自治体で保有する土地・家屋の把握により、相続税申告の際の利便性は向上する。 ②社会保障給付の面においては、有効と考えられる。(上記(1)検討課題②の問題は残る。)	償却資産への付番は、法人による申告が大半であること、個人は事業者であること等を踏まえて、社会保障分野における、事務の効率化、給付の公平、コストの観点から検討すべきである。
(3) 預貯金	付番の利便性は高い。 ※相続税申告の実務は、金融機関の残高証明・顧客元帳の写しの入手で把握しているが、完全でない。	預貯金への付番は、休眠口座への取扱い等を検討すべきである。
(4) 上場株式等	特定口座を活用すると利便性は高い。	

I 税務面、社会保障分野における利用・効果

◆保有資産の把握についての論点

- 相続税申告 ……「課税の公平」と「コスト」とのバランスをどうとるか
- 社会保障 ……「負担と給付の公平」と「コスト」とのバランスをどうとるか

総括

- ① 相続税申告・社会保障分野のいずれにおいても、保有資産を把握することとは重要である。
- ② 利便性・課税の公平・社会保障給付の公平のほか、社会的コストと実現可能性を個々に検証する必要性がある。

◆法定調書（補足）

- 範囲・金額水準の見直しが必要（拡充が基本であるが、縮減も検討）
- 行政指導・実地調査の段階で、任意の支払調書等の提出制度を検討

Ⅱ マイ・ポータルを活用

マイ・ポータル(情報提供等記録開示システム)の設置について

政府は、法律施行後1年を目途として、情報提供等記録開示システム(マイ・ポータル)を設置する(番号法附則第6条第5項)。

1. e-Taxの利用状況(平成24年度におけるe-Taxの利用状況等)
 所得税の申告件数: 12,086,447件(前年対比+3.0%)、ICT活用率: 65.9%(前年対比+3.7ポイント)

区分	年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	前年対比
			利用件数	11,729,278件	12,086,447件	103.0%
所得税申告			ICT活用率	57.6%	65.9%	+3.7ポイント
			利用件数	673,427件	668,794件	98.9%
消費税申告(個人)			ICT活用率	51.6%	58.9%	+2.5ポイント
			利用件数	11,948,569件	12,405,623件	102.8%
合計			ICT活用率	57.3%	61.9%	+3.6ポイント
			利用件数	11,948,569件	12,405,623件	102.8%

(注) ICT活用率とは、所得税申告及び消費税申告(個人)の総申告件数のうち、自宅等でインターネット環境を利用して申告書を作成した件数(書面提出分を含む。)の割合。

出典:平成24年度におけるe-Taxの利用状況等について(概要)(平25.11国税庁)

Ⅱ マイ・ポータルを活用

2. 添付書類の省略(国税・社会保障)

(1) 国税

第三者作成書類の添付省略制度

- ・ e-Taxを利用して所得税の確定申告書を提出する場合、記載内容を入力して送信することにより、税務署への提出又は提示を省略することができる。
- ・ 原則として法定申告期限から5年間保存する。
- ・ 内容の確認のため、税務署等が書類の提示又は提出を求めることがある。
- ・ 納税者が不対応の場合は、添付又は提示がなかったものとして取り扱われる。

(2) 社会保障

- ①所得証明書等の添付省略(国民年金保険料の免除、高額療養費の決定等)
- ②住民票の添付省略(未支給年金の請求、児童扶養手当の支給申請等)

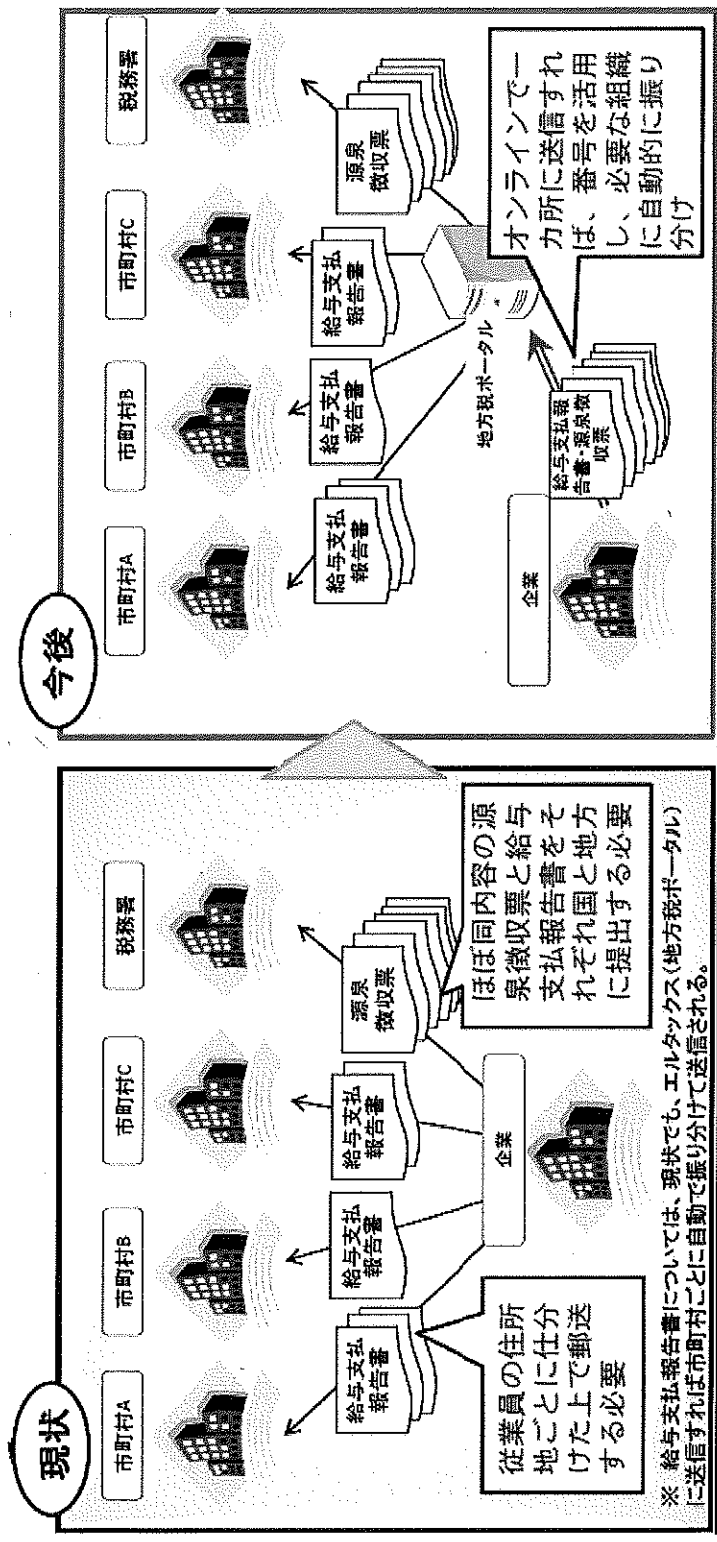
【現在、添付省略となっている第三者作成書類】

- ①給与所得者の特定支出の控除の特例に係る支出の証明書
- ②個人の外国税額控除に係る証明書
- ③雑損控除の証明書
- ④医療費の領収書
- ⑤社会保険料控除の証明書
- ⑥小規模企業共済等掛金控除の証明書
- ⑦生命保険料控除の証明書
- ⑧地震保険料控除の証明書
- ⑨寄附金控除の証明書
- ⑩勤労学生控除の証明書
- ⑪給与所得の源泉徴収票
- ⑫退職所得の源泉徴収票
- ⑬公的年金等の源泉徴収票
- ⑭オープン型の証券投資信託の収益の分配の支払通知書
- ⑮配当等とみなされる金額の支払通知書
- ⑯上場株式配当等の支払通知書
- ⑰住宅借入金等特別控除に係る借入金年末残高証明書(適用2年目以降のもの)
- ⑱バリアフリー改修特別控除に係る借入金年末残高証明書(適用2年目以降のもの)
- ⑲省エネ改修特別控除に係る借入金年末残高証明書(適用2年目以降のもの)
- ⑳特定口座年間取引報告書
- ㉑政党等寄附金特別控除の証明書
- ㉒認定NPO法人寄附金特別控除の証明書
- ㉓公益社団法人等寄附金特別控除の証明書
- ㉔特定震災指定寄附金特別控除の証明書

Ⅱ マイ・ポータルを活用

3. 源泉徴収票と給与支払報告書の電子的提出先の一元化

- ・ 企業は従業員の給与に係る源泉徴収票と給与支払報告書を税務署と従業員住所地の市町村にそれぞれ仕分けた上で郵送している。
- ・ 源泉徴収票と給与支払報告書はほぼ同内容であることから、一種類の様式をエルタックス（地方税ポータル）に送信すれば、番号を活用して必要な提出先に自動的に振り分けて提出されるようにすることで、企業の事務負担を軽減する。



Ⅱ マイ・ポータルを活用

総括

◆e-Taxとの連携について

- ① 現行の電子申告の仕組み・メッセージボックスの機能は維持すべきである
- ② 現行の電子申告(e-Tax・eTAX)の位置付けの明確化が必要
- ③ 現行のメッセージボックスとマイ・ポータルとの関係及び情報連携の有無の明確化が必要

◆源泉徴収票と給与支払報告書の提出先の一元化について

- ① 自動振り分け後の住民税課の事務負担軽減の視点も必要
- ② 【現行】市区町村は全件、税務署は一定額以上

提出先	名 称	対 象 者 ・ 対 象 金 額
市区町村	給与支払報告書	アルバイト・パート、役員等を含むすべての従業員 給与支払額の多少にかかわらず提出
税務署	源泉徴収票	法人の役員 150万円超の者について提出
		一般の従業員 500万円超の者について提出

課税の公平性の観点から、活用する資料情報の範囲の見直しが必要

Ⅲ 医療分野における利用の可能性

1. 医療費控除と番号制度

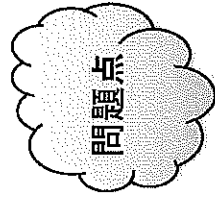
(1) 所得税法第73条(要旨)

自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費を支払った場合において、その医療費の金額(保険金等による補てん額を除く。)の合計額が総所得金額等の5%相当額(10万円超の場合には、10万円)を超えるときは、その超過額(上限200万円)を、総所得金額等から控除する。

医療費とは、医師又は歯科医師による診療又は治療、それらに必要な医薬品の購入その他医療又はこれに関連する人的役務の提供の対価のうち通常必要であると認められるものとして政令で定めるものをいう。

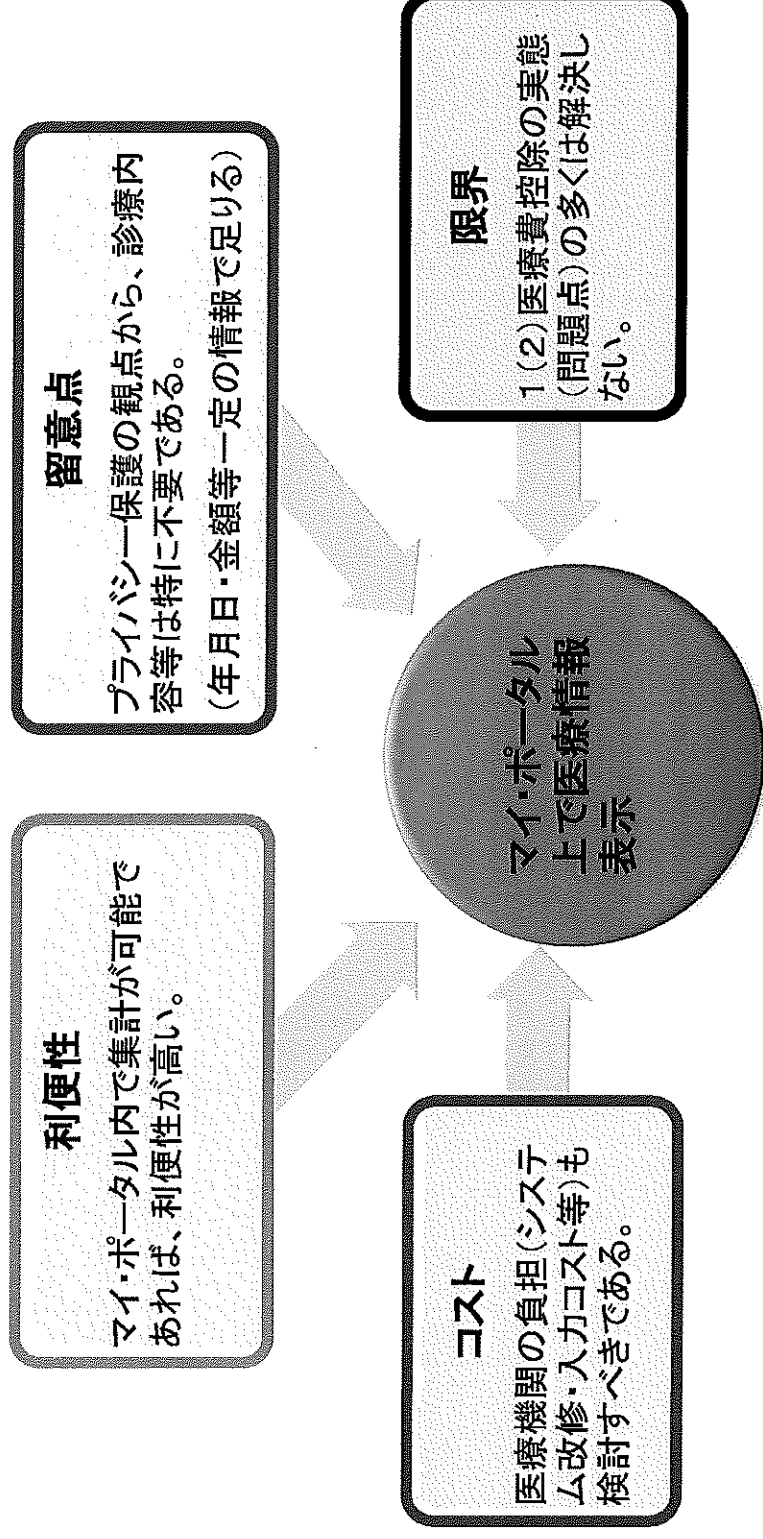
(2) 医療費控除の実態

- ・ 支出した費用の医療費への該当・非該当の区分(判断)が伴う。
- ・ 同一費用であっても該当・非該当の区分(「おむつ使用証明書」、薬局での医薬品の購入、介護保険制度下での居宅サービス、タクシー代等)が必要である。
- ・ 「同一生計親族」分が対象である(本人分だけではない。)
- ・ 集計に時間を要する(全国的には膨大な時間コストを要している。)
- ・ 税務署において一定のチェックが必要である。
- ・ 所得控除であるので、高所得者に有利な制度である。



Ⅲ 医療分野における利用の可能性

(3) マイ・ポータル上での医療費情報の表示等



(4) 医療費控除制度のあり方

- ・ 医療費控除制度と番号制度をリンクさせると見直し(廃止を含む。)が困難となる懸念
- ・ 医療費控除制度の見直しを含め、高額療養費制度等の他の制度の拡充・代替も検討

Ⅲ 医療分野における利用の可能性

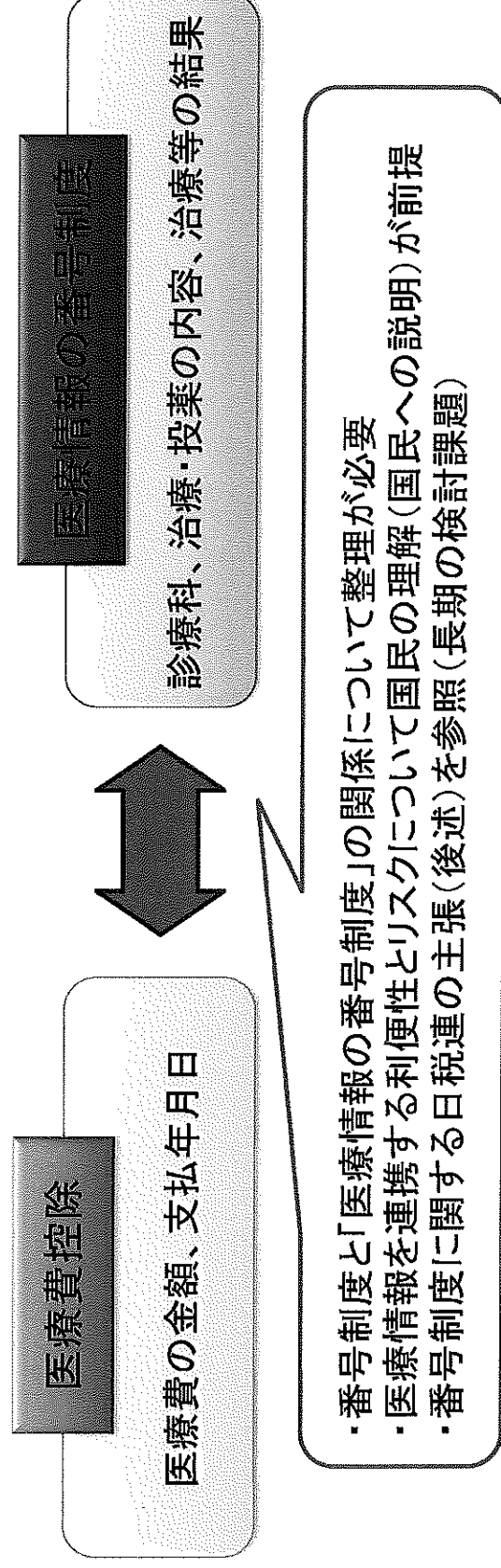
2. 医療情報の番号制度

「日本再興戦略」(平成25年6月14日)

○医療情報の利活用推進と番号制度導入

地域で行われている医療情報連携ネットワークの全国への普及・展開を進め、医療情報の利活用と保護を図るため必要な措置を講ずるなど環境整備を行う。また、個人一人ひとりが自分の医療・健康データを利活用できる環境を整備・促進し、適正な情報の活用により適切な健康産業の振興につなげるべく検討を進め、国民的理解を得た上で、医療情報の番号制度の導入を図る。このため、まずはデータやシステム仕様の標準化、ガイドライン作成等の運用ルールの検討等の環境整備を行う。

医療費控除額と医療情報をマイ・ポータルで表示することは別次元



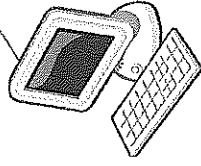
IV 法人番号の活用

1. 番号制度における法人番号

基本3情報(①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地、③法人番号)の検索、閲覧可能なサービスがホームページ等で提供

基本3情報

- ①商号又は名称、
 - ②本店又は主たる事務所の所在地、
 - ③法人番号
- の検索、閲覧可能



2. 法人番号の活用案

行政

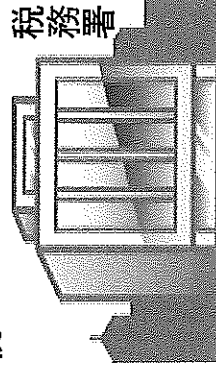
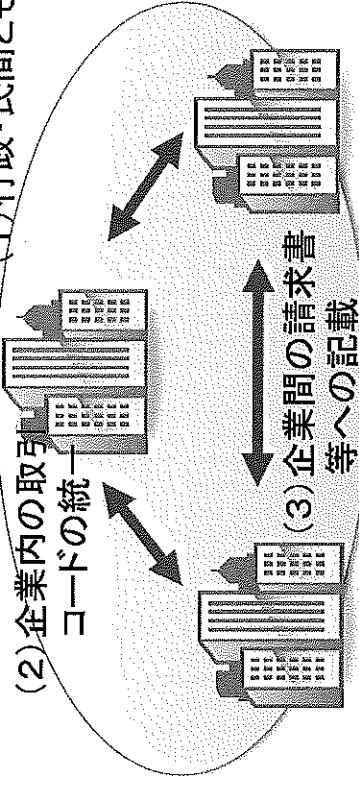
法人を識別するための番号の利用状況(現状)

財務省(輸出入申告、入出港届)、厚生労働省(労働保険番号、雇用保険適用事業者番号、社会保険事業所整理記号・事業所番号、輸出入者番号)、経済産業省(工業所有権関連)、法務省(商業・法人登記)、金融庁(生命保険・損害保険関係)、農林水産省(荷受人番号)等

民間

信用調査会社(帝国データバンク、東京商工リサーチ等)、EDINETコード、標準企業コード、金融機関コード等

(1)行政・民間ともに、現状の利用番号を法人番号へ統一



(4) 税務申告時に勘定科目内訳明細書への記載

【法人番号の活用案】

- (1) 現状の利用番号を法人番号へ統一
- (2) 企業内の取引コードの統一
- (3) 企業間の請求書等への記載
- (4) 税務申告時に勘定科目内訳明細書への記載

3. 検討項目

- 支店・営業所への付番の必要性(分割法人の申告等)
- 個人事業者の取扱い(法人との競争確保 vs プライバシー保護) 等

V 適正な申告に向けた取り組みと今後のあり方

1. 番号(個人番号・法人番号)の活用

2. 税務コンプライアンスの向上

(1) 大企業 FTA、日本版SOX等

(2) 中小企業 「自主点検チェックシート」(全国法人会総連合作成・日本税理士会連合会監修)等

3. 税務調査前

(1) 業務チェックリストの共有化

(2) 新書面添付制度と今後の活用

4. 税務調査

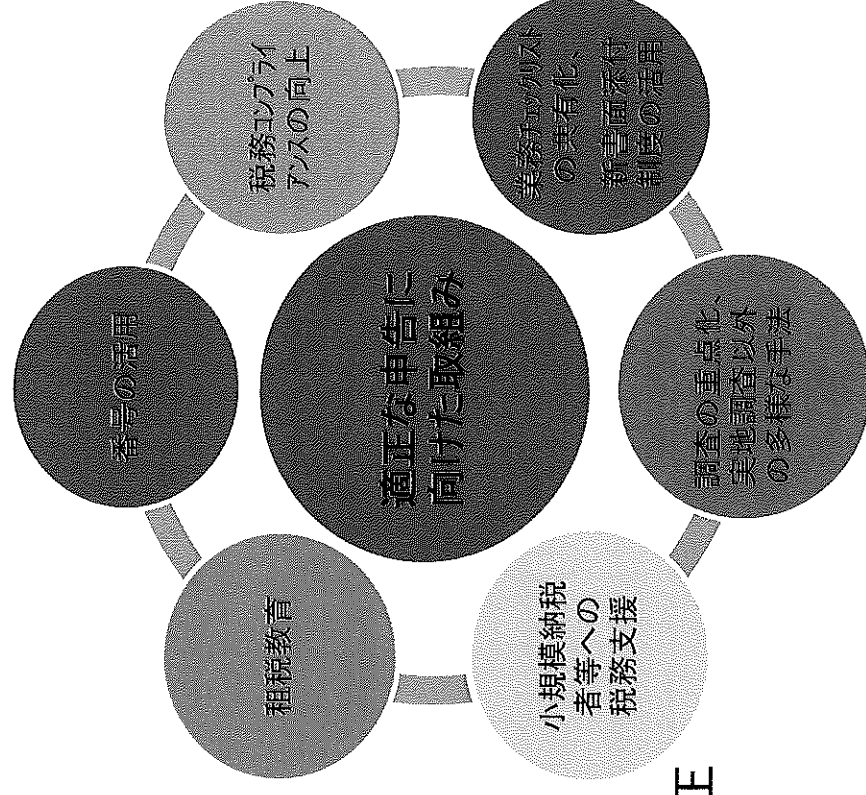
(1) 調査の重点化

(2) 実地調査以外の多様な手法

(3) 実調率の低下への懸念

5. 小規模納税者等への税務支援

6. 租税教育 等



↑ 上記の施策を組み合わせて、適正申告の向上につながる。

(参考) 番号制度に関する日税連の主張(抄)

「平成26年度・税制改正に関する建議書」(平成25年6月26日)

■ 社会保障・税一体改革の必要性

個人所得課税における所得再分配機能の強化を図りつつ、番号制度の導入により社会保障給付をより効率的に運用し、給付を真に必要とする者に重点的に行うことにより対応すべきである。

■ 番号制度

社会保障・税番号制度は、申告に必要な納税者情報の取得や税理士用電子証明書(日税連ICカード)などの運用及び電子申請に係る代理送信について早急に明らかにすべきであり、特にマイ・ポータルとe-Tax及びeLITAXとが将来的に連携できるよう検討する必要がある。

利用範囲については、社会保障分野(現金給付のみ)、税務分野及び災害対策分野の範囲とすることで、発生する問題点を検証・解決しながら、時間をかけて制度を熟成させる必要がある。したがって、当分の間、社会保障分野、税務分野及び災害対策分野の限定的な利用とすべきであり、法人番号についての民間利用は慎重に対応すべきである。

将来において、行政分野の効率化と納税者の利便性の向上に資する観点から、個人番号の利用範囲の拡大が検討される際には、個人情報保護の保護に十分に配慮する必要がある。特に、個人番号の民間利用については、広くヒアリングが行われるなど慎重に検討されるべきである。

情報保護をめぐっては権利侵害等、セキュリティ問題などさまざまなトラブルが予想されることから、運用3年後を目的に情報保護委員会の整備体制等について検証し公表すべきである。

社会保障・税番号制度は、所得の捕捉に一定の効果が見込まれるものの、決して万能なものではない。社会保障・税番号制度は、わが国の租税申告の理念である申告納税制度を補完すべきものとして活用すべきである。

論点整理

平成 26 年 4 月

はじめに

- 昨年の通常国会において、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）が成立した（2013 年（平成 25 年）5 月 24 日）。

2015 年（平成 27 年）の秋口に番号の通知が開始され、2016 年（平成 28 年）1 月からは、個人番号カードの交付や、社会保障・税・災害対策の 3 分野における個人番号（以下「マイナンバー」という。）の利用が始まる予定である。

（参考）番号法の成立とあわせ、社会保障や税等の分野で、具体的に番号利用を行う等のため、関係法律の規定の整備を行っている。

- 本ディスカッション・グループでは、マイナンバーが税務以外の分野において利用されることでそのメリットが相乗的に発揮されることを踏まえ、マイナンバーの活用について、税務の面のみならず、社会保障や行政以外の分野も含めた議論を行った。

また、現行制度下での有効な活用方法にとどまらず制度改正も見据えた将来像等について、幅広く議論してきた。

（参考）2012 年（平成 24 年）8 月に成立した、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」では、番号制度について、税務における一層の適正かつ円滑な利用を確保する観点から、番号法と番号整備法の公布後、納税者利便の向上、調書の拡充による必要な情報の収集等に関する施策等について、引き続き検討することとされている。

- 以下は、これまで、各委員から出された意見等をもとに、議論の概要を論点整理という形でまとめたものである。

I. 基本的考え方

- 番号法に基づき、個人にはマイナンバー、法人等には法人番号が付番されることになり、番号を利用することで、対象者の正確かつ迅速な特定が可能となる。また、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うことができるため、迅速な情報連携が可能となる。
- このような機能を持つマイナンバーの活用により、行政運営が効率化されることとなるが、さらに行政手続の簡素化をはじめとする国民の利便性向上を図ることが重要である。特に、行政機関への手続を一度で済ませるというワンストップサービスが様々な分野で実現すれば、国民の利便性が大きく向上するものと期待される。

- また、マイナンバー制度は、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）となるものである。
- 納税者自身が申告により納税額を確定する申告納税制度のもとでは、全ての納税者がその所得等を正しく申告することが税制への信頼を維持するために不可欠である。また、社会保障制度においても、国民一人一人が能力に応じて公平に負担を分かち合うとともに、真に助けが必要な者が給付を受けられるようにすることが重要である。
- したがって、いずれの制度においても、所得や資産等の負担能力を正確に把握し、制度を適正に運用する観点からマイナンバーの活用を進めるべきである。さらに、所得・資産等の正確な把握が可能となれば、制度自体をより公平・公正なものにしていくことも可能となる。
- 以上のようなマイナンバーのメリットを最大限発揮させるためには、行政・民間の両分野でのＩＴ化・オンライン化を強力に推進することが欠かせない。その際、システムのセキュリティや制度の運用面において個人情報保護を徹底していくとともに、国民のＩＴリテラシーの向上を図ることに留意すべきである。
- マイナンバー制度の円滑な運用のためには、国民の協力が不可欠であり、政府が国民に対して、マイナンバー制度の目的や意義について丁寧に説明を行い幅広い理解を得ることが必要である。
- 更に、現状では、マイナンバーの利用範囲は社会保障・税・災害対策の三分野に限定されているが、将来的には、官民連携でデータを活用し、新しいビジネス機会をつくっていく、あるいは社会全体として効率性の追求をしていくといった視点を持っておくことも必要である。

Ⅱ. 具体的検討事項

(1) マイナンバーを活用した利便性の向上・行政運営の効率化

① 行政手続の簡素化

- マイナンバーを活用して行政機関間で情報連携を行うことにより、行政手続の簡素化を図ることが必要である。現在、国民が申請等の行政手続を行う場合、申請書類のほかに住民票や所得証明等の各種添付書類を求められることがあるが、そうした情報を行政機関間で連携することにより添付書類を不要とすることが可能である。これにより、行政機関では、事務運営が大きく効率化されるとともに、申請者は一つの申請等をする際に、多くの行政機関

に出向く必要がなくなることになる（参考１）。

また、国民が、同様の書類を複数の行政機関に提出している場合、その提出先を一元化することで、利便性の向上を図るべきである（参考２）。

（参考１）税務の分野では、例えば、所得税の住宅ローン控除の適用を受ける場合、納税者は、居住の事実を証明するため、確定申告書に住民票を添付する必要があるが、マイナンバー導入後は、それを活用して、税務署が住民票情報を照会することによって、納税者が住民票を取得し添付することを省略することが検討されている。

社会保障の分野では、例えば、年金請求時に必要とされる所得証明書、住民票等の書類が省略されることが検討されている。

（参考２）税務の分野では、企業等の源泉徴収義務者は、従業員に支払った給与について、①源泉徴収票を企業等所在地の税務署に、②給与支払報告書を従業員の住所地の市町村に、それぞれ提出している（税務署への提出については、一定の省略基準あり）。

この源泉徴収票と給与支払報告書は、同内容であることから、統一した様式をエルタックス（地方税ポータル）に電子的に送信し、マイナンバーを活用して、必要な提出先に振り分けて提出されるようにすることで、企業等の事務負担を軽減することが検討されている。

○ 2016年（平成28年）1月からのマイナンバーの利用開始に向け、これらの取組を着実に実行していくとともに、マイナンバーの利便性を国民が実感できるよう、さらに行政手続や制度の見直しを行っていくべきである。

○ 例えば、現行制度のもとでは直ちに実現することは困難であるが実現すればメリットが大きな見直しとして、医療費控除について、医療費支払情報にマイナンバーを付して税務当局と情報連携することにより、納税者が領収書等の添付書類を集計、提出する手間を省き、自動的に医療費控除が受けられるような制度とすべき、との意見があった。

他方、医療費控除の場合、支出した費用が医療費控除の対象となるか否かの判断が必要となることとの関係をどう考えるか、また、現行の医療費控除制度の見直しも含めて検討することも必要ではないか、との意見もあった。

○ なお、現在、国税の申告に当たっては、電子申告（e-Tax）を推進しているが、その申告の利便性が向上し、納税者にとって、負担の少ない、分かりやすい申告ができるよう引き続き検討していくべきである。

② マイポータルの活用

○ 国民の利便性向上のため、①情報提供記録表示、②自己情報表示、③プッシュ型サービス、④ワンストップサービスという機能を有するマイポータル

（情報提供等記録開示システム）を積極的に活用すべきである。

- 税務分野では、マイポータルによって、納税者が必要としている情報を積極的に開示・発信していく一方、ここに納税者が確定申告等の際に必要なとしている情報（添付書類）を格納し、申告の際にもそのまま利用できるようにすることが考えられる。
- なお、現在の e-Tax では、過去の申告情報等が格納されているメッセージボックスの機能があるが、マイポータルの導入後は現在提供されている情報の水準を落とすことなく連携を図るなど、使い勝手の良いシステムとすべきである、との意見があった。
- 現在、IT 総合戦略本部の新戦略推進専門調査会の下に設置された「マイナンバー等分科会」においても、マイポータルの活用について具体的な検討が行われているところであり、その検討結果を踏まえ、2017 年（平成 29 年）のマイポータルの運用開始に向け、関係省庁において、引き続き検討していくことが期待される。
- 更に、引越し時の各種住所変更届などについても、マイポータルを通じてできるようにすれば、ワンストップサービスとして大きなメリットがあるとの意見があった。この点については、「世界最先端 IT 国家創造宣言」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、実現することとされていることから、関係省庁において、確実に実現することが期待される。

③ 地方における取組等

- マイナンバー制度の円滑な導入及びその活用にあたっては、国民にもっとも身近な行政機関である地方自治体の果たす役割は非常に大きい。
- 現在、マイナンバー制度の導入に向け、各地方自治体で準備が進められているが、システムの効率的・安定的な整備・運用や自治体職員の ICT リテラシーの向上といった課題もあり、政府による適切なサポートが望まれる。費用対効果、システムの安定運用の観点からは、クラウドの抜本的導入による共同化が不可欠との意見もあった。
- 地方自治体においては、マイナンバー制度の導入によって、これまで、所得証明の発行やその確認などが必要だった事務が削減され、別の仕事に振り向けられる人員が増加するといった、業務改革（バックオフィス改革）が期待できる。また、住民の側からすれば、ワンストップサービスなど、住民サービスの向上に結び付けるサービス改革が期待できる。
さらに、地方自治体は、社会保障・税・災害対策の三分野であれば、条例

により利用事務を追加することができるため、更なるサービス改革に向けて各自治体が創意工夫を発揮されることが望ましい。

- 個人番号カードのＩＣチップの空き領域を利用し、公共施設の利用カードや印鑑登録証として活用するなど、市町村の創意工夫で様々な活用が可能となる。個人番号カードは、国民全員が保持できる唯一の顔写真付きの公的身分証明カードであり、このような自治体の様々な工夫により、普及していくことを期待している。

④ 利用範囲の拡大等

- マイナンバーの活用による国民の利便性向上を最大限図るためには、制度が適正に運用されることを前提として、その利用範囲の拡大についても検討されるべきである。
- 例えば、医療情報について、マイナンバーを活用し医療機関を情報連携の対象にすれば、患者の利便性向上や、重複診療等の無駄の排除による社会保障費の増大抑制につながるなどの指摘もあったが、現在、診療情報は情報連携の対象から除外されている。この点について、診療情報と医療費支払い情報とは異なるものであり、後者の活用を検討すべきとの意見があった。
- 災害の分野でも、全国に避難した住民の安否情報・生活状況等の迅速かつ的確な把握、被災者の状況に応じた適切な支援を実施するためにも、番号制度が活用できるとの意見があった。
- マイナンバーの民間利用は将来的な検討課題とされているが、その中でもより公的な性格のある分野での利用について検討が行われるべきである。
例えば、激甚災害時の民間事務を含めた活用や、金融分野におけるマネーロンダリング対策や預金保険の名寄せへの活用について検討する必要があるとの意見があった。

(2) 社会保障や税の給付と負担の公平化

① 適正・公平な課税

- 税務の分野では、申告書や法定調書等にマイナンバーの記載を求める等の措置を講じることとされている。これによって、法定調書の名寄せや申告書情報との突合が、番号を用いて、正確かつ効率的にできるようになり、所得把握が向上し、適正・公平な課税に資するものである。

- 他方、現行の法定調書等にマイナンバーの記載を求めても、それだけでは税務当局が新たな資料情報を得られるわけではなく、その効果には限界があることにも留意が必要である。

今後、マイナンバーを活用した、より適正・公平な課税を実現していくためには、法定調書の範囲の拡充を検討すべきである。その際、提出者や当局の事務負担を勘案すれば、電子的提出を進めることや、必要性の低い調書の削減も検討すべきである。

- また、OECDで現在議論が行われている「自動的情報交換」の新しい国際基準をはじめ、税務当局間の国際的な情報交換が進展していることも踏まえ、国外の資産やそれから生ずる所得について、マイナンバーを活用してどのように的確に把握していくか、といった点も検討すべきである。

(参考) マイナンバー制度の導入後は、5,000万円超の国外財産を保有する居住者が提出する「国外財産調書」にマイナンバーが付されるほか、自動的情報交換の新しい国際基準が実施された段階においては、国外から提供される利子や配当等の情報について、マイナンバー付きで提供されることとなる。

- いずれにしても、番号の活用だけでは、適正な申告の確保には限界があることを踏まえ、税務コンプライアンスの向上や、租税教育、税務調査の重点化など、様々な施策を組み合わせ、適正申告の向上につなげることが望まれる。

② 負担能力に応じた公平できめ細かな社会保障

- 社会保障分野でも、マイナンバーを活用することによって、所得や資産等の負担能力をより正確に把握することが可能となり、社会保障の給付や負担の公平化が、より一層図られることが期待されている。

- 今後の社会保障制度改革の方向性を示した「社会保障制度改革国民会議報告書」(平成25年8月6日とりまとめ)においても、「これまでの「年齢別」から、「負担能力別」に負担の在り方を切り替え、社会保障・税番号制度も活用し、資産を含め負担能力に応じて負担する仕組みとしていくべきである」とするなど、社会保障の給付や負担の適正化の観点から、資産・所得把握の必要性について言及されている。

- 社会保障の負担については、現在、社会保険料は主として勤労所得や年金所得を基に徴収されているが、利子所得などの金融所得も含めた所得に基づいて徴収することにより負担能力に応じた公平な負担となるとの意見があ

った。また、社会保障の給付面では、生活保護、求職者支援制度において資産要件が付されているが、適正な申請を確保し、制度の信頼性を維持するためには、マイナンバーを活用した所得・資産の把握を進めることが必要との意見もあった。

- また、社会保障制度により真に手を差し伸べるべき低所得者を正確に把握することにより、きめ細かな低所得者対策の強化にも資すると考えられる。

③ マイナンバーを活用した環境整備

- 適正・公平な課税や負担能力に応じた公平できめ細かい社会保障の実現のためには、正確に所得や資産を把握することが重要である。他方、税・社会保障のいずれの分野においても金融資産・固定資産等の把握には課題が存在することから、社会保障分野における所得要件は住民税の課税情報等により運用されているという実情も踏まえ、税と社会保障の両面からマイナンバーを活用した環境整備を進めるべきである。

（金融資産・所得）

- 現行、証券会社等が顧客に支払った配当等の情報（配当調書）、株式等の譲渡に関する情報（株式等譲渡調書）、生命保険会社が顧客に支払った一時金の情報（生命保険一時金支払調書）といった法定調書を税務署に提出しており、これら法定調書にマイナンバーが付されることになる。

他方、銀行等が個人の顧客に支払う利子の課税については、源泉分離課税で終了することから、利子調書の提出が免除されており、銀行等の預金口座に関しマイナンバーは付されないこととなっている。

- 社会保障について所得・資産要件を適正に執行する観点や、適正・公平な税務執行の観点からは、国民の多くが保有する預金が把握の対象から漏れている状態は改めるべきであり、預金口座へのマイナンバーの付番について早急に検討すべきである。
- その際、預金口座へのマイナンバー付番は、マネーロンダリング対策や、預金保険などでの名寄せ、災害時の迅速な対応といった場面でも、その効果が期待できるとともに、将来的に民間利用が可能となった場合には、金融機関の顧客管理等にも利用できるものとなることも踏まえた検討が必要である。
- 他方、預金口座への付番については、個人預金の口座数が10億口座を上回るとされているなか、金融機関のコストや事務負担など、執行面の課題を

十分に検討する必要がある。いわゆる休眠預金の扱いや、預金者からの番号告知を促すインセンティブ、付番に要する準備期間等の幅広い論点について、海外における取組も参考にしつつ、実態を十分踏まえて、実務的に検討を進めていくべきである。

(固定資産)

- 適正・公平な課税や負担能力に応じた公平できめ細かい社会保障の実現のためには、正確に所得や資産を把握することが重要である。したがって、固定資産についても、マイナンバーを付番することにより、複数の自治体に分散する固定資産を所有者ごとに把握できるようにすべきとの意見があったが、現在の不動産登記は必ずしも真の所有者を示していない等の課題もあり、実態を踏まえた実務的な検討が必要である。
- 地方自治体からすると、固定資産の捕捉は非常に大事であり、登記の段階で番号が付番され、それが自治体に送られてくれば非常に業務がやりやすい、との意見もあった。

おわりに

- 2016年（平成28年）1月からのマイナンバー利用開始に向け、上記に提示した論点については、引き続き検討していく必要がある。他方、これらの論点の中には、預金口座への付番など、具体的制度設計に関する実務的・技術的な論点も含まれている。こうした実務的・技術的論点については、本論点整理を踏まえ、関係省庁において検討が深められることを期待する。
- いずれにしても、マイナンバー制度は、電子政府の実現と相まって、質の高い効率的な行政サービスと、公平・公正な社会保障・税制度を可能とするものである。マイナンバー制度が本格的に稼働したときには、国民がそのメリットを実感できるよう、政府及び地方自治体にはマイナンバーの積極的な活用を望みたい。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令
(仮称)案」への意見

平成 26 年 2 月 24 日
日本税理士会連合会

(1) 個人番号の通知について

【該当箇所】 施行令案第 2 条第 2 項

【意見】 通知カードの送付は書留もしくは本人限定郵便とすること。

【理由】 通知カードの重要性等から鑑みて、誤配達・郵便事故等を確実に防止する必要がある。

(2) 個人番号のカードの返納について

【該当箇所】 施行令案第 3 条第 5 項ほか

【意見】 紛失・毀損・盗難等により返納できない場合の手続を規定すること。

【理由】 通知カード又は個人番号カードを紛失・毀損・盗難等により、返納できない事態も想定される。特に第 3 条に規定する個人番号の漏えい等の場合、カード紛失に起因している可能性が高いと考えられる。

(3) 返納された個人番号カードの廃棄について

【該当箇所】 施行令案第 17 条

【意見】 市町村長が行う個人番号カードの廃棄について、廃棄までの期間（「速やかに」等）を明文化すること。

【理由】 個人番号カードの重要性に鑑みて、廃棄するまでの期間を規定することで、実効性を高めておく必要がある。

(4) 特定個人情報の提供の制限における「公益上の必要がある場合」の規定について

【該当箇所】 施行令案第 24 条（公益上の必要がある場合）、別表（第 24 条、第 34 条関係）

【意見】 一般の税務調査に関する広い概念を政令において規定すべきではない。

【理由】 法第 19 条第 1 項第 12 号において国犯事案に限定して特定個人情報の提供制限の例外としたにもかかわらず、施行令案第 24 条を受けた別表第 8 号で、国税通則法第 74 条の 2 の規定による一般の場合の質問検査権行使の際にも提供制限の例外を設けることとしている。法第 19 条第 1 項第 12 号が国犯事案を例示して特定個人情報の提供制限を解除した趣旨を考慮すれば、「その他政令で定まる公益上の必要があるとき」という文言が示す範囲に、任意による質問検査権行使時を含めていたものと

は考えにくく、法律と政令の射程に齟齬をきたしている。

平成24年2月に国会提出され同年11月に廃案となった旧法案では、「租税に関する調査」と法律で規定されていたものが（旧法案第17条第11号）、三党協議によって当該文言が削除された経緯に鑑みても、一般の税務調査に関する広い概念を政令で規定すべきではない。

◆参考

旧法案

（特定個人情報の提供の制限）

第十七条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一～十 略

十一 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査若しくは租税に関する調査又は会計検査院の検査が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

十二、十三 略

（5）法人番号等の公表について

【該当箇所】 施行令第41条（法人番号等の公表）

【意見】 人格のない社団等の法人番号公表方法を明確にすること。

【理由】 法第58条第4号に「国税庁長官は、政令で定めるところにより、法人番号保有者の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表するものとする。ただし、人格のない社団等については、あらかじめ、その代表者又は管理人の同意を得なければならない。」とある。施行令案では「インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により」公表されるとあるが、法第58条第4号のただし書きは、人格のない社団等の事務所所在地は代表者の個人の住所である場合等の個人情報の保護を考慮し、公表の同意を得なければならないとされている。したがって、商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号のうち、項目毎に公表の可否を選択するのか、あるいは、全ての項目を公表か非公表か選択するのか、公表の同意が得られなかった場合のインターネット上の表示はどのようになるのか（例えば、法人名と「非公表」の旨が表示される等）、法人番号の公表方法を明確にすべきである。

参 考 資 料

- 資料 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律…………… 1
(平成 26 年 2 月 22 日現在)
- 資料 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令…………… 100

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 個人番号（第七条―第十六条）

第三章 個人番号カード（第十七条・第十八条）

第四章 特定個人情報の提供

第一節 特定個人情報の提供の制限等（第十九条・第二十条）

第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供（第二十一条―第二十五条）

第五章 特定個人情報の保護

第一節 特定個人情報保護評価（第二十六条―第二十八条）

第二節 行政機関個人情報保護法等の特例等（第二十九条―第三十五条）

第六章 特定個人情報保護委員会

第一節 組織（第三十六条―第四十九条）

一頁

第二節 業務（第五十条―第五十六条）

第三節 雑則（第五十七条）

第七章 法人番号（第五十八条―第六十一条）

第八章 雑則（第六十二条―第六十六条）

第九章 罰則（第六十七条―第七十七条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができるものとして整備された情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これにより、行政運営の効率化及び

二頁

行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、かつ、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めるほか、個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の特例を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する行政機関をいう。

2 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。

3 この法律において「個人情報」とは、行政機関個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であつ

三頁

て行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であつて独立行政法人等が保有するもの又は個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する個人情報であつて行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。

4 この法律において「個人情報ファイル」とは、行政機関個人情報保護法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて独立行政法人等が保有するもの又は個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報データベース等であつて行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。

5 この法律において「個人番号」とは、第七条第一項又は第二項の規定により、住民票コード（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

6 この法律（第四十五条第四項を除く。）において「本人」とは、個人番号によつて識別される特定の個人をいう。

四頁

- 7 この法律において「個人番号カード」とは、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他総務省令で定める事項（以下「カード記録事項」という。）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。第十八条において同じ。）により記録されたカードであつて、この法律又はこの法律に基づき命令で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして総務省令で定める措置が講じられたものをいう。
- 8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第八条並びに第六十七条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。
- 9 この法律において「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
- 10 この法律において「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が第九条第一項又は第二項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個

五頁

- 人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。
- 11 この法律において「個人番号関係事務」とは、第九条第三項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
- 12 この法律において「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- 13 この法律において「個人番号関係事務実施者」とは、個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- 14 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）並びに第十九条第七号に規定する情報照会者及び情報提供者をいう。第二十七条及び附則第二条において同じ。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十九条第

六頁

七号の規定による特定個人情報の提供を管理するために、第二十一条第一項の規定に基づき総務大臣が設置し、及び管理するものをいう。

- 15 この法律において「法人番号」とは、第五十八条第一項又は第二項の規定により、特定の法人その他の団体を識別するための番号として指定されるものをいう。

(基本理念)

第三条 個人番号及び法人番号の利用は、この法律の定めるところにより、次に掲げる事項を旨として、行われなければならない。

一 行政事務の処理において、個人又は法人その他の団体に関する情報の管理を一層効率化するとともに、当該事務の対象となる者を特定する簡易な手続を設けることによつて、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資すること。

二 情報提供ネットワークシステムその他これに準ずる情報システムを利用して迅速かつ安全に情報の授受を行い、情報を共有することによつて、社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資すること。

七頁

三 個人又は法人その他の団体から提出された情報については、これと同一の内容の情報の提出を求めることを避け、国民の負担の軽減を図ること。

四 個人番号を用いて収集され、又は整理された個人情報法に定められた範囲を超えて利用され、又は漏えいすることがないように、その管理の適正を確保すること。

- 2 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、行政運営の効率化を通じた国民の利便性の向上に資することを旨として、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない。

- 3 個人番号の利用に関する施策の推進は、個人番号カードが第一項第一号に掲げる事項を実現するために必要であることに鑑み、行政事務の処理における本人確認の簡易な手段としての個人番号カードの利用の促進を図るとともに、カード記録事項が不正な手段により収集されないよう配慮しつつ、行政事務以外の事務の処理において個人番号カードの活用が図られるよう行われなければならない。

- 4 個人番号の利用に関する施策の推進は、情報提供ネットワークシステムが第一項第二号及び第三号に掲

八頁

げる事項を実現するために必要であることに鑑み、個人情報の保護に十分配慮しつつ、社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野において、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が迅速に特定個人情報の授受を行うための手段としての情報提供ネットワークシステムの利用の促進を図るとともに、これらの者が行う特定個人情報以外の情報の授受に情報提供ネットワークシステムの用途を拡大する可能性を考慮して行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用を促進するための施策を実施するものとする。

2 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、個人番号及び法人番号の利用に関する国民の理解を深めるよう努めるものとする。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保する

九頁

ために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(事業者の努力)

第六条 個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 個人番号

(指定及び通知)

第七条 市町村长（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、住民基本台帳法第三十条の三第二項の規定により住民票に住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、速やかに、次条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カード（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他総務省令で定める事項が記載されたカードをいう。以下同じ。）により通知しなければならない。

2 市町村长は、当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）が備える住民基本台帳に記録されている者の個

一〇頁

人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その者の請求又は職権により、その者の従前の個人番号に代えて、次条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、速やかに、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

3 市町村長は、前二項の規定による通知をするときは、当該通知を受ける者が個人番号カードの交付を円滑に受け取ることができるよう、当該交付の手続に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 通知カードの交付を受けている者は、住民基本台帳法第二十二條第一項の規定による届出をする場合には、当該届出と同時に、当該通知カードを市町村長に提出しなければならない。この場合において、市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該通知カードに係る記載事項の変更その他の総務省令で定める措置を講じなければならない。

5 前項の場合を除くほか、通知カードの交付を受けている者は、当該通知カードに係る記載事項に変更があつたときは、その変更があつた日から十四日以内に、その旨をその者が記録されている住民基本台帳を

一一頁

備える市町村の長（以下「住所地市町村長」という。）に届け出るとともに、当該通知カードを提出しなければならない。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

6 通知カードの交付を受けている者は、当該通知カードを紛失したときは、直ちに、その旨を住所地市町村長に届け出なければならない。

7 通知カードの交付を受けている者は、第十七條第一項の規定による個人番号カードの交付を受けようとする場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該通知カードを住所地市町村長に返納しなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、通知カードの様式その他通知カードに関し必要な事項は、総務省令で定める。

（個人番号とすべき番号の生成）

第八条 市町村長は、前条第一項又は第二項の規定により個人番号を指定するときは、あらかじめ機構に対し、当該指定しようとする者に係る住民票に記載された住民票コードを通知するとともに、個人番号とすべき番号の生成を求めるものとする。

一二頁

2 機構は、前項の規定により市町村長から個人番号とすべき番号の生成を求められたときは、政令で定めるところにより、次項の規定により設置される電子情報処理組織を使用して、次に掲げる要件に該当する番号を生成し、速やかに、当該市町村長に対し、通知するものとする。

一 他のいずれの個人番号（前条第二項の従前の個人番号を含む。）とも異なること。

二 前項の住民票コードを変換して得られるものであること。

三 前号の住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでないこと。

3 機構は、前項の規定により個人番号とすべき番号を生成し、並びに当該番号の生成及び市町村長に対する通知について管理するための電子情報処理組織を設置するものとする。

（利用範囲）

第九条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第三項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用

一三頁

することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

3 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条若しくは第百九十七条第一項、相統税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九条第一項から第三項まで、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条、第二十九条第三項若しくは第九十八条第一項、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第九条の四の二第二項、第二十九条の二第五項若しくは第六項、第二十九条の三第四項若しくは第五項、第三十七条の十一の三第七項若しくは第三十七条の十四第九項、第十三項若しくは第十五項、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第五十七条第二項若しくは第二百二十五条から第二百二十八条の三の二まで、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条又は内国税の適正な課税の確保を図るための

一四頁

国外送金等に係る調査の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第四条第一項その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

- 4 前項の規定により個人番号を利用することができることとされている者のうち所得税法第二百二十五条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる者は、激甚災害^{きんしん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ締結した契約に基づき金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。

- 5 前各項に定めるもののほか、第十九条第十一号から第十四号までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

一五頁

る。

（再委託）

第十条 個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）の全部又は一部の委託を受けた者は、当該個人番号利用事務等の委託をした者の許諾を得た場合に限り、その全部又は一部の再委託をすることができる。

- 2 前項の規定により個人番号利用事務等の全部又は一部の再委託を受けた者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者とみなして、第二条第十二項及び第十三項、前条第一項から第三項まで並びに前項の規定を適用する。

（委託先の監督）

第十一条 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする者は、当該委託に係る個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（個人番号利用事務実施者等の責務）

一六頁

第十二条 個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第十三条 個人番号利用事務実施者は、本人又はその代理人及び個人番号関係事務実施者の負担の軽減並びに行政運営の効率化を図るため、同一の内容の情報が記載された書面の提出を複数の個人番号関係事務において重ねて求めることのないよう、相互に連携して情報の共有及びその適切な活用を図るように努めなければならない。

（提供の要求）

第十四条 個人番号利用事務等実施者は、個人番号利用事務等処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

2 個人番号利用事務実施者（政令で定めるものに限る。第十九条第四号において同じ。）は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の九から第三十条の十二までの規定により、機構に対し機構保存本人確認情報（同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。

一七頁

第十九条第四号及び第六十七条において同じ。）の提供を求めることができる。

（提供の求めの制限）

第十五条 何人も、第十九条各号のいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、他人（自己と同一の世帯に属する者以外の者をいう。第二十条において同じ。）に対し、個人番号の提供を求めてはならない。

（本人確認の措置）

第十六条 個人番号利用事務等実施者は、第十四条第一項の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カード若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証するものとして主務省令で定める書類の提示を受けること又はこれらに代わるべきその者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。

第三章 個人番号カード

（個人番号カードの交付等）

一八頁

第十七条 市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。この場合において、当該市町村長は、その者から通知カードの返納及び前条の主務省令で定める書類の提示を受け、又は同条の政令で定める措置をとらなければならない。

2 個人番号カードの交付を受けている者は、住民基本台帳法第二十四条の二第一項に規定する最初の転入届をする場合には、当該最初の転入届と同時に、当該個人番号カードを市町村長に提出しなければならない。

3 前項の規定により個人番号カードの提出を受けた市町村長は、当該個人番号カードについて、カード記録事項の変更その他当該個人番号カードの適切な利用を確保するために必要な措置を講じ、これを返還しなければならない。

4 第二項の場合を除くほか、個人番号カードの交付を受けている者は、カード記録事項に変更があつたときは、その変更があつた日から十四日以内に、その旨を住所地市町村長に届け出るとともに、当該個人番号カードを提出しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

一九頁

5 個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードを紛失したときは、直ちに、その旨を住所地市町村長に届け出なければならない。

6 個人番号カードは、その有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、その効力を失う。

7 個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードの有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該個人番号カードを住所地市町村長に返納しなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、個人番号カードの様式、個人番号カードの有効期間及び個人番号カードの再交付を受けようとする場合における手続その他個人番号カードに関し必要な事項は、総務省令で定める。

(個人番号カードの利用)

第十八条 個人番号カードは、第十六条の規定による本人確認の措置において利用するほか、次の各号に掲げる者が、条例（第二号の場合にあつては、政令）で定めるところにより、個人番号カードのカード記録事項が記録された部分と区分された部分に、当該各号に定める事務を処理するために必要な事項を電磁的方法により記録して利用することができる。この場合において、これらの者は、カード記録事項の漏えい

二〇頁

、滅失又は毀損の防止その他のカード記録事項の安全管理を図るため必要なものとして総務大臣が定める基準に従って個人番号カードを取り扱わなければならない。

一 市町村の機関 地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務

二 特定の個人を識別して行う事務を処理する行政機関、地方公共団体、民間事業者その他の者であつて政令で定めるもの 当該事務

第四章 特定個人情報の提供

第一節 特定個人情報の提供の制限等

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき。

二 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき（第十号に規定する場合を除く。）。

一一一頁

三 本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。

四 機構が第十四条第二項の規定により個人番号利用事務実施者に機構保存本人確認情報を提供するとき。

五 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき。

六 住民基本台帳法第三十条の六第一項の規定その他政令で定める同法の規定により特定個人情報を提供するとき。

七 別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る

一一二頁

。) の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

八 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第四十六条第四項若しくは第五項、第四十八条第七項、第七十二条の五十八、第三百十七条又は第三百二十五条の規定その他政令で定める同法又は国税(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二条第一号に規定する国税をいう。以下同じ。)に関する法律の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

九 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

十 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第五項に規定する振替機関等(以下この号において単に「振替機関等」という。)が同条第一項に規定する社債等(以下この号において単に「社債等」という。)の発行者(これに準ずる者として政令で定めるものを含む。)又は他の

二二頁

振替機関等に対し、これらの者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、社債等の振替を行うための口座が記録されるものを利用して、同法又は同法に基づく命令の規定により、社債等の振替を行うための口座の開設を受ける者が第九条第三項に規定する書面(所得税法第二百二十五条第一項(第一号、第二号、第八号又は第十号から第十二号までに係る部分に限る。)の規定により税務署長に提出されるものに限る。)に記載されるべき個人番号として当該口座を開設する振替機関等に告知した個人番号を含む特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

十一 第五十二条第一項の規定により求められた特定個人情報を特定個人情報保護委員会に提供するとき。

十二 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第四百四条第一項(同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。)若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号)第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査(第五十二条において「各議院審査等」という。

二四頁

）が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

十三 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

十四 その他これらに準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則で定めるとき。

（収集等の制限）

第二十条 何人も、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報（他人の個人番号を含むものに限る。）を収集し、又は保管してはならない。

第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供

（情報提供ネットワークシステム）

第二十一条 総務大臣は、特定個人情報保護委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設置し、及び管理するものとする。

2 総務大臣は、情報照会者から第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求めがあつたときは、次に掲げる場合を除き、政令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提

二五頁

供者に対して特定個人情報の提供の求めがあつた旨を通知しなければならない。

一 情報照会者、情報提供者、情報照会者の処理する事務又は当該事務を処理するために必要な特定個人情報の項目が別表第二に掲げるものに該当しないとき。

二 当該特定個人情報記録されることとなる情報照会者の保有する特定個人情報ファイル又は当該特定個人情報記録されている情報提供者の保有する特定個人情報ファイルについて、第二十七条（第三項及び第五項を除く。）の規定に違反する事実があつたと認めるとき。

（特定個人情報の提供）

第二十二条 情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて前条第二項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の法令の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

二六頁

(情報提供等の記録)

第二十二條 情報照会者及び情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があつたときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。

- 一 情報照会者及び情報提供者の名称
- 二 提供の求めの日時及び提供があつたときはその日時
- 三 特定個人情報の項目
- 四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。

- 一 第三十条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

二七頁

- 二 条例で定めるところにより地方公共団体又は地方独立行政法人が開示する義務を負わない個人情報に該当すると認めるとき。

- 三 第三十条第三項の規定により読み替えて適用する独立行政法人等個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

- 四 第三十条第四項の規定により読み替えて適用する独立行政法人等個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

3 総務大臣は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があつたときは、前二項に規定する事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を第一項に規定する期間保存しなければならない。

(秘密の管理)

第二十四條 総務大臣並びに情報照会者及び情報提供者は、情報提供等事務（第十九条第七号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。以下二の条及び次条において同じ。）に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、情報提供ネットワークシステム並びに情

二八頁

報照会者及び情報提供者が情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持義務)

第二十五条 情報提供等事務又は情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第五章 特定個人情報の保護

第一節 特定個人情報保護評価

(特定個人情報ファイルを保有しようとする者に対する指針)

第二十六条 特定個人情報保護委員会は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報ファイルを保有しようとする者が、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価(以下「特定個人情報保護評価」という。)を自ら実施し、これらの事態の発生を抑止することその他特定個人情報を適切に管理するために講ずべき措置を定めた指針(次項及び次条第三項において単に「指針」という。)を作成し、公表するものとする。

二九頁

2 特定個人情報保護委員会は、個人情報の保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに指針について再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

(特定個人情報保護評価)

第二十七条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル(専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であつた者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の特定個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面(以下この条において「評価書」という。)を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、特定個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- 一 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の数
- 二 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量
- 三 行政機関の長等における過去の個人情報ファイルの取扱いの状況

三〇頁

四 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要

五 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。）の方式

六 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を保護するための措置

七 前各号に掲げるもののほか、特定個人情報保護委員会規則で定める事項

2 前項前段の場合において、行政機関の長等は、特定個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項前段の規定により得られた意見を十分考慮した上で評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて特定個人情報保護委員会の承認を受けるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、特定個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

3 特定個人情報保護委員会は、評価書の内容、第五十二条第一項の規定により得た情報その他の情報から判断して、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いが指針に適合していると認められる場

三二一頁

合でなければ、前項の承認をしてはならない。

4 行政機関の長等は、第二項の規定により評価書について承認を受けたときは、速やかに当該評価書を公表するものとする。

5 前項の規定により評価書が公表されたときは、第二十九條第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十條第一項の規定による通知があつたものとみなす。

6 行政機関の長等は、評価書の公表を行っていない特定個人情報ファイルに記録された情報を第十九條第七号の規定により提供し、又は当該特定個人情報ファイルに記録されることとなる情報の提供を同号の規定により求めてはならない。

（特定個人情報ファイルの作成の制限）

第二十八條 個人番号利用事務等実施者その他個人番号利用事務等に従事する者は、第十九條第十一号から第十四号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号利用事務等処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

三二二頁

第二節 行政機関個人情報保護法等の特例等

(行政機関個人情報保護法等の特例)

第二十九条 行政機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報（第二十三条に規定する記録に記録されたものを除く。）に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項第二号から第四号まで及び第二十五条の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八条第一項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第八条第二項	自ら利用し、又は提供す	自ら利用する

三三頁

	る	
第八条第二項第一号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第十条第一項及び第三項	総務大臣	特定個人情報保護委員会
第十二条第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）
第十三条第二項、第二十八条第二項及び第三十七条第二項	法定代理人	代理人
第十四条第一号、第二十七条第二項及び第三十六条	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	代理人

三四頁

条第二項		
第二十六條第二項	配慮しなければならない	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる
第三十六條第一項第一号	又は第八条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十九條第一項の規定により読み替えて適用する第八条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、同法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、

三五頁

		又は同法第二十八條の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第三十六條第一項第二号	第八条第一項及び第二項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九條

2 独立行政法人等が保有する特定個人情報（第二十三條第一項及び第二項に規定する記録に記録されたものを除く。）に関しては、独立行政法人等個人情報保護法第九条第二項第二号から第四号まで及び第二十五条の規定は適用しないものとし、独立行政法人等個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる独立行政法人等個人情報保護法の	読み替えられる字句	読み替える字句
------------------------	-----------	---------

三六頁

規定		
第九条第一項	法令に基づく場合を除き 自ら利用し、又は提供し てはならない	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律 第二十七号）第九条第四項の規定に基づく場合 を除き 自ら利用してはならない
第九条第二項	自ら利用し、又は提供す る	自ら利用する
第九条第二項第一号	本人の同意があるとき、 又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要が ある場合であつて、本人の同意があり、又は本 人の同意を得ることが困難であるとき
第十二条第二項	未成年者又は成年被後見	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又

三七頁

	人の法定代理人	は本人の委任による代理人（以下「代理人」と 総称する。）
第十三条第二項、第二十 八条第二項及び第三十七 条第二項	法定代理人	代理人
第十四条第一号、第二十 七条第二項及び第三十六 条第二項	未成年者又は成年被後見 人の法定代理人	代理人
第二十六条第二項	定める	定める。この場合において、独立行政法人等は 、経済的困難その他特別の理由があると認める ときは、行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律第二十九条 第一項の規定により読み替えて適用する行政機

三八頁

第三十六条第一項第一号	又は第九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき	関個人情報保護法第二十六条第二項の規定の例により、当該手数料を減額し、又は免除することができる
		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する第九条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、同法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第二十八条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき

三九頁

第三十六条第一項第二号	第九条第一項及び第二項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条
-------------	-------------	---------------------------------------

- 3 個人情報保護法第二条第三項に規定する個人情報取扱事業者が保有する特定個人情報（第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録されたものを除く。）に関しては、個人情報保護法第十六条第三項第三号及び第四号並びに第二十三条の規定は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十六条第一項	あらかじめ本人の同意を得ないで、前条	前条
第十六条第二項	あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前	承継前

四〇頁

第十六条第三項第一号	法令に基づく場合	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第四項の規定に基づく場合
第十六条第三項第二号	本人	本人の同意があり、又は本人
第二十七条第二項	第二十三条第一項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条

（情報提供等の記録についての特例）

第三十条 行政機関が保有し、又は保有しようとする第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項から第四項まで、第九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十二条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる行政機関	読み替えられる字句	読み替える字句
-------------	-----------	---------

四一頁

個人情報保護法の規定		
第八条第一項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第十条第一項及び第三項	総務大臣	特定個人情報保護委員会
第十二条第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）
第十三条第二項及び第二十八條第二項	法定代理人	代理人
第十四条第一号及び第二十七條第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	代理人

四二頁

第二十六条第二項	配慮しなければならない	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる
第三十五条	当該保有個人情報の提供 先	総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第七号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該行政機関の長以外のものに限る。）

2 総務省が保有し、又は保有しようとする第二十三条第三項に規定する記録に記録された特定個人情報に

四三頁

関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項から第四項まで、第九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる行政機関 個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八条第一項	法令に基づく場合を除き 、利用目的 自ら利用し、又は提供し てはならない	利用目的 自ら利用してはならない
第十条第一項及び第三項	総務大臣	特定個人情報保護委員会
第十二条第二項	未成年者又は成年被後見 人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と

四四頁

第十三条第二項及び第二十八 条第二項	法定代理人	代理人 総称する。)
第十四条第一号及び第二 十七 条第二項	未成年者又は成年被後見 人の法定代理人	代理人
第二十六 条第二項	配慮しなければならない	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる
第三十五 条	当該保有個人情報の提供 先	当該訂正に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十三条第三項

四五頁

	に規定する記録に記録された同法第十九条第七 号に規定する情報照会者及び情報提供者
--	---

- 3 独立行政法人等が保有する第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、独立行政法人等個人情報保護法第九条第二項から第四項まで、第十条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、独立行政法人等個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる独立行政 法人等個人情報保護法の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九 条第一 項	法令に基づく場合を除き 、利用目的	利用目的
	自ら利用し、又は提供し	自ら利用してはならない

四六頁

第十二条第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）
第十三条第二項及び第二十八条第二項	法定代理人	代理人
第十四条第一号及び第二十七條第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	代理人
第二十六條第二項	定める	定める。この場合において、独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第三十条第一項の規定に

四七頁

第二十五条	当該保有個人情報の提供先	より読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第二十六條第二項の規定の例により、当該手数料を減額し、又は免除することができる 総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九條第七号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第二十三條第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該独立行政法人等以外のものに限る。）
-------	--------------	---

4 独立行政法人等個人情報保護法第三条、第五条から第九条第一項まで、第十二条から第二十條まで、第二十三條、第二十四條、第二十六條から第三十二條まで、第三十五条及び第四十六條第一項の規定は、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外の者が保有する第二十三條第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報について準用する。この場合において、次の表の上欄に

四八頁

掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる独立行政法人等個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九条第一項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第十二条第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）
第十三条第二項及び第二	法定代理人	代理人

四九頁

十八条第二項		
第十四条第一号及び第二十七 条第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	代理人
第二十三条第一項	及び開示請求者	、開示請求者及び開示請求を受けた者
第二十六条第一項	開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない	開示請求を受けた者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十三条第一項及び第二項に規定する記録の開示を請求されたときは、当該開示の実施に関し、手数料を徴収することができる
第三十五条	当該保有個人情報の提供先	総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第七号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第

五〇頁

二項に規定する記録に記録された者であつて、
当該開示請求を受けた者以外のものに限る。）

（地方公共団体が保有する特定個人情報の保護）

第三十一条 地方公共団体は、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人番号取扱事業者（特定個人情報ファイルを事業の用に供している個人番号利用事務等実施者であつて、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外のものをいう。以下この節において同じ。）が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止（第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報にあつては、その開示及び訂正）を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

（個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者が保有する特定個人情報の保護）

五一頁

第三十二条 個人番号取扱事業者（個人情報保護法第二条第三項に規定する個人情報取扱事業者を除く。以下この節において同じ。）は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において本人の同意があり又は本人の同意を得ることが困難であるとき、及び第九条第四項の規定に基づく場合を除き、個人番号利用事務等処理するために必要な範囲を超えて、特定個人情報を取り扱ってはならない。

第三十三条 個人番号取扱事業者は、その取り扱う特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の特定個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第三十四条 個人番号取扱事業者は、その従業者に特定個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第三十五条 個人番号取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その特定個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に定める目的であるときは、前三条の規定は、適用しない。

- 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道（不特定かつ多数の者に対し客観的事実を事実として知らせることをいい、これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。以下この号において同じ。）を業として行う個人を含む。）報道の用に供する目的

五二頁

二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的

三 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的

四 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

五 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

2 前項各号に掲げる個人番号取扱事業者は、特定個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、特定個人情報の取扱いに関する苦情の処理その他の特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第六章 特定個人情報保護委員会

第一節 組織

（設置）

第三十六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第三項の規定に基づいて、特定個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

五三頁

2 委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。

（任務）

第三十七条 委員会は、国民生活にとっての個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを任務とする。

（所掌事務）

第三十八条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 特定個人情報の取扱いに関する監視又は監督及び苦情の申出についての必要なあつせんに関すること。

二 特定個人情報保護評価に関すること。

三 特定個人情報の保護についての広報及び啓発に関すること。

四 前三号に掲げる事務を行うために必要な調査及び研究に関すること。

五 所掌事務に係る国際協力に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務

五四頁

(職権行使の独立性)

第三十九条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織等)

第四十条 委員会は、委員長及び委員六人をもって組織する。

2 委員のうち三人は、非常勤とする。

3 委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

4 委員長及び委員には、個人情報保護に関する学識経験のある者、情報処理技術に関する学識経験のある者、社会保障制度又は税制に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者及び連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十二条の三第一項の連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）の推薦する者が含まれるものとする。

(任期等)

第四十一条 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残

五五頁

任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

4 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前条第三項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

5 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(身分保障)

第四十二条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されないことがない。

五六頁

一 破産手続開始の決定を受けたとき。

二 この法律の規定に違反して刑に処せられたとき。

三 禁錮以上の刑に処せられたとき。

四 委員会により、心身の故障のため職務を執行することができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第四十二条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長)

第四十四条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員会は、あらかじめ常勤の委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(会議)

五七頁

第四十五条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 第四十二条第四号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

5 委員長に事故がある場合の第三項の規定の適用については、前条第二項に規定する委員長を代理する者は、委員長とみなす。

(事務局)

第四十六条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政治運動等の禁止)

第四十七条 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をし

五八頁

てはならない。

- 2 委員長及び常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(秘密保持義務)

第四十八条 委員長、委員及び事務局の職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(給与)

第四十九条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

第二節 業務

(指導及び助言)

第五十条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、個人番号利用事務等実施者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができる。この場合において、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、当該特定個人情報と共に管理されている特定個人

五九頁

情報以外の個人情報の取扱いに関し、併せて指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第五十一条 委員会は、特定個人情報の取扱いに関して法令の規定に違反する行為が行われた場合において、特定個人情報の適正な取扱いの確保のために必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

- 2 委員会は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

- 3 委員会は、前二項の規定にかかわらず、特定個人情報の取扱いに関して法令の規定に違反する行為が行われた場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(報告及び立入検査)

六〇頁

第五十二条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、特定個人情報を取り扱う者その他の関係者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該特定個人情報を取り扱う者その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、特定個人情報の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適用除外)

第五十三条 前三条の規定は、各議院審査等が行われる場合又は第十九条第十二号の政令で定める場合のうち各議院審査等に準ずるものとして政令で定める手続が行われる場合における特定個人情報の提供及び提供を受け、又は取得した特定個人情報の取扱いについては、適用しない。

(措置の要求)

第五十四条 委員会は、個人番号その他の特定個人情報の取扱いに利用される情報提供ネットワークシステ

六一頁

ムその他の情報システムの構築及び維持管理に関し、費用の節減その他の合理化及び効率化を図った上でその機能の安全性及び信頼性を確保するよう、総務大臣その他の関係行政機関の長に対し、必要な措置を実施するよう求めることができる。

2 委員会は、前項の規定により同項の措置の実施を求めたときは、同項の関係行政機関の長に対し、その措置の実施状況について報告を求めることができる。

(内閣総理大臣に対する意見の申出)

第五十五条 委員会は、内閣総理大臣に対し、その所掌事務の遂行を通じて得られた特定個人情報の保護に関する施策の改善についての意見を述べることができる。

(国会に対する報告)

第五十六条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

第三節 雑則

(規則の制定)

六二頁

第五十七条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、特定個人情報保護委員会規則を制定することができる。

第七章 法人番号

(通知等)

第五十八条 国税庁長官は、政令で定めるところにより、法人等（国の機関、地方公共団体及び会社法（平成十七年法律第八十六号）その他の法令の規定により設立の登記をした法人並びにこれらの法人以外の法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）であつて、所得税法第二百三十条、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第四百四十八条、第四百四十九条若しくは第四百五十条又は消費税法（昭和六十三年法律第八号）第五十七条の規定により届出書を提出することとされているものをいう。以下この項及び次項において同じ。）に対して、法人番号を指定し、これを当該法人等に通知するものとする。

- 2 法人等以外の法人又は人格のない社団等であつて政令で定めるものは、政令で定めるところにより、その者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他財務省令で定める事項を国税庁長官に届け

六三頁

出て法人番号の指定を受けることができる。

- 3 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があつたとき（この項の規定による届出に係る事項に変更があつた場合を含む。）は、政令で定めるところにより、当該変更があつた事項を国税庁長官に届け出なければならない。

- 4 国税庁長官は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により法人番号の指定を受けた者（以下「法人番号保有者」という。）の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表するものとする。ただし、人格のない社団等については、あらかじめ、その代表者又は管理人の同意を得なければならない。

(情報の提供の求め)

第五十九条 行政機関の長、地方公共団体の機関又は独立行政法人等（以下この章において「行政機関の長等」という。）は、他の行政機関の長等に対し、特定法人情報（法人番号保有者に関する情報であつて法人番号により検索することができるものをいう。第六十一条において同じ。）の提供を求めるときは、当該法人番号を当該他の行政機関の長等に通知してするものとする。

六四頁

- 2 行政機関の長等は、国税庁長官に対し、法人番号保有者の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号について情報の提供を求めることができる。

(資料の提供)

第六十条 国税庁長官は、第五十八条第一項の規定による法人番号の指定を行うために必要があると認めるときは、法務大臣に対し、商業登記法（昭和二十八年法律第百二十五号）第七条（他の法令において適用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号（会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所において作成される登記簿に記録されたものに限る。）その他の当該登記簿に記録された事項の提供を求めることができる。

- 2 前項に定めるもののほか、国税庁長官は、第五十八条第一項若しくは第二項の規定による法人番号の指定若しくは通知又は同条第四項の規定による公表を行うために必要があると認めるときは、官公署に対し、法人番号保有者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

(正確性の確保)

六五頁

第六十一条 行政機関の長等は、その保有する特定法人情報について、その利用の目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

第八章 雑則

(指定都市の特例)

第六十二条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（次項において単に「指定都市」という。）に対するこの法律の規定で政令で定めるものの適用については、区を市と、区長を市長とみなす。

- 2 前項に定めるもののほか、指定都市に対するこの法律の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

(事務の区分)

第六十三条 第七条第一項及び第二項、第八条第一項（附則第三条第四項において適用する場合を含む。）第十七条第一項及び第三項（同条第四項において適用する場合を含む。）並びに附則第三条第一項から第三項までの規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規

六六頁

定する第一号法定受託事務とする。

(権限又は事務の委任)

第六十四条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあつては、当該機関の命令）で定めるところにより、第二章、第四章、第五章及び前章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

(主務省令)

第六十五条 この法律における主務省令は、内閣府令・総務省令とする。

(政令への委任)

第六十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第九章 罰則

第六十七条 個人番号利用事務等又は第七条第一項若しくは第二項の規定による個人番号の指定若しくは通知、第八条第二項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知若しくは第十四条第二項の規定

六七頁

による機構保存本人確認情報の提供に関する事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。）を提供したときは、四年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六十八条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、三年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六十九条 第二十五条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、三年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十条 人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の個人番号を保有する者の管理を害する行為により、個人番号を取得した者は、三年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。

六八頁

2 前項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用を妨げない。

第七十一条 国の機関、地方公共団体の機関若しくは機構の職員又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人の役員若しくは職員が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する特定個人情報記録が記録された文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を収集したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十二条 第四十八条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十三条 第五十一条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十四条 第五十二条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

六九頁

第七十五条 偽りその他不正の手段により通知カード又は個人番号カードの交付を受けた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十六条 第六十七条から第七十二条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第七十七条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第六十七条、第六十八条、第七十条又は第七十三条から第七十五条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

七〇頁

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二章、第二十四条、第六十五条及び第六十六条並びに次条並びに附則第五条及び第六条の規定 公布の日

二 第二十五条、第六章第一節、第五十四条、第六章第三節、第六十九条、第七十二条及び第七十六条（第六十九条及び第七十二条に係る部分に限る。）並びに附則第四条の規定 平成二十六年一月一日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二十六条、第二十七条、第二十九条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）、第三十一条、第六章第二節（第五十四条を除く。）、第七十三条、第七十四条及び第七十七条（第七十三条及び第七十四条に係る部分に限る。）の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第九条から第十一条まで、第十三条、第十四条、第十六条、第三章、第二十九条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）から第三項まで、第

七一頁

三十条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）及び第二項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）、第六十三条（第十七条第一項及び第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第七十五条（個人番号カードに係る部分に限る。）並びに第七十七条（第七十五条（個人番号カードに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）並びに別表第一の規定 公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日

五 第十九条第七号、第二十一条から第二十三条まで並びに第三十条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）及び第二項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）から第四項まで並びに別表第二の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

（準備行為）

第二条 行政機関の長等は、この法律（前条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行の日前においても、この法律の実施のために必要な準備行為をすることができる。

七二頁

(個人番号の指定及び通知に関する経過措置)

第三条 市町村長は、政令で定めるところにより、この法律の施行の日（次項において「施行日」という。

）において現に当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている者について、第四項において準用する

第八条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

2 市町村長は、施行日前に住民票に住民票コードを記載された者であつて施行日にいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されていないものについて、住民基本台帳法第三十条の三第一項の規定により住民票に当該住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、第四項において準用する第八条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

3 市町村長は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百三十三号）の施行の日以後住民基本台帳に記録されていなかった者について、同法附則第四条の規定により住民票に住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、次項において準用する第八条第二項の規定により機構から通

七三頁

知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

4 第七条第三項及び第八条の規定は、前三項の場合について準用する。

5 第一項から第三項までの規定による個人番号の指定若しくは通知又は前項において準用する第八条第二項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知に関する事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。）を提供したときは、四年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

6 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は濫用したときは、三年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

7 前二項の規定は、日本国外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

(委員会に関する経過措置)

七四頁

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して一年を経過する日（以下この条において「経過日」という。）の前日までの間における第四十条第一項、第二項及び第四項並びに第四十五条第二項の規定の適用については、第四十条第一項中「六人」とあるのは「二人」と、同条第二項中「三人」とあるのは「一人」と、同条第四項中「委員には」とあるのは「委員は」と、「が含まれるものとする」とあるのは「のうちから任命するものとする」と、第四十五条第二項中「三人以上」とあるのは「二人」とし、経過日以後経過日から起算して一年を経過する日の前日までの間における第四十条第一項及び第二項並びに第四十五条第二項の規定の適用については、第四十条第一項中「六人」とあるのは「四人」と、同条第二項中「三人」とあるのは「二人」と、第四十五条第二項中「三人以上」とあるのは「二人以上」とする。

（政令への委任）

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第六条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、個人番号の利用

七五頁

及び情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の範囲を拡大すること並びに特定個人情報以外の情報の提供に情報提供ネットワークシステムを活用することができるようにすることその他この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後一年を目途として、この法律の施行の状況、個人情報の保護に関する国際的動向等を勘案し、特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関する監視又は監督に関する事務を委員会の所掌事務とすることについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、委員会の行う特定個人情報（前項の規定により講ずる措置その他の措置により委員会が特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関する監視又は監督に関する事務をつかさどることとされた場合にあつては、委員会の所掌事務に係る個人情報）の取扱いに関する監視又は監督について、これを実効的に行うために必要な人的体制の整備、財源の確保その他の措置の状況を勘案し、適時にその改善について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 政府は、第十四条第一項の規定により本人から個人番号の提供を受ける者が、当該提供をする者が本人

七六頁

であることを確認するための措置として選択することができる措置の内容を拡充するため、適時に必要な技術的事項について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

5 政府は、この法律の施行後一年を目途として、情報提供等記録開示システム（総務大臣の使用に係る電子計算機と第二十三条第三項に規定する記録に記録された特定個人情報について総務大臣に対して第二十条第二項の規定により読み替えられた行政機関個人情報保護法第十二条の規定による開示の請求を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、その者が当該開示の請求を行い、及び総務大臣がその者に対して行政機関個人情報保護法第十八条の規定による通知を行うために設置し、及び運用されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を設置するとともに、年齢、身体的な条件その他の情報提供等記録開示システムの利用を制約する要因にも配慮した上で、その活用を図るために必要な措置を講ずるものとする。

6 政府は、情報提供等記録開示システムの設置後、適時に、国民の利便性の向上を図る観点から、民間における活用を視野に入れて、情報提供等記録開示システムを利用して次に掲げる手続又は行為を行うこと

七七頁

及び当該手続又は行為を行うために現に情報提供等記録開示システムに電気通信回線で接続した電子計算機を使用する者が当該手続又は行為を行うべき者であることを確認するための措置を当該手続又は行為に応じた簡易なものとするについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

一 法律又は条例の規定による個人情報の開示に関する手続（前項に規定するものを除く。）

二 個人番号利用事務実施者が、本人に対し、個人番号利用事務に関して本人が希望し、又は本人の利益になると認められる情報を提供すること。

三 同一の事項が記載された複数の書面を一又は複数の個人番号利用事務実施者に提出すべき場合において、一の書面への記載事項が他の書面に複写され、かつ、これらの書面があらかじめ選択された一又は複数の個人番号利用事務実施者に対し一の手続により提出されること。

7 政府は、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるものをいう。）の施策の導入を検討する場合には、当該施策に関する事務が的確に実施されるよう、国の税務官署が保有しない個人所得課税に関する情報に関し、個人番号の利用に関する制度を活用して当該事務を実施するために必要な体制の整備を検討するものとする。

七八頁

- 8 政府は、適時に、地方公共団体における行政運営の効率化を通じた住民の利便性の向上に資する観点から、地域の実情を勘案して必要があると認める場合には、地方公共団体に対し、複数の地方公共団体の情報システムの共同化又は集約の推進について必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。

別表第一（第九条関係）

一 厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項又は第二百二十二条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二 全国健康保険協会又は健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給又は保険料等の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三 厚生労働大臣	船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四 全国健康保険協会	船員保険法による保険給付、障害前払一時金若しくは遺族前払一時

七九頁

	金の支給若しくは保険料等の徴収又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下「平成十九年法律第三十号」という。）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五 厚生労働大臣	労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による保険給付の支給又は社会復帰促進等事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六 都道府県知事	災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助又は扶助金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七 都道府県知事	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による里親の認定、養育里親の登録、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所

八〇頁

	給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、医療の給付等の事業若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収若しくは支払命令に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八 市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
九 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの

八二頁

関する事務所を管理する町村 長（以下「都道府県知事等」という。）	
十 都道府県知事又は市町村長	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十一 都道府県知事	身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者手帳の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十二 市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十三 厚生労働大臣	身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの

八二頁

十四 都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十五 都道府県知事等	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十六 都道府県知事又は市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十七 国税庁長官	地方税法による譲渡割の賦課徴収又は譲渡割に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十八 社会福祉法第百九条第一	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通

八三頁

項に規定する市町村社会福祉協議会又は同法第百十条第一項に規定する都道府県社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」と総称する。）	する事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十九 公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅（同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十 厚生労働大臣	戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）による援護に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十一 厚生労働大臣	未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）によ

八四頁

	る留守家族手当、帰郷旅費、葬祭料、遺骨の引取に要する経費又は障害一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十二 日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十三 財務大臣	国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）による国税等（同法第八条第一項に規定する国税等をいう。）の徴収若しくは収納又は債権者への支払に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十四 厚生労働大臣又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済	厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの

八五頁

組合又は全国市町村職員共済組合連合会をいう。以下同じ。）	
二十五 削除	
二十六 文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第一百四十四号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十七 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十八 国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）による短期給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十九 国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）による年金である給付

八六頁

	の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十 市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十一 厚生労働大臣	国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十二 国民年金基金	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給又は掛金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十三 国民年金基金連合会	国民年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十四 市町村長	知的障害者福祉法（昭和二十五年法律第三十七号）による障害福祉

八七頁

	サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十五 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅（同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十六 厚生労働大臣	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）による職業紹介等、障害者職業センターの設置及び運営、納付金関係業務若しくは納付金関係業務に相当する業務の実施、在宅就業障害者特例調整金若しくは報奨金等の支給又は登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十六の二 市町村長	災害対策基本法（昭和三十六年法律第百二十三号）による被災者

八八頁

三十七 都道府県知事等	台帳の作成に関する事務であつて主務省令で定めるもの 児童扶養手当法（昭和二十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十八 国税庁長官	国税通則法その他の国税に関する法律による国税の納付義務の確定、納税の猶予、担保の提供、還付又は充当、附帯税（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。）の減免、調査（犯則事件の調査を含む。）、不服審査その他の国税の賦課又は徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十九 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法（昭和二十七年法律第百五十二号）による短期給付若しくは年金である給付又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和二十七年法律第百五十二号）による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十 厚生労働大臣	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十

八九頁

	一号）による特別給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十一 市町村長	老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十二 厚生労働大臣	戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）による援護に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十三 都道府県知事	母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）による資金の貸付けに関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十四 都道府県知事又は市町村長	母子及び寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十五 都道府県知事等	母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

九〇頁

四十六 厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十七 都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十八 厚生労働大臣	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）による特別弔慰金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十九 市町村長	母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産

九一頁

	婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十 厚生労働大臣	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）による特別給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十一 厚生労働大臣又は都道府県知事	雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）による職業転換給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十二 厚生労働大臣	雇用対策法による再就職援助計画の認定に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十三 厚生労働大臣	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）による特別給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

九二頁

五十四 地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十五 石炭鉱業年金基金	石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十六 市町村長（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。）	児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十七 厚生労働大臣	雇用保険法による失業等給付の支給又は雇用安定事業若しくは能力開発事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十八 厚生労働大臣	賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）

九三頁

	による未払賃金の立替払に関する事務であつて主務省令で定めるものの
五十九 市町村長又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合（以下「後期高齢者医療広域連合」という。）	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十 厚生労働大臣	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十一 厚生労働大臣	港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）による港湾労働者証の交

九四頁

六十二 厚生労働大臣	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給又は保険料の納付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十二 都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十四 都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による被爆者健康手帳の交付、健康診断の実施、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護

九五頁

六十五 厚生労働大臣	手当若しくは葬祭料の支給又は居宅生活支援事業若しくは養護事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十六 厚生労働大臣	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十七 平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八	厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

九六頁

条第一項に規定する指定基金	
六十八 市町村長	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十九 都道府県知事	被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十 都道府県知事又は保健所を設置する市（特別区を含む。以下同じ。）の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十一 確定給付企業年金法（平成十二年法律第五十号）第二十九条第一項に規定する事業主等又は企業年金連合会	確定給付企業年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十二 確定拠出年金法（平成	確定拠出年金法による企業型記録関連運営管理機関への通知、企業

九七頁

十三年法律第八十八号）第三 条第三項第一号に規定する事 業主	型年金加入者等に関する原簿の記録及び保存又は企業型年金の給付若しくは脱退一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十三 国民年金基金連合会	確定拠出年金法による個人型年金加入者等に関する原簿若しくは帳簿の記録及び保存又は個人型年金の給付若しくは脱退一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十四 厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十五 農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年

九八頁

	金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十六 市町村長	健康増進法（平成十四年法律第百三号）による健康増進事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十七 独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号。以下「平成十三年法律第三十九号」という。）による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律（

九九頁

	平成二年法律第二十一号。以下「平成二年法律第二十一号」という。）による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十八 独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）による災害共済給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十九 独立行政法人福祉医療機構	独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）による小口の資金の貸付けに関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十 独立行政法人医薬品医療機器総合機構	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）による副作用救済給付、感染救済給付、給付金若しくは追加給付金の支給又は同法附則第十五条第一項第一号若しくは第十七条第一項の委託を受けて行う事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの

一〇〇頁

八十一 独立行政法人日本学生 支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）に よる学資の貸与に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十二 厚生労働大臣	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に 関する法律（平成十五年法律第百十号）による処遇改善の請求に関 する事務であつて主務省令で定めるもの
八十三 厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六 年法律第百六十六号）による特別障害給付金の支給に関する事務で あつて主務省令で定めるもの
八十四 都道府県知事又は市町 村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 成十七年法律第百二十三号）による自立支援給付の支給又は地域生 活支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十五 厚生労働大臣	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号） による特別遺族給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定め

一〇一頁

八十六 厚生労働大臣又は日本 私立学校振興・共済事業団、 国家公務員共済組合連合会、 地方公務員共済組合、全国市 町村職員共済組合連合会若し くは地方公務員共済組合連合 会	るもの 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律 （平成十九年法律第百四号）による文書の受理及び送付又は保有情 報の提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十七 厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に 関する法律（平成十九年法律第百十一号）による保険給付又は給付 の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十八 厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（ 平成十九年法律第百三十一号）による特例納付保険料の徴収に関す

一〇二頁

	る事務であつて主務省令で定めるもの
八十九 都道府県知事	地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）による地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて主務省令で定めるもの
九十 厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
九十一 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）による就学支援金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
九十二 厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平

一〇三頁

	成二十三年法律第四十七号）による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
九十三 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号。以下「平成二十三年法律第五十六号」という。）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
九十四 市町村長	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
九十五 厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百

一〇四頁

		二号) による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
九十六 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年法律第六十三号」という。) 附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金	平成二十五年法律第六十三号附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年法律第六十三号第一条の規定による改正前の厚生年金保険法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
九十七 平成二十五年法律第六十三号附則第三条第十二号に規定する存続連合会又は企業	平成二十五年法律第六十三号による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	

一〇五頁

年金連合会	
-------	--

別表第二(第十九条、第二十一条関係)

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
一 厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医療保険者(医療保険各法(健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。)により	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であつて主務省令で定めるもの

一〇六頁

医療に関する給付の支給を行う全国健康保険協会、健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団、共済組合、市町村長又は国民健康保険組合をいう。以下同じ。）又は後期高齢者医療広域連合	
市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定によ

厚生労働大臣若しくは日本年金機構	り算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）又は介護保険法による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの
	国民年金法、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法、国家公

一 全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	又は共済組合等	務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの
		医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
		健康保険法第五十五条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付	健康保険法第五十五条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

一〇九頁

二 健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	の支給を行うこととされている者	
		市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
		医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
		健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に

一一〇頁

四 厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であつて主務省令で定	の法令による給付の支給を行うこととされている者	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	に関する情報であつて主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等		年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	
		医療保険者又は後期高齢者医療広域連合		医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	
		市町村長		地方税関係情報、住民票関係情報	

一一二頁

五 全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	めるもの		報又は介護保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等		年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	
		医療保険者又は後期高齢者医療広域連合		医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	
		船員保険法第三十条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者		船員保険法第三十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	

一一二頁

六 全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四十条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務	厚生労働大臣	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報（以下「労働者災害補償関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの
		市町村長 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの

一一三頁

七 厚生労働大臣	労働者災害補償保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
	八 都道府県知事 児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

一一四頁

九 市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービス提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの
十 市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

一一五頁

十一 市町村長	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法第二十 一条の五の三十に 規定する他の法令 による給付の支給 を行うこととされ ている者	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
十二 市町村長	児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であつて主務省令で	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」とい

一一六頁

十三 都道府県知事	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給又は費用の支払命令に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの
十四 都道府県知事	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法第二十四條の二十二に規定する他の法令による給付の支給を 行うこととされて	児童福祉法第二十四條の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

一一七頁

十五 都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七條第一項第三号の措置をいう。）に関する情報又は身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの
-----------------	--	--------	--

一一八頁

十六 都道府県知事	児童福祉法による費用の支払命令に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	厚生労働大臣又は日本年金機構	の 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの 国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
			厚生労働大臣又は都道府県知事	

		市町村長	都道府県知事等	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
--	--	------	---------	--

十七 市町村長	予防接種法による給付（同法第十五条第一項の疾病に係るものに限り。）の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
十八 市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
十九 市町村長	予防接種法による給付（同法第十五条第一項の障害に係るものに限り。）の支給に関する事務であつて主務省令で定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報であつて主務省

一一一頁

	めるもの	る者について支給される手当を支給することとされている者	令で定めるもの
二十 市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
二十一 厚生労働大臣	身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
二十二 都道府	精神保健及び精神障害者福祉	精神保健及び精神	精神保健及び精神障害者福祉に

一一二頁

県知事	に関する法律による入院措置に関する事務であつて主務省令で定めるもの	障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
二十三 都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
二十四 都道府	精神保健及び精神障害者福祉	生活保護関係情報又は中国残留

一一三頁

県知事	に関する法律による費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの
二十五 都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付若しくは特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

一一四頁

生活保護法による保護の決定
及び実施又は徴収金の徴収に
関する事務であつて主務省令
で定めるもの

医療保険者又は後
期高齢者医療広域
連合

厚生労働大臣

医療保険給付関係情報であつて
主務省令で定めるもの

労働者災害補償関係情報、戦傷
病者戦没者遺族等援護法による
援護に関する情報（以下「戦傷
病者戦没者遺族等援護関係情報
」という。）、雇用保険法によ
る給付の支給に関する情報（以
下「失業等給付関係情報」とい
う。）、原子爆弾被爆者に対す
る援護に関する法律による一般
疾病医療費の支給に関する情報

都道府県知事

、石綿による健康被害の救済に
関する法律による特別遺族給付
金の支給に関する情報（以下「
石綿健康被害救済給付等関係情
報」という。）又は職業訓練の
実施等による特定求職者の就職
の支援に関する法律による職業
訓練受講給付金の支給に関する
情報（以下「職業訓練受講給付
金関係情報」という。）であつ
て主務省令で定めるもの

災害救助法による救助若しくは
扶助金の支給、児童福祉法によ

都道府県知事等	る療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給又は母子及び寡婦福祉法による資金の貸付に 関する情報であつて主務省令で定めるもの
	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福

市町村長	祉手当の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）、介護保険給付関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報で

社会福祉協議会	あつて主務省令で定めるもの 社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する情報であつて主務省令で定めるもの
厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する

文部科学大臣又は都道府県教育委員会	する法律による特別障害給付金若しくは年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であつて主務省令で定めるもの
都道府県教育委員会又は市町村教育	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する

二十七 市町村	地方税法その他の地方税に関	医療保険者又は後	医療保険給付関係情報であつて
		都道府県知事又は 広島市長若しくは 長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に 関する法律による手当等の支給 に関する情報であつて主務省令 で定めるもの
		都道府県知事等	促進並びに永住帰国した中国残 留邦人等及び特定配偶者の自立 の支援に関する法律による永住 帰国旅費、自立支度金、一時金 、一時帰国旅費又は中国残留邦 人等支援給付等の支給に関する 情報であつて主務省令で定める もの

		厚生労働大臣又は	中国残留邦人等の円滑な帰国の
		厚生労働大臣又は	
		都道府県知事	雇用対策法による職業転換給付 金の支給に関する情報であつて 主務省令で定めるもの
		地方公務員災害補 償基金	地方公務員災害補償法による公 務上の災害又は通勤による災害 に対する補償に関する情報（以 下「地方公務員災害補償関係情 報」という。）であつて主務省 令で定めるもの
		委員会	る情報であつて主務省令で定め るもの

長	する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	期高齢者医療広域連合	主務省令で定めるもの
		都道府県知事	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
		都道府県知事等	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣	失業等給付関係情報であつて主

一三三頁

二十八 都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
		都道府県知事等	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの
二十九 厚生労働大臣又は共済組合等	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの
三十 社会福祉	社会福祉法による生計困難者	医療保険者又は後	医療保険給付関係情報であつて

一三四頁

協議会	に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	期高齢者医療広域連合	主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣	労働者災害補償関係情報、戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報、失業等給付関係情報、石綿健康被害救済給付等関係情報又は職業訓練受講給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの
		都道府県知事等	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

一三五頁

三十一 公営住宅法第二条第	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であつて主	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
		都道府県知事	母子及び寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であつて主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの
		市町村長	住民票関係情報、児童手当関係情報又は介護保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
		都道府県知事	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの

一三六頁

三十二 厚生労働大臣	十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
	戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金、遺族年金又は遺族給与金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員の共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	

一三七頁

三十三 日本私立学校振興・共済事業団	の	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
			私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
			市町村長	介護保険給付関係情報であつて

一三八頁

三十四 日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
三十五 厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣	労働者災害補償関係情報又は戦

一三九頁

			傷病者戦没者遺族等援護法による年金である給付若しくは雇用保険法による基本手当若しくは高年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
	市町村長		地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等		年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
	地方公務員災害補		地方公務員災害補償関係情報で

一四〇頁

三十九 国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務	医療保険者又は後期高齢者医療広域	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
三十八 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
三十七 文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
三十六 削除		償基金	あつて主務省令で定めるもの

一四二頁

の であつて主務省令で定めるもの	連合	
	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
	国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

一四二頁

		厚生労働大臣	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
四十 国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
四十一 国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
四十二 市町村	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 市町村長	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの

一四三頁

長又は国民健康保険組合	付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	期高齢者医療広域連合 市町村長	主務省令で定めるもの 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
四十三 市町村 長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
四十四 市町村 長	国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であつて	厚生労働大臣	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの

一四四頁

	主務省令で定めるもの		
四十五 市町村 長	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
四十六 厚生労働大臣又は共済組合等	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百二十六条第一項（同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。）’、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であつて主務省令で定めるもの

一四五頁

	主務省令で定めるもの		
四十七 厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給又は保険料の免除に関する事務であつて主務省令で定めるもの	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣	労働者災害補償関係情報又は戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
		共済組合等	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
		都道府県知事等	児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの

一四六頁

四十八 厚生労働大臣	国民年金法による年金である 給付若しくは一時金の支給、 保険料の納付に関する処分又 は保険料その他徴収金の徴収 に関する事務であつて主務省 令で定めるもの	市町村長	地方公務員災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの
四十九 厚生労働大臣	国民年金法による国民年金原簿の記録又は保険料の納付委託に関する事務であつて主務省令で定めるもの	国民年金基金連合会	国民年金基金の加入員に関する情報であつて主務省令で定めるもの
五十 厚生労働大臣	国民年金法による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの

一四七頁

大臣	除又は保険料の納付に関する処分に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	国民年金法第八十九条第一項第三号の施設に入所する者に関する情報であつて主務省令で定めるもの
五十一 国民年金基金	国民年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は日本年金機構	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
		独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金の被保険者に関する情報であつて主務省令で定めるもの

一四八頁

五十二 国民年金基金連合会	国民年金法による年金である 給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は 日本年金機構	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
五十三 市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
五十四 住宅地区改良法第二 条第二項に規定する施行者	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に	都道府県知事 都道府県知事等	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの 生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの

一四九頁

である都道府 県知事又は市 町村長	関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
五十五 厚生労働大臣	障害者の雇用の促進等に関する法律による職業紹介等、障害者職業センターの設置及び運営、納付金関係業務若しくは納付金関係業務に相当する業務の実施、在宅就業障害者特例調整金若しくは報奨金等の支給又は登録に関する事務であつて主務省令で定めるものの	都道府県知事	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの

一五〇頁

五十六 厚生労働大臣	障害者の雇用の促進等に関する法律による納付金関係業務又は納付金関係業務に相当する業務の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
五十六の二 市町村長	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事	災害救助法による救助若しくは児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。）に関する情報、障害者関係情報又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する情報であ

一五二頁

			市町村長	児童福祉法による障害児通所支援若しくは母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は介護保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの	
		都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支	

一五二頁

五十七 都道府 県知事等	児童扶養手当法による児童扶 養手当の支給に関する事務で あつて主務省令で定めるもの	都道府県知事又は 市町村長	障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律 による自立支援給付の支給に関 する情報であつて主務省令で定 めるもの
		都道府県知事	児童福祉法による障害児入所支 援、措置（同法第二十七条第一 項第三号若しくは第二項又は第 二十七条の二第一項の措置をい う。）若しくは日常生活上の援 助及び生活指導並びに就業の支 給に関する情報であつて主務省 令で定めるもの

一五三頁

児童扶養手当法第 三條第二項に規定 する公的年金給付 の支給を行うこと	市町村長	援の実施に関する情報又は障害 者関係情報であつて主務省令で 定めるもの
	児童扶養手当法第 三條第二項に規定 する公的年金給付 の支給を行うこと	児童扶養手当法第三條第二項に 規定する公的年金給付の支給に 関する情報であつて主務省令で 定めるもの

一五四頁

五十八 地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	とされている者	
		厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの
		医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
		地方公務員等共済	地方公務員等共済組合法第六十

一五五頁

五十九 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する	組合法第六十二条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	二条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
		地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは	年金給付関係情報であつて主務

一五六頁

合連合会	する事務であつて主務省令で定めるもの	くは日本年金機構又は共済組合等	省令で定めるもの
六十 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方公務員災害補償基金 厚生労働大臣	地方公務員災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの 失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
六十一 市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等 市町村長	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
六十二 市町村	老人福祉法による費用の徴収	医療保険者又は後	医療保険給付関係情報であつて

一五七頁

長	に関する事務であつて主務省令で定めるもの	期高齢者医療広域連合	主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣	労働者災害補償関係情報又は失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
		都道府県知事等	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの

一五八頁

六十二 都道府 県知事	母子及び寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの
六十四 都道府 県知事又は市 町村長	母子及び寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦に於いての便宜の供与に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの
六十五 都道府 県知事等	母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの
		都道府県知事等	児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの

一五九頁

	令で定めるもの	厚生労働大臣	主務省令で定めるもの
六十六 厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
六十七 都道府 県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

一六〇頁

	手当若しくは特別障害者手当 又は昭和六十年法律第三十四 号附則第九十七条第一項の福 祉手当の支給に関する事務で あつて主務省令で定めるもの		もの
六十八 都道府 県知事等	特別児童扶養手当等の支給に 関する法律による障害児福祉 手当の支給に関する事務であ つて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若し くは日本年金機構 又は共済組合等	年金給付関係情報であつて主務 省令で定めるもの
六十九 都道府 県知事等	特別児童扶養手当等の支給に 関する法律による特別障害者 手当の支給に関する事務であ つて主務省令で定めるもの	都道府県知事又は 広島市長若しくは 長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に 関する法律による介護手当の支 給に関する情報であつて主務省 令で定めるもの

一六一頁

七十 市町村長	母子保健法による費用の徴収 に関する事務であつて主務省 令で定めるもの	都道府県知事等 市町村長	生活保護関係情報又は中国残留 邦人等支援給付等関係情報であ つて主務省令で定めるもの
七十一 厚生労 働大臣又は都 道府県知事	雇用対策法による職業転換給 付金の支給に関する事務であ つて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であつて主務省 令で定めるもの
七十二 地方公 務員災害補償 基金	地方公務員災害補償法による 公務上の災害又は通勤による 災害に対する補償に関する事 務であつて主務省令で定める	国民年金法その他 の法令による年金 である給付の支給 を行うこととされ	国民年金法その他の法令による 年金である給付の支給に関する 情報であつて主務省令で定める もの

一六二頁

	もの	ている者	
七十二 石炭鉱業年金基金	石炭鉱業年金基金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は日本年金機構	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
七十四 市町村長（児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。）	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの
七十五 市町村長	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの

一六三頁

	もの	又は共済組合等	
七十六 厚生労働大臣	雇用保険法による失業等給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
七十七 厚生労働大臣	雇用保険法による未支給の失業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
七十八 厚生労働大臣	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	雇用保険法第三十七條第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	雇用保険法第三十七條第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

一六四頁

七十九 厚生労働大臣	雇用保険法による雇用安定事業又は能力開発事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
八十 後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
八十一 後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する	厚生労働大臣若し	年金給付関係情報であつて主務

一六五頁

八十二 市町村長	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若し	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
		後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法
後期高齢者医療広域連合	法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	くは日本年金機構又は共済組合等	省令で定めるもの
		高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

一六六頁

八十三 厚生労働大臣又は共済組合等	高齢者の医療の確保に関する法律による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	域連合	律による保険料の徴収に関する情報であつて主務省令で定めるもの
				高齢者の医療の確保に関する法律第百十条において準用する介護保険法第百三十六条第一項（同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。）、「第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であつて主務省令で定めるもの

一六七頁

八十四 厚生労働大臣	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
		共済組合等	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
八十五 都道府県知事等	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

一六八頁

八十六 厚生労働大臣	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による一時金の支給又は保険料の納付に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は日本年金機構	第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給を行うこととされている者	令で定めるもの
八十七 都道府	中国残留邦人等支援給付等の	医療保険者又は後	医療保険給付関係情報であつて	

一六九頁

県知事等	支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	期高齢者医療広域連合	主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣	労働者災害補償関係情報、戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報、失業等給付関係情報、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する情報、石綿健康被害救済給付等関係情報又は職業訓練受講給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの
		都道府県知事	災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法によ

一七〇頁

都道府県知事等	る療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給又は母子及び寡婦福祉法による資金の貸付に 関する情報であつて主務省令で定めるもの
	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の種

市町村長	社手当の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
	地方自治関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に

厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金若しくは年金生活者支援給付金
	対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する情報であつて主務省令で定めるものの

文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であつて主務省令で定めるもの
都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であつて主務省令で定めるもの
	の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

八十八 厚生労働大臣	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの			情報であつて主務省令で定めるもの
		原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給を行う	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当等の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
				原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

		厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報又は雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
			地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの
				中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する

八十九 都道府 県知事又は広 島市長若しく は長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護 に関する法律による保健手当 又は葬祭料の支給に関する事 務であつて主務省令で定める もの	市町村長	住民票関係情報であつて主務省 令で定めるもの
九十 都道府県 知事又は広島 市長若しくは 長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護 に関する法律による介護手当 の支給に関する事務であつて 主務省令で定めるもの	都道府県知事等 市町村長	生活保護関係情報であつて主務 省令で定めるもの 介護保険給付関係情報であつて 主務省令で定めるもの
九十一 厚生労 働大臣	平成八年法律第八十二号附則 第十六条第三項の規定により	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係 情報であつて主務省令で定める

一七七頁

九十二 平成八 年法律第八十 二号附則第三 十二条第二項 に規定する存 続組合又は平 成八年法律第 八十二号附則	厚生年金保険の実施者たる政 府が支給するものとされた年 金である給付の支給に関する 事務であつて主務省令で定め るもの	共済組合等	もの 年金給付関係情報であつて主務 省令で定めるもの
	平成八年法律第八十二号によ る年金である長期給付又は年 金である給付の支給に関する 事務であつて主務省令で定め るもの	市町村長 厚生労働大臣若し くは日本年金機構 又は共済組合等	地方税関係情報又は住民票関係 情報であつて主務省令で定める もの 年金給付関係情報であつて主務 省令で定めるもの

一七八頁

九十二 市町村 長	介護保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
		介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
九十四 市町村 長	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの

一七九頁

九十五 厚生労働大臣又は共済組合等	介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
九十五 厚生労働大臣又は共済組合等	介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険法第百三十六条第一項（同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。）、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であつて主務省令で定めるもの
		市町村長	介護保険法第百三十六条第一項（同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。）、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であつて主務省令で定めるもの

一八〇頁

九十六 都道府 県知事	被災者生活再建支援法による 被災者生活再建支援金の支給 に関する事務であつて主務省 令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であつて主務省 令で定めるもの
九十七 都道府 県知事又は保 健所を設置す る市の長	感染症の予防及び感染症の患 者に対する医療に関する法律 による費用の負担又は療養費 の支給に関する事務であつて 主務省令で定めるもの	市町村長 感染症の予防及び 感染症の患者に対 する医療に関する 法律第三十九条第 一項に規定する他 の法律による医療	地方税関係情報であつて主務省 令で定めるもの 感染症の予防及び感染症の患者 に対する医療に関する法律第三 十九条第一項に規定する他の法 律による医療に関する給付の支 給に関する情報であつて主務省 令で定めるもの

一八一頁

九十八 確定給 付企業年金法 第二十九条第 一項に規定す る事業主等又 は企業年金連 合会	確定給付企業年金法による年 金である給付又は一時金の支 給に関する事務であつて主務 省令で定めるもの	厚生労働大臣又は 日本年金機構	年金給付関係情報であつて主務 省令で定めるもの
九十九 確定拠 出年金法第三 条第三項第一	確定拠出年金法による企業型 年金の給付又は脱退一時金の 支給に関する事務であつて主	厚生労働大臣又は 日本年金機構	年金給付関係情報であつて主務 省令で定めるもの

一八二頁

号に規定する 事業主	務省令で定めるもの		
百 国民年金基 金連合会	確定拠出年金法による個人型 年金の給付又は脱退一時金の 支給に関する事務であつて主 務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は 日本年金機構 独立行政法人農業 者年金基金	年金給付関係情報であつて主務 省令で定めるもの 独立行政法人農業者年金基金法 による農業者年金の被保険者に 関する情報であつて主務省令で 定めるもの
百一 厚生労働 大臣	厚生年金保険制度及び農林漁 業団体職員共済組合制度の統 合を図るための農林漁業団体 職員共済組合法等を廃止する 等の法律附則第十六条第三項	市町村長 共済組合等又は農 林漁業団体職員共	地方税関係情報又は住民票関係 情報であつて主務省令で定める もの 年金給付関係情報又は厚生年金 保険制度及び農林漁業団体職員

一八三頁

	の規定により厚生年金保険の 実施者たる政府が支給するも のとされた年金である給付の 支給に関する事務であつて主 務省令で定めるもの	済組合	共済組合制度の統合を図るため の農林漁業団体職員共済組合法 等を廃止する等の法律による年 金である給付の支給に関する情 報であつて主務省令で定めるも の
百一 農林漁業 団体職員共済 組合	厚生年金保険制度及び農林漁 業団体職員共済組合制度の統 合を図るための農林漁業団体 職員共済組合法等を廃止する 等の法律による年金である給 付（同法附則第十六条第三項 の規定により厚生年金保険の	市町村長 厚生労働大臣若し くは日本年金機構 又は共済組合等	地方税関係情報又は住民票関係 情報であつて主務省令で定める もの 年金給付関係情報であつて主務 省令で定めるもの

一八四頁

		実施者たる政府が支給するもの のとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの		
百三 独立行政 法人農業者年 金基金	独立行政法人農業者年金基金 法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成	市町村長 厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法	

一八五頁

		十二年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	共済組合	等を廃止する等の法律による年金である給付の支給に関する情報の
百四 独立行政 法人日本スポーツ振興セン ター	独立行政法人日本スポーツ振興センター法による災害共済給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの	
百五 独立行政 法人医薬品医	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による副作用救済	市町村長	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	

一八六頁

療機器総合機 構	給付又は感染救済給付の支給 に関する事務であつて主務省 令で定めるもの		
百六 独立行政 法人日本学生 支援機構	独立行政法人日本学生支援機 構法による学資の貸与に関す る事務であつて主務省令で定 めるもの	医療保険者その他 の法令による医療 に関する給付の支 給を行うこととさ れている者	医療保険各法その他の法令によ る医療に関する給付の支給に関 する情報であつて主務省令で定 めるもの
		都道府県知事	障害者関係情報であつて主務省 令で定めるもの
		都道府県知事等	生活保護関係情報であつて主務 省令で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報又は住民票関係

一八七頁

百七 厚生労働 大臣	特定障害者に対する特別障害 給付金の支給に関する法律に よる特別障害給付金の支給に 関する事務であつて主務省令		情報であつて主務省令で定める もの
		国民年金法その他 の法令による年金 である給付の支給 を行うこととされ ている者	国民年金法その他の法令による 年金である給付の支給に関する 情報であつて主務省令で定める もの
		厚生労働大臣	失業等給付関係情報であつて主 務省令で定めるもの
		全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支 給に関する情報であつて主務省 令で定めるもの
		厚生労働大臣	労働者災害補償関係情報又は戦

一八八頁

百八 都道府県 知事又は市町 村長	障害者の日常生活及び社会生 活を総合的に支援するための 法律による自立支援給付の支	で定めるもの		傷病者戦没者遺族等援護法によ る年金である給付の支給に関す る情報であつて主務省令で定め るもの
			市町村長	地方税関係情報であつて主務省 令で定めるもの
			共済組合等	年金給付関係情報であつて主務 省令で定めるもの
			地方公務員災害補 償基金	地方公務員災害補償関係情報で あつて主務省令で定めるもの
			都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留 邦人等支援給付等関係情報であ つて主務省令で定めるもの

一八九頁

百九 都道府県 知事又は市町 村長	障害者の日常生活及び社会生 活を総合的に支援するための 法律による自立支援給付の支 給に関する事務であつて主務 省令で定めるもの	給又は地域生活支援事業の実 施に関する事務であつて主務 省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係 情報であつて主務省令で定める もの
				障害者の日常生活 及び社会生活を総 合的に支援するた めの法律第七条に 規定する他の法令 により行われる給 付の支給を行うこ ととされている者
百十 都道府県 知事又は市町	障害者の日常生活及び社会生 活を総合的に支援するための	障害者の日常生活 及び社会生活を総 合的に支援するた めの法律第七条に 規定する他の法令 により行われる給 付の支給を行うこ ととされている者	国民年金法その他 の法令による給付	障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律 第七条に規定する他の法令によ り行われる給付の支給に関する 情報であつて主務省令で定める もの
				国民年金法その他の法令による 給付の支給に関する情報であつ

一九〇頁

村長	法律による自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	の支給を行うこととされている者	て主務省令で定めるもの
百十一 厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
百十二 厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延	市町村長	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

一九一頁

	に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの		
百十三 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
百十四 厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係

一九二頁

働大臣	求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	情報であつて主務省令で定めるもの
	平成二十三年法律第五十六号第二十三条第一項第三号に規定する存続	市町村長	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの

一九三頁

共済会	百十六 市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
			市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情

一九四頁

百十七 厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活	市町村長	厚生労働大臣又は 都道府県知事等	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	報であつて主務省令で定めるもの
			厚生労働大臣又は 都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣又は 日本年金機構	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	

一九五頁

百十八 平成二十五年法律第六十三号附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金	平成二十五年法律第六十三号附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年法律第六十三号第一条の規定による改正前の厚生年金保険法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は 日本年金機構	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	あつて主務省令で定めるもの
百十九 平成二	平成二十五年法律第六十三号	厚生労働大臣又は	年金給付関係情報であつて主務	

一九六頁

十五年法律第 六十三号附則 第三条第十三 号に規定する 存続連合会又 は企業年金連 合会	による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	日本年金機構	省令で定めるもの
--	--	--------	----------

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令

内閣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 個人番号（第二条―第十二条）

第三章 個人番号カード（第十三条―第十八条）

第四章 特定個人情報の提供

第一節 特定個人情報の提供の制限等（第十九条―第二十六条）

第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供（第二十七条―第二十九条）

第五章 特定個人情報の保護（第三十条―第三十三条）

第六章 特定個人情報保護委員会（第三十四条）

一頁

第七章 法人番号（第三十五条―第四十二条）

第八章 雑則（第四十三条―第四十五条）

附則

第一章 総則

（個人番号カードの記載事項）

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）

第二条第七項の政令で定める事項は、個人番号カードの有効期間が満了する日及び本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の二十六第一項に規定する通称が記載されているときは当該通称とする。

第二章 個人番号

（指定及び通知）

第二条 法第七条第一項又は第二項の規定による個人番号の指定は、法第八条第二項の規定により、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）か

ら個人番号とすべき番号の通知を受けた時に行われたものとする。

- 2 法第七条第一項又は第二項の規定による個人番号の通知は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により、当該個人番号が記載された通知カードを送付する方法により行うものとする。

（請求による従前の個人番号に代わる個人番号の指定）

第三条 法第七条第二項の規定による個人番号の指定の請求をしようとする者は、その者の個人番号及び当該個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められる理由その他総務省令で定める事項を記載した請求書（以下この条において「個人番号指定請求書」という。）を、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長（以下「住所地市町村長」という。）に提出しなければならない。

- 2 法第十六条の規定は、住所地市町村長が前項の規定による個人番号指定請求書の提出を受ける場合について準用する。

三頁

- 3 住所地市町村長は、第一項の規定による個人番号指定請求書の提出を受けたときは、同項の理由を陳明するに足る資料の提出を求めることができる。

- 4 住所地市町村長は、第一項の規定による個人番号指定請求書の提出を受けた場合において、同項の理由があると認めるときは、法第八条第一項の規定により、機構に対し、当該請求に係る従前の個人番号に代えて当該提出をした者の個人番号とすべき番号の生成を求めるものとする。

- 5 前項の場合において、住所地市町村長は、従前の個人番号に代えて個人番号を指定しようとする者が通知カード又は個人番号カードの交付を受けている者であるときは、その者に対し、当該通知カード又は当該個人番号カードの返納を求めるものとする。

- 6 第一項の規定による個人番号指定請求書の提出は、総務省令で定めるところにより、代理人を通じてすることができる。

- 7 第十二条第二項の規定は、住所地市町村長が前項の規定による代理人を通じた個人番号指定請求書の提出を受ける場合について準用する。

（職権による従前の個人番号に代わる個人番号の指定）

四頁

第四条 住所地市町村長は、前条第四項の規定による場合のほか、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者の個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、法第八条第一項の規定により、機構に対し、当該個人番号に代えてその者の個人番号とすべき番号の生成を求めるものとする。

2 前項の場合においては、住所地市町村長は、従前の個人番号に代えて個人番号を指定しようとする者に対し、当該指定をしようとする理由及びその者が通知カード又は個人番号カードの交付を受けている者であるときは、当該通知カード又は当該個人番号カードの返納を求める旨を通知するものとする。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないときその他通知することが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。

(通知カードの返納)

第五条 法第七条第七項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第三条第五項又は前条第二項の規定により通知カードの返納を求められたとき。

二 次条第一項の規定により通知カードの返納を命ぜられたとき。

五頁

2 通知カードの交付を受けている者は、法第十七条第一項の規定による個人番号カードの交付を受けようとする場合又は前項各号のいずれかに該当する場合には、通知カードを返納する理由その他総務省令で定める事項を記載した書面を添えて、当該通知カードを住所地市町村長に遅滞なく返納しなければならない。

3 通知カードの交付を受けている者は、次の各号のいずれかに該当した場合には、通知カードを返納する理由その他総務省令で定める事項を記載した書面を添えて、当該通知カードを、その者につき直近に住民票の記載をした市町村長に遅滞なく返納しなければならない。

一 国外に転出をしたとき。

二 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受けない者となったとき。

三 住民票が消除されたとき（住民基本台帳法第二十四条の規定による届出（第十四条第二号、第三号及び第六号において「転出届」という。）のうち国外への転出に係るもの以外のものに基づき当該住民票が消除されたとき、その者が死亡したことにより当該住民票が消除されたとき、住民基本台帳法施行令第八条の二の規定により当該住民票が消除されたとき及び前二号に掲げる場合に該当したことにより当該住民票が消除されたときを除く。）。

六頁

4 第三条第六項の規定は、前二項の規定による通知カードの返納について準用する。

(通知カードの返納命令)

第六条 住所地市町村長は、法第七条第一項又は第二項の規定による通知カードの交付その他通知カードに関して講じられる総務省令で定める措置が錯誤に基づき、又は過失によつてされた場合において、当該通知カードを返納させる必要があると認めるときは、当該通知カードの交付を受けている者に対し、当該通知カードの返納を命ずることができる。

2 住所地市町村長は、前項の規定により通知カードの返納を命ずることを決定したときは、当該通知カードの交付を受けている者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないときその他通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。

(個人番号とすべき番号の生成の求め)

第七条 法第八条第一項の規定による市町村長からの住民票コードの通知及び個人番号とすべき番号の生成の求めは、総務省令で定めるところにより、当該市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通

七頁

じて機構の使用に係る電子計算機に当該住民票コード及び当該生成を求める旨の情報を送信する方法により行うものとする。

(個人番号とすべき番号の構成)

第八条 法第八条第二項の規定により生成される個人番号とすべき番号は、機構が同条第三項の規定により設置される電子情報処理組織を使用して、作為が加わらない方法により生成する次に掲げる要件に該当する十一桁の番号及びその後付された一桁の検査用数字（個人番号を電子計算機に入力するときに誤りのないことを確認することを目的として、当該十一桁の番号を基礎として総務省令で定める算式により算出される零から九までの整数をいう。第三号において同じ。）により構成されるものとする。

一 住民票コードを変換して得られるものであること。

二 前号の住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでないこと。

三 他のいずれの個人番号（法第七条第二項の従前の個人番号及び個人番号とすべき番号を含む。）を構成する検査用数字以外の十一桁の番号とも異なること。

(個人番号とすべき番号の通知)

八頁

第九条 法第八条第二項の規定による個人番号とすべき番号の市町村長に対する通知は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該市町村長の使用に係る電子計算機に当該個人番号とすべき番号及び第七条の規定により送信された住民票コードを送信する方法により行うものとする。

（激甚災害が発生したときに準ずる場合）

第十条 法第九条第四項の政令で定めるときは、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項その他内閣府令で定める法令の規定により一定の区域への立入りを制限され、若しくは禁止され、又は当該区域からの退去を命ぜられた場合とする。

（機構保存本人確認情報の提供を求めることができる個人番号利用事務実施者）

第十一条 法第十四条第二項の政令で定める個人番号利用事務実施者は、住民基本台帳法別表第一から別表第四までの上欄に掲げる者とする。

（本人確認の措置）

第十二条 法第十六条の政令で定める措置は、個人番号の提供を行う者から次に掲げる書類の提示を受ける

九頁

ことその他これに準ずるものとして主務省令で定める措置とする。

一 住民基本台帳法第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの

二 前号に掲げる書類に記載された氏名及び出生の年月日又は住所（以下この条及び次条第三項において「個人識別事項」という。）が記載された書類であつて、写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして主務省令で定めるもの

2 個人番号利用事務等実施者は、本人の代理人から個人番号の提供を受けるときは、その者から次に掲げる書類の提示を受けることその他これに準ずるものとして主務省令で定める措置をとらなければならない。

一 個人識別事項が記載された書類であつて、当該個人識別事項により識別される特定の個人が本人の依頼により又は法令の規定により本人の代理人として個人番号の提供をすることを証明するものとして主務省令で定めるもの

二 前号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載された書類であつて、写真の表示その他の当該書

類に施された措置によつて、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして主務省令で定めるもの

- 三 本人に係る個人番号カード、通知カード又は前項第一号に掲げる書類その他の本人の個人番号及び個人識別事項が記載された書類であつて主務省令で定めるもの

第三章 個人番号カード

(個人番号カードの交付)

第十三条 個人番号カードの交付を受けようとする者（以下この条及び附則第三条において「交付申請者」という。）は、総務省令で定めるところにより、その交付を受けようとする旨その他総務省令で定める事項を記載し、かつ、交付申請者の写真を添付した交付申請書を、住所地市町村長に提出しなければならない。

- 2 住所地市町村長は、前項の規定による交付申請書の提出を受けたときは、交付申請者に対し、当該市町村の事務所への出頭を求めて、個人番号カードを交付するものとする。
- 3 住所地市町村長は、病気、身体の障害その他のやむを得ない理由により交付申請者の出頭が困難である

一一頁

と認められるときは、前項の規定にかかわらず、当該交付申請者の指定した者の出頭を求めて、その者に対し、個人番号カードを交付することができる。この場合において、住所地市町村長は、その者から、当該交付申請者の出頭が困難であることを疎明するに足る資料及び次に掲げる書類その他主務省令で定める書類の提示を受けなければならない。

- 一 個人識別事項が記載された書類であつて、当該個人識別事項により識別される特定の個人が当該交付申請者の依頼により又は法令の規定により当該交付申請者の代理人として個人番号カードの交付を受け、そのことを証明するものとして主務省令で定めるもの

- 二 前号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載された書類であつて、写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして主務省令で定めるもの

- 三 当該交付申請者の個人識別事項が記載され、及び当該交付申請者の写真が表示された書類であつて主務省令で定めるもの

- 4 住所地市町村長は、前二項の規定により個人番号カードを交付するに当たっては、交付申請者に対し、

一二頁

通知カードの返納を求めるものとする。

- 5 第三条第六項の規定は、第一項の規定による交付申請書の提出及び前項の規定による通知カードの返納について準用する。

(個人番号カードが失効する場合)

第十四条 法第十七条第六項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 個人番号カードの交付を受けている者が国外に転出をしたとき。
- 二 個人番号カードの交付を受けている者が転出届をした場合において、その者が最初の転入届（住民基本台帳法第二十四条の二第一項に規定する最初の転入届をいう。次号において同じ。）を行うことなく、当該転出届により届け出た転出の予定年月日から三十日を経過し、又は転入をした日から十四日を経過したとき。
- 三 個人番号カードの交付を受けている者が転出届をした場合において、その者が当該転出届に係る最初の転入届を受けた市町村長に当該個人番号カードの提出を行うことなく、最初の転入届をした日から九十日を経過し、又はその者が当該市町村長の統括する市町村から転出をしたとき。
- 四 個人番号カードの交付を受けている者が死亡したとき。
- 五 個人番号カードの交付を受けている者が住民基本台帳法の適用を受けない者となったとき。
- 六 個人番号カードの交付を受けている者に係る住民票が消除されたとき（転出届（国外への転出に係るものを除く。）に基づき当該住民票が消除されたとき、住民基本台帳法施行令第八条の二の規定により当該住民票が消除されたとき及び第一号又は前二号に掲げる場合に該当したことにより当該住民票が消除されたときを除く。）。
- 七 個人番号カードの交付を受けている者に係る住民票に記載されている住民票コードについて記載の修正が行われたとき。
- 八 第三条第五項又は第四条第二項の規定により返納を求められた個人番号カードにあつては、当該個人番号カードが返納されたとき又は当該個人番号カードの返納を求められた者に係る住民票に記載されている個人番号について記載の修正が行われたときのいずれか早いとき。
- 九 次条第四項の規定により返納された個人番号カードにあつては、当該個人番号カードが返納されたとき。

十 第十六条第一項の規定により返納を命ぜられた個人番号カードにあつては、同条第二項の規定により個人番号カードの返納を命ずる旨を通知し、又は公示したとき。

(個人番号カードの返納)

第十五条 法第十七条第七項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 前条第三号又は第七号に該当したとき。

二 第三条第五項又は第四条第二項の規定により個人番号カードの返納を求められたとき。

三 次条第一項の規定により個人番号カードの返納を命ぜられたとき。

2 個人番号カードの交付を受けている者は、個人番号カードの有効期間が満了した場合又は前項各号のいずれかに該当する場合には、個人番号カードを返納する理由その他総務省令で定める事項を記載した書面を添えて、当該個人番号カードを、住所地市町村長に遅滞なく返納しなければならない。

3 個人番号カードの交付を受けている者は、前条第一号、第二号、第五号又は第六号のいずれかに該当した場合には、個人番号カードを返納する理由その他総務省令で定める事項を記載した書面を添えて、当該個人番号カードを、その者につき直近に住民票の記載をした市町村長に遅滞なく返納しなければならない。

一五頁

4 個人番号カードの交付を受けている者は、いつでも、当該個人番号カードを住所地市町村長に返納することができる。

5 第三条第六項の規定は、前三項の規定による個人番号カードの返納について準用する。

(個人番号カードの返納命令)

第十六条 住所地市町村長は、法第十七条第一項の規定による個人番号カードの交付又は同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による個人番号カードの返還が錯誤に基づき、又は過失によつてされた場合において、当該個人番号カードを返納させる必要があると認めるときは、当該個人番号カードの交付を受けている者に対し、当該個人番号カードの返納を命ずることができる。

2 住所地市町村長は、前項の規定により個人番号カードの返納を命ずることを決定したときは、当該個人番号カードの交付を受けている者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないときその他通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。

(返納された個人番号カードの廃棄)

一六頁

第十七条 個人番号カードの返納を受けた市町村長は、返納された個人番号カードを廃棄しなければならない。

(個人番号カードの利用)

第十八条 法第十八条第二号に掲げる者が、同条の規定により個人番号カードを利用するときは、あらかじめ、当該個人番号カードの交付を受けている者にその利用の目的を明示し、その同意を得なければならない。

2 法第十八条第二号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務を処理する行政機関、独立行政法人等又は機構

二 地方公共団体に対し申請、届出その他の手続を行い、又は地方公共団体から便益の提供を受ける者の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務（法第十八条第一号に定める事務を除く。）を処理する地方公共団体の機関

三 地方独立行政法人に対し申請、届出その他の手続を行い、又は地方独立行政法人から便益の提供を受

一七頁

ける者の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務を処理する地方独立行政法人

第四章 特定個人情報の提供

第一節 特定個人情報の提供の制限等

(特定個人情報を提供することができる住民基本台帳法の規定)

第十九条 法第十九条第六号の政令で定める住民基本台帳法の規定は、同法第十二条第五項（同法第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十条の七第一項又は第三十条の三十二第二項の規定その他主務省令で定める同法の規定とする。

(情報提供用個人識別符号の取得)

第二十条 情報照会者又は情報提供者（以下この条において「情報照会者等」という。）は、法第十九条第七号の規定による特定個人情報の提供を管理するために個人番号に代わって用いられる特定の個人を識別する符号（以下「情報提供用個人識別符号」という。）を、総務大臣から取得することができる。

2 情報照会者等は、情報提供用個人識別符号を取得しようとするときは、機構に対し、当該情報提供用個人識別符号により識別しようとする特定の個人の個人番号その他総務省令で定める事項（次項において「

一八頁

通知事項」という。)を通知するものとする。

3 前項の規定による通知は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 総務省令で定めるところにより、情報照会者等の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に通知事項を送信する方法

二 総務省令で定めるところにより、情報照会者等から通知事項を記録した電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるもの)に係る記録媒体をいう。第三十条において同じ。)を機構に送付する方法

4 機構は、情報照会者等から第二項の規定による通知を受けたときは、総務大臣に対し、同項の特定の個人に係る住民票に記載された住民票コードを通知するものとする。

5 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて総務大臣の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

6 総務大臣は、第四項の規定による通知を受けたときは、総務省令で定めるところにより、情報提供ネッ

一九頁

トワークシステムを使用して、次に掲げる要件に該当する情報提供用個人識別符号を生成し、速やかに、同項の情報照会者等に対し、通知するものとする。

一 第四項の住民票コードを変換して得られるものであること。

二 前号の住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでないこと。

三 当該情報照会者等が取得した他のいずれの情報提供用個人識別符号とも異なること。

四 第二項の特定の個人について他のいずれの情報照会者等が取得した情報提供用個人識別符号とも異なること。

7 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、総務大臣の使用に係る電子計算機から情報提供ネットワークシステムを使用して情報照会者等の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

(情報照会者による特定個人情報の提供の求め)

第二十一条 情報照会者による法第十九条第七号の規定による特定個人情報の提供の求めは、総務省令で定めるところにより、情報照会者の使用に係る電子計算機から情報提供ネットワークシステムを使用して総

二〇頁

務大臣の使用に係る電子計算機に、当該特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号、当該特定個人情報の項目及び当該特定個人情報を保有する情報提供者の名称その他総務省令で定める事項を送信する方法により行うものとする。

(特定個人情報を提供することができる地方税法等の規定)

第二十二條 法第十九條第八號の政令で定める地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）又は国税に関する法律の規定は、同法第四十八條第二項、第七十二條の五十九又は第二百九十四條第三項の規定その他主務省令で定める同法の規定とする。

(地方税法等の規定により提供される特定個人情報の安全を確保するために必要な措置)

第二十三條 法第十九條第八號の政令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目その他主務省令で定める事項を記録し、並びに当該記録を第二十九條に規定する期間保存すること。
- 二 提供する特定個人情報に漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく特定個人情報保護委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、提供を受ける者が同様の体制を整備している

一一一頁

ことを確認すること。

- 三 前二号に掲げるもののほか、特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として主務省令で定める措置

(社債等の発行者に準ずる者)

第二十四條 法第十九條第十號の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託の受託者又は同法第百六十六條第二項第八号に規定する投資主名簿等管理人
- 二 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二十五條第二項に規定する優先出資者名簿管理人
- 三 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第四十二條第一項第三号に規定する優先出資社員名簿管理人
- 四 会社法（平成十七年法律第八十六号）第百二十三條に規定する株主名簿管理人又は同法第六百八十三條に規定する社債原簿管理人

一一二頁

五 信託法（平成十八年法律第百八号）第百八十八条に規定する受益権原簿管理人

（社債、株式等の振替に関する法律の規定により提供される特定個人情報 の安全を確保するために必要な措置）

第二十五条 法第十九条第十号の政令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 特定個人情報を提供する者の使用に係る電子計算機に特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目その他主務省令で定める事項を記録し、並びに当該記録を第二十九条に規定する期間保存すること。

二 提供する特定個人情報 が漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく特定個人情報保護委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、提供を受ける者が同様の体制を整備していることを確認すること。

三 前二号に掲げるもののほか、特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として主務省令で定める措置

（公益上の必要がある場合）

一一三頁

第二十六条 法第十九条第十二号の政令で定める公益上の必要があるときは、別表に掲げる場合とする。

第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供

（特定個人情報の提供の求めがあつた場合の総務大臣の措置）

第二十七条 総務大臣は、法第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求めがあつた場合において、当該提供の求めに係る情報提供者が当該特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号を取得しているときは、法第二十一条第二項各号に掲げる場合を除き、当該情報提供者に対し、当該情報提供用個人識別符号、当該特定個人情報の項目及び当該提供の求めをした情報照会者の名称その他総務省令で定める事項を通知するものとする。

二 総務大臣は、法第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求めがあつた場合において、当該提供の求めに係る情報提供者が当該特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号を取得していないときは、法第二十一条第二項各号に掲げる場合を除き、当該提供の求めをした情報照会者に対し、当該情報提供者が当該特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号を取得していない旨を通知するものとする。

一一四頁

- 3 前項の規定による通知を受けた情報照会者は、同項の情報提供者に対し、同項の特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号を取得するよう求めることができる。この場合において、当該情報照会者は、当該情報提供者に対し、当該特定個人情報に係る本人の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所を通知するものとする。
- 4 総務大臣は、法第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求めがあつた場合において、法第二十一条第二項各号のいずれかに該当するときは、当該提供の求めをした情報照会者に対し、その旨を通知するものとする。
- 5 第一項、第二項及び前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、総務大臣の使用に係る電子計算機から情報提供ネットワークシステムを使用して第一項の情報提供者又は第二項若しくは前項の情報照会者の使用に係る電子計算機に送信する方法により行ふものとする。
- 6 総務大臣は、第二十条第六項の規定による情報提供用個人識別符号の生成並びに第一項及び第二項の規定による通知に関する事務を適切に処理するため、一の情報提供用個人識別符号により識別される特定の個人と他の情報提供用個人識別符号により識別される特定の個人とが同一の者であるかどうかを確認する

二五頁

ことができるように、それぞれの情報提供用個人識別符号及び同条第六項の規定による通知先を情報提供ネットワークシステムに記録して、これを管理するものとする。

(情報提供者による特定個人情報の提供)

第二十八条 情報提供者による法第二十一条第一項の規定による特定個人情報の提供は、総務省令で定めるところにより、情報提供者の使用に係る電子計算機から情報提供ネットワークシステムを使用して情報照会者の使用に係る電子計算機に、当該特定個人情報その他総務省令で定める事項を送信する方法により行ふものとする。

(情報提供等の記録の保存期間)

第二十九条 法第二十三条第一項の政令で定める期間は、七年とする。

第五章 特定個人情報の保護

(電子計算機処理に伴う措置)

第三十条 法第二十七条第一項第五号の政令で定める措置は、情報の入力のための準備作業又は電磁的記録媒体の保管とする。

二六頁

(行政機関個人情報保護法施行令等の特例等)

第三十一条 法第二十九条第一項又は第三十条第一項若しくは第二項の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第十条第一項の規定を読み替えて適用する場合における行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号。次条において「行政機関個人情報保護法施行令」という。）第四条第二号の規定の適用については、同号中「総務大臣」とあるのは、「特定個人情報保護委員会」とする。

第三十二条 法第二十九条第一項又は第三十条第一項若しくは第二項の規定により行政機関個人情報保護法第十三条第二項の規定を読み替えて適用する場合における行政機関個人情報保護法施行令第十一条の規定の適用については、同条第三項中「法定代理人」とあるのは「代理人」と、「戸籍謄本」とあるのは「戸籍謄本、委任状」と、同条第四項中「法定代理人」とあるのは「代理人」とする。

2 法第二十九条第一項又は第三十条第一項若しくは第二項の規定により行政機関個人情報保護法第二十八条第二項の規定を読み替えて適用する場合における行政機関個人情報保護法施行令第二十條の規定の適用については、同条中「第十一条」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用

二七頁

等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第三十二条第一項の規定により読み替えて適用する第十一条」と、「訂正請求及び利用停止請求」とあるのは「訂正請求」と、「訂正請求については「第二十七条第二項」と、利用停止請求については「第三十六条第二項」とあるのは「「第二十七条第二項」とする。

3 法第二十九条第一項の規定により行政機関個人情報保護法第三十七条第二項の規定を読み替えて適用する場合における行政機関個人情報保護法施行令第二十條の規定の適用については、同条中「第十一条」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第三十二条第一項の規定により読み替えて適用する第十一条」と、「訂正請求及び利用停止請求」とあるのは「利用停止請求」と、「訂正請求については「第二十七条第二項」と、利用停止請求については「第三十六条第二項」とあるのは「「第三十六条第二項」とする。

4 法第二十九条第二項又は第三十条第三項の規定により独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第十三条第二項の規定を読み替えて適用する場合における独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令

二八頁

(平成十五年政令第五百四十九号。以下この条において「独立行政法人等個人情報保護法施行令」という。)
第六条の規定の適用については、同条第三項中「法定代理人」とあるのは「代理人」と、「戸籍謄本」とあるのは「戸籍謄本、委任状」と、同条第四項中「法定代理人」とあるのは「代理人」とする。

5 法第二十九条第二項又は第三十条第三項の規定により独立行政法人等個人情報保護法第二十八条第二項の規定を読み替えて適用する場合における独立行政法人等個人情報保護法施行令第十四条の規定の適用については、同条中「第六条」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第三十二条第四項の規定により読み替えて適用する第六条」と、「訂正請求及び利用停止請求」とあるのは「訂正請求」と、「訂正請求については「第二十七条第二項」と、利用停止請求については「第三十六条第二項」とあるのは「「第二十七条第二項」とする。

6 法第二十九条第二項の規定により独立行政法人等個人情報保護法第三十七条第二項の規定を読み替えて適用する場合における独立行政法人等個人情報保護法施行令第十四条の規定の適用については、同条中「第六条」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（

二九頁

平成二十六年政令第百五十五号）第三十二条第四項の規定により読み替えて適用する第六条」と、「訂正請求及び利用停止請求」とあるのは「利用停止請求」と、「訂正請求については「第二十七条第二項」と、利用停止請求については「第三十六条第二項」とあるのは「「第三十六条第二項」とする。

7 法第三十条第四項において準用する独立行政法人等個人情報保護法第十三条第二項の規定による開示請求の手続については、独立行政法人等個人情報保護法施行令第六条の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「法定代理人」とあるのは「代理人」と、「戸籍謄本」とあるのは「戸籍謄本、委任状」と、同条第四項中「法定代理人」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

8 法第三十条第四項において準用する独立行政法人等個人情報保護法第二十八条第二項の規定による訂正請求の手続については、独立行政法人等個人情報保護法施行令第十四条の規定を準用する。この場合において、同条中「第六条」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第三十二条第七項において準用する第六条」と、「訂正請求及び利用停止請求」とあるのは「訂正請求」と、「訂正請求については「第二十七条第二項」と、利用停止請求については「第三十六条第二項」とあるのは「「第二十七条第二項」と読み替えるものとする。

(特定個人情報の開示の請求に係る手数料の免除)

第三十三条 行政機関の長(行政機関個人情報保護法第四十六条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。次項において同じ。)は、法第二十九条第一項又は第三十条第一項若しくは第二項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十二条の規定により特定個人情報の開示の請求を受けた場合において、当該特定個人情報に係る本人が、経済的困難により行政機関個人情報保護法第二十六条第一項の手数料を納付する資力がないと認めるときは、当該手数料を免除することができる。

2 前項の規定による手数料の免除を受けようとする者は、行政機関個人情報保護法第十三条第一項の規定による書面の提出を行う際に、併せて当該免除を求める理由を記載した申請書を行政機関の長に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、第一項の特定個人情報に係る本人が生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

三二頁

第六章 特定個人情報保護委員会

(各議院審査等に準ずる手続)

第三十四条 法第五十三条の政令で定める手続は、別表第一号、第二号(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第百一条第一項に規定する犯則事件の調査に係る部分に限る。)、第三号、第四号(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二百十条第一項(犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第三十条において準用する場合を含む。))に規定する犯則事件の調査に係る部分に限る。)、第六号、第七号、第九号、第十一号、第十三号、第十六号、第十七号、第二十三号(犯罪による収益の移転防止に関する法律第八条第一項の規定による届出、同条第三項又は第四項の規定による通知、同法第十二条第一項又は第十三条第一項の規定による提供及び同法第十二条第二項の規定による閲覧、謄写又は写しの送付の求めに係る部分に限る。))又は第二十四号に掲げる場合において行われる手続とする。

第七章 法人番号

(法人番号の構成)

三三頁

第三十五条 法人番号は、次項又は第三項の規定により定められた十二桁の番号（以下この条において「基礎番号」という。）及びその前に付された一桁の検査用数字（法人番号を電子計算機に入力するときに誤りのないことを確認することを目的として、基礎番号を基礎として財務省令で定める算式により算出される一から九までの整数をいう。）により構成されるものとする。

2 会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人（以下「設立登記法人」という。）の法人番号を構成する基礎番号は、その者の会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。次項において同じ。）であつて、その者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所において作成される登記簿に記録されたものとする。

3 設立登記法人以外の者の法人番号を構成する基礎番号は、他のいずれの法人番号を構成する基礎番号及びいずれの会社法人等番号とも異なるものとなるように、財務省令で定める方法により国税庁長官が定めるものとする。

（国の機関に対する法人番号の指定の単位）

三三三頁

第三十六条 国の機関に対する法第五十八条第一項の規定による法人番号の指定は、次に掲げる機関を単位として行うものとする。

- 一 衆議院、参議院、裁判官弾劾裁判所、裁判官訴追委員会及び国立国会図書館
- 二 行政機関（検察庁にあつては、最高検察庁、高等検察庁及び地方検察庁）及び検察審査会
- 三 最高裁判所、高等裁判所（東京高等裁判所にあつては、東京高等裁判所及び知的財産高等裁判所）、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所

（国の機関、地方公共団体及び設立登記法人以外の法人又は人格のない社団等に対する法人番号の指定）

第三十七条 国の機関、地方公共団体及び設立登記法人以外の法人又は人格のない社団等（法第五十八条第一項に規定する人格のない社団等をいう。以下同じ。）であつて、次の各号に掲げるもの（法人番号保有者を除く。）に対する同項の規定による法人番号の指定は、その者が当該各号に規定する届出書若しくは国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二百二十四条第一項に規定する書類（第三十九条第一項第一号及び第三項において「申告書等」という。）を提出するに際して国税庁長官にした申告又は官公署が法第六十条第二項の規定により国税庁長官に提供した資料により、その者の商号又は名称及び本店又は主たる

三四頁

る事務所の所在地、その者について当該各号に定める事実が生じたこと並びにその者が法人番号保有者でないことが確認された後、速やかに行うものとする。

- 一 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三十条の規定により届出書を提出することとされている者 国内において給与等（同法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。）の支払事務を取り扱う事務所、事業所その他これらに準ずるものを設けたこと。
- 二 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第四百四十八条の規定により届出書を提出することとされている者 内国法人（同法第二条第三号に規定する内国法人をいう。）である普通法人（同法第二条第九号に規定する普通法人をいう。）又は協同組合等（同法第二条第七号に規定する協同組合等をいう。）として新たに設立されたこと。
- 三 法人税法第四百四十九条の規定により届出書を提出することとされている者 同条第一項に規定する場合に該当することとなったこと。
- 四 法人税法第五百十条の規定により届出書を提出することとされている者 同条各項に規定する場合のいずれかに該当することとなったこと。

三五頁

- 五 消費税法（昭和六十三年法律第八号）第五十七条の規定により届出書を提出することとされている者 同条第一項第一号に掲げる場合に該当することとなったこと又は同法第十二条の二第一項に規定する新設法人若しくは同法第十二条の三第一項に規定する特定新規設立法人に該当することとなったこと。
（法人番号の通知）

第三十八条 国税庁長官は、法第五十八条第一項の規定により法人番号を指定したときは、速やかに、当該法人番号の指定を受けた者に対し、その旨及び当該法人番号を、これらの事項並びにその者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他の財務省令で定める事項が記載された書面により通知するものとする。

（届出による法人番号の指定等）

第三十九条 法第五十八条第二項の政令で定める法人等以外の法人又は人格のない社団等は、次に掲げる者（法人番号保有者を除く。）とする。

- 一 国税に関する法律の規定に基づき税務署長その他行政機関の長若しくはその職員に申告書等を提出する者又はその者から当該申告書等に記載するため必要があるとして法人番号の提供を求められる者

三六頁

一 国内に本店又は主たる事務所を有する法人

2 法第五十八条第二項の規定による届出は、当該届出をしようとする者についての同項に規定する事項（以下この項及び次条において「届出事項」という。）が記載された届出書に、当該届出事項を証明する定款その他の財務省令で定める書類を添付して行わなければならない。

3 法第五十八条第二項の規定による法人番号の指定は、前項の届出書及びこれに添付された書類、当該届出をした者が申告書等を提出するに際して国税庁長官にした申告又は官公署が法第六十条第二項の規定により国税庁長官に提供した資料により、当該届出をした者が法人番号保有者でないことが確認された後、速やかに行うものとする。

4 前条の規定は、国税庁長官が法第五十八条第二項の規定により法人番号を指定した場合について準用する。

（変更の届出）

第四十条 法第五十八条第三項の規定による変更の届出は、当該届出をしようとする者の法人番号、その者についての届出事項に変更があつた旨、変更後の当該届出事項その他の財務省令で定める事項が記載され

三七頁

た届出書に、当該変更があつた旨を証明する定款その他の財務省令で定める書類を添付して行わなければならない。

（法人番号等の公表）

第四十一条 法第五十八条第四項の規定による公表は、当該公表に係る法人番号保有者に対し、第二十八条（第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知をした後（当該法人番号保有者が人格のない社団等である場合にあつては、当該通知をし、及び法第五十八条第四項ただし書の規定による同意を得た後）、速やかに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。

2 国税庁長官は、法第五十八条第四項の規定による公表を行った場合において、当該公表に係る法人番号保有者について、当該公表に係る事項に変更があつたとき（この項の規定による公表に係る事項に変更があつた場合を含む。）は、財務省令で定めるところによりその事実を確認した上で、これらの事項に加えて、速やかに、これらの事項に変更があつた旨及び変更後のこれらの事項を前項に規定する方法により公表するものとする。

3 国税庁長官は、法第五十八条第四項の規定による公表を行った場合において、当該公表に係る法人番号

三八頁

保有者について、会社法第二編第九章の規定による清算の終了その他の財務省令で定める事由が生じたときは、財務省令で定めるところによりその事実を確認した上で、当該公表に係る事項（前項の規定による公表に係る事項を含む。）に加えて、速やかに、当該法人番号保有者について当該事由が生じた旨及び当該事由が生じた年月日（当該年月日が明らかでないときは、国税庁長官が当該事由が生じたことを知った年月日）を第一項に規定する方法により公表するものとする。

（財務省令への委任）

第四十二条 この章に定めるもののほか、法人番号の指定その他法人番号に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第八章 雑則

（指定都市に関する法の規定の特例）

第四十三条 法第六十二条第一項の政令で定める法の規定は、法第七条第一項、第三項及び第四項、第八条第三項並びに附則第三条第三項とする。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（次条に

おいて単に「指定都市」という。）について法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条第二項	市町村長は、当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）が備える	区長は、当該区長が作成した
第七条第五項	備える市町村の長（以下「住所都市町村長	作成した区長（以下「住所地区長
第七条第六項及び 第七項	住所都市町村長	住所地区長
第八条第一項	市町村長 あらかじめ	区長 あらかじめ当該区の属する市の市長を経由し て
第八条第二項	市町村長から 当該市町村長	区長から 当該区の属する市の市長を経由して当該区長

第十七条第一項	市町村長は、政令	市長は、政令
	市町村が	市が
	により、その者	により、住所地区長を経由して、その者
	当該市町村長	住所地区長
第十七条第二項	市町村長	当該最初の転入届を受けた区長を経由して当該区の属する市の市長
第十七条第三項	市町村長	市長
	これを	これを前項の区長を経由して
第十七条第四項	住所地市町村長	住所地区長を経由して住所地市長（その者が記録されている住民基本台帳を備える市の市長をいう。以下この条において同じ。）
第十七条第五項及び第七項	住所地市町村長	住所地区長を経由して住所地市長

四一頁

第十八条第一号	市町村	市町村（特別区を含む。第六十三条及び附則第三条第二項において同じ。）
附則第三条第一項	市町村長	区長
	市町村の備える	区長が作成した
附則第三条第二項	市町村長	区長

（指定都市の区に対するこの政令の適用）

第四十四条 指定都市においては、第二条第一項、第五条第三項、第七条、第九条及び附則第二条第二項の規定中市長に関する規定は、市の区長に適用する。

2 指定都市についてこの政令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第一項	備える市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長（以下「住所地市町村長	作成した区長（以下「住所地区長
--------	-----------------------------------	-----------------

四二頁

第三条第二項から 第四項まで及び第 七項、第五条第二 項並びに第六条	住所地市町村長	住所地区長
第三条第五項	において、住所地市町村長は	において
	当該通知カード又は	住所地区長が当該通知カードの返納を、又は 住所地市長（その者が記録されている住民基 本台帳を備える市の市長をいう。以下同じ。 ）が住所地区長を経由して
第四条第一項	住所地市町村長	住所地区長
	当該市町村が備える	住所地区長が作成した
第四条第二項	住所地市町村長	住所地区長
	理由及び	理由を通知するものとし、及び

四三頁

	当該通知カード又は	その者に対し、住所地区長が当該通知カード の返納を求める旨を、又は住所地市長が住所 地区長を経由して
第十三条第一項並 びに第十五条第二 項及び第四項	住所地市町村長	住所地区長を経由して住所地市長
第十三条第二項	住所地市町村長	住所地市長
	当該市町村	住所地区長を経由して当該区
第十三条第三項	住所地市町村長は、病気	住所地市長は、病気
	かかわらず、	かかわらず、住所地区長を経由して
	住所地市町村長は、その者	住所地区長は、その者
第十三条第四項	住所地市町村長	住所地区長
	により	により住所地市長が住所地区長を経由して

四四頁

第十四条第二号	転出届を	転出届（市の区域外へ住所を移すことに係るものに限る。以下この号及び次号において同じ。）を
第十四条第三号	市町村から	市町村（特別区を含む。）から
第十五条第三項	市町村長	区長を経由して当該区の属する市の市長
第十六条	住所地市町村長	住所地市長
	対し、	対し、住所地区長を経由して
附則第三条	住所地市町村長	住所地区長を経由して住所地市長
	市町村が	市が

（主務省令）

第四十五条 この政令における主務省令は、内閣府令・総務省令とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 公布の日

二 第三十条、第三十一条（法第二十九条第一項の規定により行政機関個人情報保護法第十条第一項の規定を読み替えて適用する場合に係る部分に限る。）及び第二十四条並びに別表第一号、第二号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第百一条第一項に規定する犯則事件の調査に係る部分に限る。）、第三号、第四号（金融商品取引法第二百十条第一項（犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十条において準用する場合を含む。）に規定する犯則事件の調査に係る部分に限る。）、第六号、第七号、第九号、第十一号、第十三号、第十六号、第十七号、第二十三号（犯罪による収益の移転防止に関する法律第八条第一項の規定による届出、同条第三項又は第四項の規定による通知、同法第十二条第一項又は第十三条第一項の規定による提供及び同法第十二条第二項の規定による閲覧、謄写又は写しの送付の求めに係る部分に限る。）及び第二十四号の規定 法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

三 第十条から第十二条まで、第三章、第三十一条（法第二十九条第一項の規定により行政機関個人情報

保護法第十条第一項の規定を読み替えて適用する場合に係る部分を除く。）、第三十二條第一項（法第二十九條第一項の規定により行政機関個人情報保護法第十三條第二項の規定を読み替えて適用する場合に係る部分に限る。）、第二項（法第二十九條第一項の規定により行政機関個人情報保護法第二十八條第二項の規定を読み替えて適用する場合に係る部分に限る。）、第三項、第四項（法第二十九條第二項の規定により独立行政法人等個人情報保護法第十三條第二項の規定を読み替えて適用する場合に係る部分に限る。）、第五項（法第二十九條第二項の規定により独立行政法人等個人情報保護法第二十八條第一項の規定を読み替えて適用する場合に係る部分に限る。）及び第六項、第三十三條（法第二十九條第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十二條の規定により特定個人情報の開示の請求を受けた場合に係る部分に限る。）、第四十三條第二項（同項の表第十七條第一項の項から第十八條第一号の項までに係る部分に限る。）並びに第四十四條第二項（同項の表第十三條第一項並びに第十五條第二項及び第四項の項から第十六條の項までに係る部分に限る。）の規定 法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

四 第二十条、第二十一条、第四章第二節、第三十二條第一項（法第二十九條第一項の規定により行政機

四七頁

関個人情報保護法第十三條第二項の規定を読み替えて適用する場合に係る部分を除く。）、第二項（法第二十九條第一項の規定により行政機関個人情報保護法第二十八條第二項の規定を読み替えて適用する場合に係る部分を除く。）、第四項（法第二十九條第二項の規定により独立行政法人等個人情報保護法第十三條第二項の規定を読み替えて適用する場合に係る部分を除く。）、第五項（法第二十九條第二項の規定により独立行政法人等個人情報保護法第二十八條第二項の規定を読み替えて適用する場合に係る部分を除く。）、第七項及び第八項並びに第三十三條（法第二十九條第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十二條の規定により特定個人情報の開示の請求を受けた場合に係る部分を除く。）の規定 法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

（個人番号の指定及び通知等に関する経過措置）

第二条 第二条第一項の規定は法附則第三条第一項から第三項までの規定による個人番号の指定について、第二条第二項の規定は法附則第三条第一項から第三項までの規定による個人番号の通知について、それぞれ準用する。この場合において、第二条第一項中「法第八条第二項」とあるのは、「法附則第三条第四項において準用する法第八条第二項」と読み替えるものとする。

四八頁

2 第七条の規定は法附則第三条第四項において準用する法第八条第一項の規定による市町村長からの住民票コードの通知及び個人番号とすべき番号の生成の求めについて、第八条及び第九条の規定は法附則第三条第四項において準用する法第八条第二項の規定による個人番号とすべき番号の生成及び通知について、それぞれ準用する。

(個人番号カードの交付申請書の提出に関する経過措置)

第三条 交付申請者は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、第十二条第一項の規定の例により、住所地市町村長に対し、交付申請書の提出を行うことができる。この場合において、交付申請者が同日において既に当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者であるときは、当該交付申請書の提出は、同日において同項の規定によりされたものとみなす。

(法人番号の指定に関する経過措置)

第四条 この政令の施行の日前に、国の機関、地方公共団体及び設立登記法人以外の法人又は人格のない社団等であつて第三十七条各号に掲げる者について、当該各号に定める事実があつた場合において、その者が当該各号に規定する規定により届出書を提出したときは、当分の間、その者を当該各号に規定する規定

四九頁

により届出書を提出することとされている者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条中「確認された後」とあるのは、「確認された場合には、この政令の施行の日以後」とする。

別表(第二十六条、第三十四条関係)

一 恩赦法(昭和二十二年法律第二十号)第四条の特赦、同法第六条の減刑(同条に規定する特定の者に対するものに限る。)、同法第八条の刑の執行の免除又は同法第九条の復権(同条に規定する特定の者に対するものに限る。)が行われるとき。

二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項の規定による処分又は同法第一百条第一項に規定する犯則事件の調査が行われるとき。

三 地方自治法第百条第一項の規定による調査が行われるとき。

四 金融商品取引法の規定による報告若しくは資料の提出の求め若しくは検査(同法第六章の二の規定による課徴金に係る事件についてのものに限る。)、同法第百七十七条の規定による処分、同章第二節の規定による審判手続、同法第百八十七条(投資信託及び投資法人に関する法律第二十六条第七項(同法第五十四条第一項において準用する場合を含む。)、第六十条第三項、第二百十九条第三項及び第二百

五〇頁

二十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定による処分(金融商品取引法第百八十七条第一項の規定による処分にあつては、同法第百九十二条の規定による申立てについてのものに限る。)又は同法第二百十条第一項(犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十条において準用する場合を含む。)に規定する犯則事件の調査が行われるとき。

五 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第三十三條第一項(同法第三十四條の二十一の二第七項において準用する場合を含む。)の規定による処分(同法第三十一條の二第一項又は第三十四條の二十一の二第一項の規定による課徴金に係る事件についてのものに限る。)又は同法第五章の五の規定による審判手続が行われるとき。

六 檢察審査会法(昭和二十三年法律第百四十七号)第二条第一項第一号に規定する審査が行われるとき。

七 少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)第六條の二第一項又は第三項の規定による調査が行われるとき。

八 租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示若しくは提出の求め又は協力の要請が行われるとき。

五二頁

九 破壊活動防止法(昭和二十七年法律第二百四十号)第十一条の規定による処分の請求、同法第二十一条第一項の規定による審査、同法第二十七條の規定による調査又は同法第二十八條第一項(無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第百四十七号)第三十条において準用する場合を含む。)の規定による書類及び証拠物の閲覧の求めが行われるとき。

十 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第八條の二の規定による情報の提供が行われるとき。

十一 国際捜査共助等に関する法律(昭和五十五年法律第六十九号)第一条第一号に規定する共助(同条第四号に規定する受刑者証人移送を除く。)又は同法第十八條第一項の協力が行われるとき。

十二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十三條第一項の規定による報告若しくは資料の提出の求め又は立入検査が行われるとき。

十三 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号)第二十一条の規定による共助が行われるとき。

五二頁

十四 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十八条の規定による
諮問が行われるとき。

十五 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第九条第一項の規定によ
る申出が行われるとき。

十六 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第五十九
条第一項又は第二項の規定による共助が行われるとき。

十七 無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律第七条第一項、第十四条第一項若しくは第二
十九条の規定による調査、同法第七条第二項若しくは第十四条第二項の規定による立入検査又は同法第
十二条第一項の規定による処分の請求が行われるとき。

十八 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第十八条第二項
の規定による諮問が行われるとき。

十九 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第三十二条の規定による報告の徴収が
行われるとき。

五三頁

二十 行政機関個人情報保護法第四十二条の規定による諮問、行政機関個人情報保護法第四十九条第一項
の規定による報告の求め又は行政機関個人情報保護法第五十条の規定による資料の提出及び説明の求め
が行われるとき。

二十一 独立行政法人等個人情報保護法第四十二条第二項の規定による諮問又は独立行政法人等個人情報
保護法第四十八条第一項の規定による報告の求めが行われるとき。

二十二 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）第六条
第一項に規定する犯罪被害財産支給手続又は同法第三十七条第一項に規定する外国譲与財産支給手続が
行われるとき。

二十三 犯罪による収益の移転防止に関する法律第八条第一項の規定による届出、同条第三項若しくは第
四項の規定による通知、同法第十二条第一項若しくは第十三条第一項の規定による提供、同法第十二条
第二項の規定による閲覧、謄写若しくは写しの送付の求め、同法第十四条若しくは第十八条第二項の規
定による報告若しくは資料の提出の求め又は同法第十五条第一項若しくは第十八条第三項の規定による
立入検査が行われるとき。

五四頁

二十四 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）第二条第四号に規定する証拠の提供、同条第十号に規定する執行協力又は同法第五十二条第一項に規定する管轄刑事事件の捜査に関する措置が行われるとき。

二十五 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第八十五条第一項に規定する更生緊急保護が行われるとき。

二十六 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第八条第一項、第十一条第四項若しくは第十四条第二項の規定による移管又は同法第二十一条第二項の規定による諮問が行われるとき。